

平成29年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期12月1日(金)～12月21日(木)

(会期21日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
12月 1日	金	本会議(開会)	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会(午前9時開会) ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決 ・各委員会協議会
12月 2日	土	休 会	
12月 3日	日	休 会	
12月 4日	月	休 会	
12月 5日	火	休 会	
12月 6日	水	休 会	
12月 7日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問(午前9時開会)
12月 8日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問(午前9時開会)
12月 9日	土	休 会	
12月10日	日	休 会	
12月11日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問(午前9時開会) ・質疑・委員会付託
12月12日	火	休 会	
12月13日	水	常任委員会	
12月14日	木	常任委員会	
12月15日	金	常任委員会	予備日
12月16日	土	休 会	
12月17日	日	休 会	
12月18日	月	休 会	
12月19日	火	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・討論通告〆切
12月20日	水	休 会	
12月21日	木	本会議(閉会)	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会(午後1時開会) ・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成29年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|--------------|--------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成29年12月1日 | 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 尾 下 孝 二 |
| 1. 開 | 会 平成29年12月1日 | 城 川 支 所 長 | 高 橋 司 |
| | 午前10時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| 1. 散 | 会 平成29年12月1日 | 消 防 本 部 消 防 長 | 西 川 傳 |
| | 午前11時42分 | 総 務 課 長 | 宇 都 宮 裕 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別 紙 の と お り |
| 8 番 | 山 本 英 明 | 1. 会 議 の 経 過 | 別 紙 の と お り |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |

1. 欠 席 議 員

3 番 宇 都 宮 俊 文

1. 会 議 録 署 名 議 員

6 番 河 野 清 一

7 番 佐 藤 恒 夫

1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り

説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	河 野 敏 雅
教 育 長	保 木 俊 司
総 務 企 画 部 長	宗 正 弘
会 計 管 理 者	山 口 正 人
公 営 企 業 部 長	三 好 敏 也
産 業 建 設 部 長	山 岡 薫 彦
生 活 福 祉 部 長	酒 井 信 也
教 育 部 長	松 川 伸 二

議 事 日 程			介護老人保健施設事業会計決算の認定について
1	会議録署名議員の指名 (6番 河野清一、7番 佐藤恒夫)		
2	会期の決定 (12月1日～12月21日 21日間)		
3	認定第 1号 平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	4	議案第 93号 財産の無償譲渡について
	認定第 2号 平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第 94号 財産の無償譲渡について
	認定第 3号 平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5	議案第 95号 西予市認定こども園条例制定について
	認定第 4号 平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	6	議案第 96号 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
	認定第 5号 平成28年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第 97号 西予市一般職の任期付職員採用に関する条例及び西予市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	認定第 6号 平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	議案第 98号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	認定第 7号 平成28年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	議案第 99号	西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	認定第 8号 平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第 100号 西予市農村地域工業等導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	認定第 9号 平成28年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第 101号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
	認定第 10号 平成28年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第 102号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について
	認定第 11号 平成28年度西予市水道事業会計決算の認定について		議案第 103号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
	認定第 12号 平成28年度西予市病院事業会計決算の認定について		議案第 104号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定
	認定第 13号 平成28年度西予市野村		

- について
- 議案第105号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第106号 西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について
- 議案第107号 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について
- 8 議案第108号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について
- 議案第109号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 9 議案第110号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第7号）
- 10 議案第111号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第112号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第113号 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第114号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

追加議案

- 1 議案第115号 移動診療車の取得について

本日の会議に付した事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 認定第 1 号 平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成28年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成28年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 平成28年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 10 号 平成28年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 平成28年度西予市水道事業会計決算の認定について

認定第 12 号 平成28年度西予市病院事業会計決算の認定について

認定第 13 号 平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

4 議案第 93号 財産の無償譲渡について
議案第 94号 財産の無償譲渡について

5 議案第 95号 西予市認定こども園条例制定について

6 議案第 96号 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 97号 西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び西予市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 98号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 99号 西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第100号 西予市農村地域工業等導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第101号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

議案第102号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について

議案第103号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について

議案第104号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第105号 西予市単独市営住宅条例

- の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第106号 西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について
- 議案第107号 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について
- 8 議案第108号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について
- 議案第109号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 9 議案第110号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第7号）
- 10 議案第111号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第112号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第113号 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第114号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

追加議案

- 1 議案第115号 移動診療車の取得について

開会 午前10時00分

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。これより平成29年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 皆様、おはようございます。平成29年西予市議会第4回定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

いよいよ師走に入りました。寒さとともに気ぜわしさを感じるころとなりましたが、議員の皆様におかれましては、公私ともご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

先日の乙亥大相撲では、日本相撲協会の混乱の影響により、日程や招待力士の変更を余儀なくされ、市民及び関係者の皆様には大変ご心配やら、ご迷惑をおかけしたところでございますが、初日は入場者数にも影響が出ましたけれども、一転、2日目は熱気に包まれ、大関高安関、輝関を迎え、人気の稚児の土俵入りなどが行われ、盛会のうちに終わることができ、安堵しているところでございます。

さて、国または地域社会に対し顕著な功績を挙げた人や、公共的業務に長年従事してきた人に贈られる平成29年度秋の叙勲で、地方自治功勞として旧野村町議会議員を4期12年11カ月、西予市議会議員を3期12年務められ、それぞれの議長などを歴任されました山本昭義氏が旭日章授章を、同じく旧城川町議会議員を3期8年11カ月、西予市議会議員を3期12年務められ、それぞれの議長などを歴任されました梅川光俊氏が旭日双光章を受賞されました。お二人ともに豊富な経験と卓越した見識をもって、旧町及び西予市の振興・発展に多大なる貢献をいただきました。ここに改めまして、敬意と感謝を申し上げますとともに、受賞をお喜び申し上げます。

さて、11月14日から16日にかけて、日本ジオパーク委員会による4年に一度のジオパーク再認定に向けての現地審査が行われました。3名の審査員により、行政やジオガイド、地域づくり関係者に対し、認定時に提示された課題に対する取り組み内容、現在の活動状況等についてのヒアリングや意見交換が行われました。再審査に向けての準備、対応など関係者の皆様には、格別なご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。3日

目の審査員講評におきましては、地質、地形の特徴やその成り立ちと人々とのかかわりをわかりやすく説明、紹介できるストーリーを明確化するようご指摘をいただく一方で、地域の皆さんのジオパーク活動に対する積極的な取り組み姿勢、子どもたちへの教育の浸透、西予市の特徴である多様性といった面に対して、高評価をいただいたところであります。今月22日に再認定の可否が決まることになっておりますが、これまで、西予市がまちづくりの担い棒として、市民の皆様のご理解、ご協力を得ながら進めてまいりました四国西予ジオパークの取り組みや、地域での活動が高く評価され、再認定に結びつくことを切に願っているところであります。

さて、本定例会でございますが、契約2件、条例制定1件、条例改正10件、指定管理者の指定2件、補正予算5件など合計22件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。なお、議案の提案理由につきましては、上程の際に説明を申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、6番河野清一君、7番佐藤恒夫君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から12月21日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から12月21日までの21日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、閉会中の継続審査となっております認定第1号「平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括議題といたします。

西予市決算審査特別委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

西予市決算審査特別委員会委員長、源正樹君。

○源西予市決算審査特別委員会委員長 西予市決算審査特別委員会審査報告。平成29年10月23、25、30日の3日間、委員会を開催し、第3回定例会で当委員会に付託されました認定第1号「平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12の特別会計及び公営企業会計について審査を行い、全て認定と決しました。

審査の概要については、お手元の報告書より抜粋をして報告を申し上げます。

まず、認定第1号「平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」からご報告いたします。消防総務課所管分「常備消防施設整備事業」について、ヘリポート地点の増加数についての質疑があり、消防署管内で前回より6カ所増設したとの答弁がありました。

教育総務課所管分「生徒国際交流事業」では、平成28年度から派遣人数が減少していることについて議論が交わされました。理由として、応募者が少なくなり、参加生徒に目的意識の差が生じ、さまざまな影響が考えられるためとの説明がありました。

まちづくり推進課所管分「せいよ地域づくり交付金事業」については、収益事業に取り組んでいる地域はあるのかとの質疑がありました。城川町遊子川地区の食堂ゆすかわの取り組み、宇和町多田地区での地元米を活用したお酒の製造、野村町野村地区では乙亥会館内で喫茶店等の営業開始など、法人格を掲げて活動している地域があり、住民自治が収益事業を上げていくという活動が少しずつ芽生えてきている。このような活動が派生するように、引き続き支援をしていきたいとの答

弁がありました。民間運営路線バスや生活公共交通バス等の地域公共交通のあり方について議論がありました。西予市地域公共交通形成計画を策定し、愛媛県も県全体の公共交通網形成計画を策定しようとしている。市内だけでなく県全体を考えた上で、より使いやすく効率的な体系を検討されており、市として、他地域と結ぶ幹線の交通機関として公共交通を使用し、活性化していくような意見も提出していきたいとの答弁がありました。

総合政策課所管分「オフィス改革事業」では、事業の成果について質疑がありました。書類棚等を取り除いてできたスペースを有効活用し、協議する場所を設けることで、課を越えて職員が集まり、いろいろな企画立案が可能となったとの答弁がありました。また、業務の効率化が図られたことで残業時間が減少し、以前に比べて、職員間でコミュニケーションが図られ、意識改革につながっているとの説明もありました。

経済振興課所管分「米博物館リノベーション事業」では、民間のノウハウを生かした効果について質疑があり、カフェ起業希望者を対象にした珈琲教室や、直営カフェの開館など指定管理者が計画を立て事業を行ってはいるが、全てが実施されている状況ではない。米博物館で行われている事業の周知不足については、担当課として課題として認識しており、意見交換を行いながら有効活用できるように、ともに進めていきたいとの答弁がありました。

農業水産課所管分「伊予生糸推進事業」では、生産目標3トンを目指す取り組みはとの質疑があり、目標を目指すには繭の生産施設が足りず、製糸工場の機械も古くなり、買い替えの時期が来ている状況であるなどの問題があり、生産計画や施設整備等を検討している状況である。販売先については、伊勢神宮への納品と合わせ、今後新規開拓していきたいと考えてるとの答弁でした。

建設課所管分「危険空家除却事業」について、放置されている危険空家の除却について質疑がありました。相続者や所有者をたどっていき、判明すれば補助事業を利用しての除却をお願いする。不明の場合は協議会にかけ、最終的に市が行政代執行で除却することも考えられるとの答弁でした。

市民課所管分「マイナンバーカード交付事業」では、交付率日本一を目指していたが、現在の状

況はとの質疑がありました。平成29年8月末現在の申請件数は7,311件、交付件数は6,497件、交付率16.3%は全国第5位であり、今後も啓発を進めていきたいとの答弁がありました。

認定第2号「平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」では、平成28年度末をもって閉場となった三瓶授産場について説明があり、閉場後の取り組みについて質疑がありました。国の政策として、地域共生社会への実現に向けた複合的な施設の取り組みが展開される予定となっており、三瓶町の福祉の拠点となる事業展開ができないか検討しているところであるとの答弁がありました。

認定第11号「平成28年度西予市水道事業会計決算の認定について」では、市内の水道施設耐震化率について質疑があり、28年度末で基幹管路で10.1%、浄水場で33.4%、配水池で22.7%であり、予算は限られるが少しずつでも耐震化に取り組みたいとの答弁がありました。

認定第12号「平成28年度西予市病院事業会計決算の認定について」では、西予市民病院の外来患者数は平成27年度と比較し、約4,300人増加しているが、野村病院と比較すると低くなっていることについて質疑があり、開院後、外来、入院患者数とも毎年増加しているが、宇和町内に開業医が多いことも影響し、野村病院と比較すると平均外来患者数は少ない状況である。患者数の減少は経営的に影響するものであり、接遇研修や交流イベントを開催するなど、引き続き努力をしていきたいとの答弁がありました。そのほか、療養病床の利用状況や透析患者の推移状況など、多岐にわたり意見を交わしました。

そのほか、各分野において、多岐にわたり詳細に質疑応答が行われ、平成28年度の決算の総括と次年度に向けた意見が交わされました。

以上、当委員会の審査の概要について申し上げましたが、理事者におかれましては、審査において出された質疑や意見に対し、新年度の予算編成において可能な限り対応するよう検討するとともに、予算措置のあり方など十分に精査をしていただきたいと思います。引き続き、限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、費用対効果の見極めと、財政、健全財政の堅持に努められるよう要望をしたいと思います。

以上、委員会審査報告といたします。

平成29年12月1日、西予市決算審査特別委員会委員長 源正樹。

○議長 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第13号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第13号までの12件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第93号「財産の無償譲渡について」及び議案第94号「財産の無償譲渡について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第93号及び議案第94号「財産の無償譲渡について」関連がございま

すので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本市が設置する多田保育園及び石城保育園につきましては、公募選定により市内の社会福祉法人に移管することとし、平成29年第3回定例会において、両施設を廃止する議決をいただいたところでございます。譲渡先につきましては、施設の継続的な安定運営を図るため、平成30年4月1日を期日として、多田保育園及び石城保育園を、社会福祉法人西予総合福祉会へ無償譲渡するものであります。譲渡先となります社会福祉法人は児童福祉施設を始め、総合的な施設運営に関して長年にわたる実績を有しており、保育所の運営においても安心してお任せできるものと考えております。

以上、2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第95号「西予市認定こども園条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第95号「西予市認定こども園条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、西予市保育所等施設整備計画に基づき、土居保育所及び魚成保育所を統合、移転し、平成30年4月から、新たに保育所型認定こども園としての開園を進めております。

この認定こども園は、保育所に幼稚園の教育機能を備えることで、幅広く子どもの受け入れが可能となるとともに、一時預かり事業や、子育て相談などを実施することで、安心して子育てができる環境をつくり出し、子育て支援の拠点となる役割を果たすものでございます。本条例は、就学前の子どもに対する教育と保育を一体的に推進することを目的とした認定こども園の設置及び運営に関する必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第96号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第105号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」までの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 議案第96号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、市が特定個人情報独自に利用する場合や、社会保障、税、災害対策等関係法令に基づいて事務を執行する際に、当該情報を利用する場合における特定の事務を定めることで、各種申請時における添付書類の省略を行うなど、市民サービスの向上を図るために制定しております。今回、西予市教育委員会が取り扱う就学援助に関する支援事務に対して、特定個人情報を提供し、さらなる市民サービスの向上を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第97号「西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、明浜出張所及び城川出張所において、平成30年度から救急業務の24時間体制を実施するに当たり、准救急隊員として一般職の任期付職員を採用するため、所要の改正を行うものであります。主な改正内容でございますが、一般職の任期付職員を採用するに当たり、地方公務員法の規定に基づき、給料月額及び手当等の給与を定めるとともに、勤務時間等の整備を図るものでございます。

続きまして、議案第98号「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づき、就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、西予市職員の育児休

業等に関する条例において、所要の改正を行うものであります。主な改正内容でございますが、非常勤職員について、当該子の養育の事情を考慮し、特に必要と認められる場合として、条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日まで育児休業をすることができるようにするものでございます。

続きまして、議案第99号「西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、対象となった事業者に対して、固定資産税を3年間課税免除するものであります。今回の改正は、同法の改正に伴い、条例の題名、条項及び用語の改正を行うとともに、関係する西予市企業誘致条例についても所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第100号「西予市農村地域工業等導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、農村地域工業等導入促進法に基づき、適用を受けるものに対し、固定資産税を3年間課税免除するものであります。今回の改正は同法の改正に伴い、対象業種を現行の工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業に限定せず、産業全般に拡大されたことから、条例の題名、条項及び用語の改正を行うとともに、関係する西予市企業誘致条例についても、所要の改正を行うものでございます。

以上、5議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第101号「西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

中学生までの医療費無料化につきましては、平成30年度に向けた助成範囲の拡充について前向きに検討を重ねてまいりました。今後の方針といたしましては、段階的に医療費助成の拡充を進めることとし、今回は、小学生、中学生の通院に係

る一部負担金が月に2,000円を超える場合において新たに助成を行い、子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第102号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市が設置する土居保育所及び魚成保育所は、西予市公立保育所のあり方に関する方針に基づき、保護者及び地域の皆様と協議を重ね、統合移転の検討を進めてまいりました。その結果、両保育所を廃止し、平成30年4月1日から、就学前の子どもに対する教育と保育を一体的に行う認定こども園を開設することとしたため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第103号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、国民健康保険法に基づき、西予市国民健康保険直営診療所を市内8カ所に開設し、地域住民の医療の確保に努めてまいりました。しかしながら、過疎、少子化の進展に伴う診療収入の減少、さらには施設及び医療機器等の老朽化により、安定した経営による医療サービスの提供が困難になりつつあることから、一部診療所の廃止を行うものであります。今回の改正は平成30年3月末に俵津歯科診療所、高山歯科診療所及び狩江診療所を廃止し、平成30年7月末に惣川診療所及び遊子川出張診療所を廃止するものであります。なお、惣川及び遊子川地区につきましては、移動診療車による巡回診療を実施することで、引き続き、地域住民に医療を提供していく予定であります。

以上、3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 議案第104号「西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る関係法律の整備に関する法律が施行され、公営住宅法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。現在、市営住宅の入居者には、毎年収入申告を義務づけていますが、今回の法改正により認知

症患者等が住宅入居者である場合における収入申告義務が緩和されることになりました。また、本市では西予市市営住宅ストック総合計画、並びに西予市公営住宅等長寿化計画に基づき、施設の建て替え、用途廃止及び維持管理を行っております。今回、本計画に基づき用途廃止を行うとともに、施設名称の変更を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第105号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、建築後30年以上が経過し、老朽化した既存施設の用途廃止を行うとともに、西予市公共施設等総合管理計画に基づき、廃止される7つの教員宿舎を単独市営住宅として有効活用するほか、所要の整備を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第106号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」及び議案第107号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 議案第106号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、西予市野村町惣川天神地区に江戸時代後期に建築された庄屋敷数であり、昭和43年に旧野村町の有形文化財に指定され、平成10年に改修された茅葺き民家交流館土居家のほか、農村体験交流館、農村文化伝承棟により構成されております。これらの施設を保存活用することにより、地域が有する歴史、生活文化の保存伝承に努めるとともに、都市生活者の農村体験や地域滞在を促進し、農林業の振興と農山村地域の活性化を図る施設として位置づけられている施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補といたしまして、西予市産業建設部指定管理者審査委員会にて審査した結果、非公募により、惣川自治振興会を選定しましたので、その指定について、議会の

議決を求めるものであります。その理由といたしましては、惣川自治振興会がこれまで当該施設を活用した交流人口の増加を図るための各種イベントの開催や、地域PR活動などさまざまな事業を実施した実績があり、施設の設置目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、また、西予市が目指している地域活性化の拠点としての負託に応え得る人的、組織的な力を持った団体であることなど、惣川自治振興会が公共の役割に広く寄与することが可能であるとともに、効率化かつコスト低減の面でも、その能力を十分に有しており、この施設の管理を行わせることが適当と判断したものであります。なお、惣川自治振興会の概要及び事業計画につきましては、別紙の参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第107号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

当施設は旧野村町において、昭和45年に国営草地改良事業により、四国カルスト大野ヶ原の草地改良事業が実施され、大野ヶ原牧場が設置されたものであります。施設の目的といたしましては、生乳生産の基礎となる育成段階の牛を大野ヶ原育成牧場において約2年近く飼養し、人工授精により受胎後酪農家へ引き渡すことで、生産者の生産コストを低減し、足腰の強い、生涯生産乳量の多い乳用牛を生産することが可能となり、市内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、担い手の育成確保を図り、合理的な営農活動の推進をするものであります。今回、本施設の指定管理者の候補といたしまして、西予市産業建設部指定管理者委員会にて審査した結果、非公募により、東宇和農業協同組合を選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。その理由といたしましては、平成22年度から運営管理を行っており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、当施設における育成牛の飼養管理は生き物を生産者から預かり、人工授精により受胎後、生産者へ引き渡すといった年間休日のない牧場管理、牛の飼養管理、人工授精など特殊な技術を有していること、また、東宇和農協は県内最大の畜産産業の中核であり、仔牛育成所を運営し飼養能力が高いこと、加えて、西予市の生乳は全量東宇和農協が集荷し、生産者と密接に連携していること、以上の点により、東宇和農業協同

組合にこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

以上、2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第108号「愛媛県市町総合事務組規約の変更について」及び議案第109号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 議案第108号「愛媛県市町総合事務組規約の変更について」及び議案第109号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である東温市を日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、またはその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるとともに、脱退に伴う財産処分を検討するため、地方自治法第286条第1項及び第289条の規定により、関係組合市町と協議を行う必要があることから、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、議案第110号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 議案第110号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第7号)」について、提案理由についてご説明を申し上げます。

その前に、平成30年度税制改正に伴う、地方財政への影響に関しまして少し触れたいと思います。先般、総務省では、内部の検討会における地方消費税の清算基準、配分見直しの改革案を示しました。現在の地方消費税は販売額が75%、残

り25%を人口と従業者数の割合で配分しており、販売店を多く有する大都市圏に偏りが出る配分割合となっております。検討会案では、この偏在性を少なくするためには、販売額が5割強、人口が5割弱と、人口に応じた配分に重点を置いた内容となっております。当市のように市内の商業施設が少なく、市外へ買い物に出かける度合いが高い地域にとりましては、増収となることが期待をされます。大都市圏からの反発も当然ありますが、社会保障経費に係る恒久財源である消費税の性質からも、また自主財源の乏しい、財政力の低い地方の自治体における貴重な財源確保のためにも、改革案の実現を強く望むところであります。また、地球温暖化対策として、市町村が実施する森林整備事業費等の財源となる森林環境税の創設についても、平成30年度税制改正の中で結論を得るとしております。当市は面積の約8割を森林が占めておりますが、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、担い手不足などにより、林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。そうした中で、当市では、林道及び作業道の整備、担い手育成、林業事業者への支援等を積極的に行い、森林の有する多面的機能の発揮と林業の活性化に努めているところであります。検討されております森林環境税は、地域における森林整備の推進、林業振興の強力な後押しになるとともに、パリ協定を踏まえた地球温暖化対策に大きく貢献できるものであると考えます。税額や対象事業、自治体への配分基準、また、本県のように、既に独自で森林環境税を導入している場合の二重課税の問題など多くの課題が残っている状況ではありますが、早期導入が図れることを期待するものであります。今後、厳しい財政状況が見込まれる中にありまして、国の税制改正によりまして、地方の財源確保、拡充が進むことを期待するとともに、得られた財源につきましては、慎重かつ的確、計画的に有効活用してまいりたいと考えているところであります。

さて、今回の補正予算でございますが、国、県補助事業において、要綱改正等による補助金単価の改正及び実績見込みによる事業費、並びに財源の調整、突発的な施設修繕及び次年度に実施予定の事業に係る準備経費、台風により被災した施設の災害復旧費等を計上するものであります。

主な内容といたしましては、総務費では、平成

30年度のジオパーク拠点施設建設に伴い、城川支所周辺の駐車場整備を事前に行う必要があり、その測量設計費等に要する経費。

民生費では、私立保育所、幼稚園等の入園児に係る給付費の加算及び実績見込みによる負担金の増額。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払制度事業における交付面積及び超急傾斜加算面積の変更による交付金の増額。

土木費では、国庫支出金の内示額の変更に伴う道路改良事業等の財源調整及び事業費の調整。

消防費では、平成30年度より運用開始予定の准救急隊員制度に伴う職員研修及び貸与する被服等の経費であります。

教育費では、公共施設等総合管理計画に基づき、教員住宅の一部を市営住宅に移管するための修繕費等に要する経費であります。

災害復旧費で10月22日の台風21号により、河川護岸、市道路肩等が崩壊したことにより、被災箇所の復旧工事費、そのようなものを計上いたしております。

これらの事業の主な財源につきましては、災害復旧費国庫負担金、子ども・子育て支援交付金、県負担金及び補助金、地方債のほか、財政調整基金を繰り入れ、収支均衡を図るものであります。これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1億1,404万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、278億5,659万7,000円と定めるものであります。また、債務負担行為の追加として、平成30年度に実施予定の事業及び指定管理施設の管理運営事業など8事業につきまして、限度額を設定しております。地方債補正では、主に道路改良事業等の財源調整及び災害復旧事業に伴う限度額の変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山住財政課長。

○山住財政課長 それでは、予算書に沿いまして、歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の12ページをお開き願います。

総務費1項5目財産管理費、市有財産維持管理

事業719万円ではありますが、平成30年度中に開始予定のジオパーク拠点施設の建設に伴い、予定地の城川支所庁舎前の駐車場が使えなくなることから、これにかわる駐車場を整備するための測量設計費及び暫定的な駐車場整備に係る経費を計上いたしております。8目電算管理費、電算システム開発導入事業620万円ではありますが、法改正等によります障害者総合支援システム、生活保護システム、旧姓併記によるマイナンバーカードシステムの改修に係る経費を計上するものであります。

13ページをお開き願います。

民生費1項1目社会福祉総務費、福祉避難所機能強化・整備促進事業96万2,000円ではありますが、市が指定しております福祉避難所に対しまして、災害発生時の避難訓練等に必要な用具を支給するもので、その用具の購入に係る経費を計上するものであります。2項1目児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業762万2,000円ではありますが、子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正による国及び県の補助単価の上昇と実績見込みを反映したことにより、増額分の運営委託料を計上するものであります。また、子育て支援センター事業316万2,000円の減額でございますが、三瓶地域の子育て支援センターにおきまして、当初計画いたしておりました一時預かり事業を同地域のひまわり保育園が実施することとなり、子育て支援センター事業に計上しておりました業務委託料を減額し、実績見込み額として、保育支援事業158万3,000円に組み替え、計上するものでございます。さらに、保育所（園）管理事業426万6,000円では、多田及び石城保育園におきまして、和式から洋式へのトイレ改修、老朽化した大型炊飯器等の更新に係る経費、保育所等施設整備事業115万6,000円では、平成30年7月に開園予定のしろかわ保育所の高圧受電設備におきまして、法定点検結果に基づき修繕に係る経費を計上するものであります。2目児童措置費、教育・保育給付費支給事業1,747万1,000円ではありますが、私立保育所、幼稚園、認定こども園の入園児に係る給付費におきまして、積算基礎となる公定価格の増額、処遇改善加算適用による増額等に伴い、実績を見込み、給付費の増額分を計上するものであります。

14ページをお開き願います。

農林水産業費1項3目農業振興費、農用地利用集積事業40万円ですが、宇和町伊延西地区におきまして、集落営農の法人化設立に係る支援補助金を計上するものであります。7目中山間地域等直接支払制度事業費242万2,000円ですが、当事業の交付金対象となる交付面積及び超急傾斜加算面積が増加したことにより、交付金の増額分を計上するものであります。

15ページをお開き願います。

9目農業施設管理費、明浜農産物集出荷施設管理運営事業24万4,000円ですが、当集出荷場に設置いたしております、かんきつ等を冷凍する冷凍庫が老朽化により故障したことから、取り替えに係る経費を計上するものであります。土木費2項2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業1,586万6,000円ですが、野村地区において例年の実績を踏まえ、今後不足が見込まれます積雪時の除雪経費としての重機借上料を増額し、また、城川地区におきまして舗装路面の損傷が著しく、地区住民の一般車両通行に支障を来している市道の舗装に係る工事請負費を計上するものであります。3目道路新設改良費ですが、各路線間等におきまして、事業量及び事業費を調整するものでございます。

16ページをお開き願います。

消防費1項1目常備消防費、消防職員教育研修事業48万2,000円ですが、平成30年度から明浜及び城川出張所における救急24時間体制への整備に向けて、准救急隊員制度を活用した人員配置を行うため、その人員の愛媛県消防学校での研修に係る経費等を計上するものであります。また、消防吏員制服等貸与事業212万1,000円ですが、平成30年度から着任をいたします消防吏員及び准救急隊員等の採用人数が増加したことに伴い、不足する制服等貸与品の購入費を計上するものであります。4目災害対策費、防災行政無線・情報システム整備事業224万7,000円ですが、宇和地区の防災行政無線設備におきまして、親局の直流電源装置が故障し支障を来すため、更新に係る経費を計上するものであります。教育費1項4目教員住宅管理費、教員住宅維持管理事業198万5,000円ですが、利活用の見込めない教員住宅を廃止するとともに、一部を市営住宅に移管し

有効活用を図るため、住宅の修繕等に係る経費を計上するものであります。

17ページをお開き願います。

2項1目学校管理費、小学校施設修繕事業84万円ですが、多田小学校のグラウンドにおきまして、台風18号の影響により、水路で処理しきれず、あふれ出た雨水等が流入し、グラウンドを侵食したため、真砂土の補充と整地に係る経費を計上するものであります。2項2目教育振興費、準要保護児童負担事業110万5,000円及び3項2目教育振興費、準要保護生徒負担金事業219万4,000円ですが、国の補助要綱改正に伴い、平成30年4月からの就学予定児童及び生徒に対し、平成29年度中に新入学学用品費等を支給するための経費を計上するものであります。

18ページをお開き願います。

災害復旧費6項1目道路橋梁河川災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧事業(現年度)3,375万円ですが、台風21号の影響により被災した河川護岸、市道路肩等を復旧するための経費として、委託費及び工事請負費を計上するものであります。諸支出金2項1目基金費、財政調整基金事業5万円をはじめとする基金の積み立てであります。年度途中の積み増し等により、当初予定をしておりました額より増額したため、それに伴って増収となった預金利子収入の積立金を計上するものであります。

予算書は前に戻っていただきまして、9ページをお開き願います。

続きまして、主な歳入についてご説明を申し上げます。

分担金及び負担金2項1目民生費負担金、私立保育所保護者負担金、減額の195万3,000円ですが、第3子無償化措置等、事業実績見込みにより減額するものであります。国庫支出金1項1目、民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金396万5,000円ですが、教育・保育給付費支給事業の実績見込みにより、また、5目災害復旧費国庫負担金1,934万3,000円は災害復旧事業費の補正に合わせ計上するものであります。2項国庫補助金では、国の補助金内示によりまして、また、1目民生費国庫補助金で障害者総合支援事業費国庫補助金45万3,000円、子ども・子育て

て支援交付金201万5,000円、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金48万円、また、8目総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金425万5,000円など増額いたしまして、国庫支出金合計では3,051万1,000円の増額となっております。

10ページをお開き願います。

県支出金1項2目民生費県負担金、子どものための教育・保育給付費県負担金198万3,000円ではありますが、民生費国庫負担金と同様に教育・保育給付費支給事業の実績見込みにより計上するものであります。県支出金2項県補助金では、県の補助金内示により、1目総務費県補助金で新ふるさとづくり総合支援事業費県補助金98万3,000円、2目民生費県補助金で、福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金24万円、子ども・子育て支援事業費県補助金201万5,000円。子どものための教育・保育給付費県補助金142万9,000円。4目農林水産業費県補助金で、農地集積推進事業費県補助金40万円、中山間地域等直接支払事業費交付金181万5,000円などを増額し、県支出金合計では、886万5,000円の増額となっております。このほか、財産収入1項2目の預金利子収入、各事業の事業費調整等による特定財源としての地方債、基金繰入金などの調整を行うものであります。

5ページをお開き願います。

債務負担行為補正といたしまして、平成30年度の広報印刷製本費、また、生活交通バス運行業務委託、今年度中に契約相手先を決定する必要があるもの。また、今年度末で指定管理期間が満了となります公共施設のうち、平成30年度以降の指定管理委託に係るもの、合計8件につきまして、期間及び限度額等を設定するものであります。

6ページをお開き願います。

事業費の調整等に伴い、地方債補正を行っております。起債の目的別では、旧合併特例事業1,050万円、災害復旧事業1,120万円を増額し、また、過疎対策事業10万円を減額し、限度額を設定するものであります。

2ページをお開き願います。

市債の総額は今回の補正によりまして、2,2

50万円増額し、39億4,402万3,000円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時16分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時30分)

(日程10)

○議長 次に、日程第10、議案第111号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」から議案第114号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第111号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。今回の補正の主な内容につきましては、国民健康保険制度改正に伴う国庫補助金の交付決定により歳入歳出予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましては、平成30年3月末をもって廃止する俵津歯科診療所、高山歯科診療所及び狩江診療所の既存のリース機器解約金になります。

これによりまして、既決をいただいております歳入歳出予算に、それぞれ388万7,000円を増額し、診療施設勘定予算の歳入歳出予算の総額を3億3,070万4,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第112号「平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、介護サービス利用者数及び利用回数等の増加に伴う介護サービス給付費の増額、並びに総合事業審査支払件数の増加に伴う手数料を増額するものであります。これによりまして、既決をいただいております歳入歳出予算に、それぞれ1,686万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を58億1,480万8,000円と定めるものであります。

以上、2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 議案第113号「平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度の永長、神野久、田之筋、中川、石城、多田、明間の各浄化センター、中継ポンプ施設維持管理業務における債務負担行為を設定するものであります。現在稼働中であり、引き続き、平成30年4月1日から業務を実施する必要があることから、今年度内に当該業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、第1表のとおり、債務負担行為を設定するものであります。

続きまして、議案第114号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度の西予市浄化センター維持管理業務における債務負担行為を設定するものであります。現在、稼働中であり、西予市宇和、野村両地域の浄化センターの維持管理業務につきましては、引き続き、平成30年4月1日から業務を実施する必要があることから、今年度内に、当該業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、第1表のとおり、債務負担行為を設定するものであります。

以上、2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時36分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時37分）

○議長 お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第115号「移動診療車の取得について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって本件を本日

の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加日程1）

○議長 追加日程第1、議案第115号「移動診療車の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第115号「移動診療車の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市国民健康保険直営診療所の惣川診療所及び遊子川出張診療所につきましては、先ほど上程させていただきましたとおり、平成30年7月末に廃止を予定しております。この廃止に伴いまして、無医地区となる惣川及び遊子川地区におきましては、より効率的かつ効果的な医療を提供し、将来にわたって安心して医療を受けていただけるよう、移動診療車の運行による巡回診療を実施する運びとなりました。この度、購入いたします移動診療車はマイクロバスタイプを採用し、診察用ベッドはもとより、最新の血液分析装置、超音波診断装置、心電計など、最新の医療機器を搭載することで、より質の高い診療が可能となる仕様としております。今回購入に当たりましては、去る11月28日に指名競争入札を行い、小川ポンプ工業株式会社愛媛支社支社長眞部治夫氏が、2,678万4,000円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。なお、移動診療車の詳細な性能及び主要装備につきましては、別紙参照資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第115号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第115号「移動診療車の取得について」
は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立
を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第115号
は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしまし
た。

12月7日は午前9時より一般質問を行いま
す。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時42分

平成29年第4回西予市議会定例会会議録(第2号)

- | | | | |
|--------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成29年12月7日 | 消防本部消防長 | 西 川 傳 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 総 務 課 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 平成29年12月7日 | 財 政 課 長 | 山 住 哲 司 |
| | 午前 9時00分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1. 散 会 | 平成29年12月7日 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| | 午後 0時04分 | 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 1. 出 席 議 員 | | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 6 番 | 河 野 清 一 | | |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇之吉 | | |

1. 欠 席 議 員

3 番 宇都宮 俊 文

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	河 野 敏 雅
教 育 長	保 木 俊 司
総務企画部長	宗 正 弘
会 計 管 理 者	山 口 正 人
公 営 企 業 部 長	三 好 敏 也
産 業 建 設 部 長	山 岡 薫 彦
生 活 福 祉 部 長	酒 井 信 也
教 育 部 長	松 川 伸 二
明 浜 支 所 長	山 下 玉
野 村 支 所 長	尾 下 孝 二
城 川 支 所 長	高 橋 司
三 瓶 支 所 長	中 須 賀 敏 幸

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、17番小野正昭君。

○17番小野正昭君 質問に入る前に、一言お喜びと要請をさせていただきます。

去る10月2日、重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝になられ、また、12月1日には、愛媛文化スポーツ功労賞、翌2日には、西予市名誉市民授与式が行われ、西予市名誉市民になりました吉田和生氏に、まことに僭越ではございますけれども、文楽に関係する一人として、深甚なる敬意と満腔の祝意を申し上げますとともに、ご同慶にたえないところであります。

さて市長、そこですが、要請をさせていただきます。

昨年の秋、叙勲において長年の自治功労賞により、栄えある旭日中綬章をお受けになられた元県議会議長土居一豊先生及び東宇和・三瓶町合併協議会の幹事長として、さらに西予市初代市長として3期12年、西予市の礎のためにご尽力をされました三好幹二前市長のお二人を、西予市名誉市民として強く要請をし、進言をいたすものであります。

ご案内のとおり、お二人はこのご功績を上げる時枚挙にいとまがなく、最もふさわしい名誉市民になる方であると、私は強く信じておりますので、ぜひ、お願いを申し上げる次第であります。

さて、議長の許可がありましたので、今回は通告に準じて個人情報について、民生・児童委員について、入札について、財政について、大きく分けて以上の4件につき質問をいたします。

どなたが言われたのか忘れましたが、正面の理、側面の情、背後の恐怖、特にこの恐怖については、文字どおり私の後ろにおられる方々並びにケーブルテレビをごらんになっている市民の方々を思いますとき、今でも多少の緊張感とプレ

ッシャーを感じながら質問をいたします。

管家市長、あなたは昨年5月16日、市長に就任以来、1年6カ月余りが経過をし、陸上競技の400メートルトラックに例えると、既にトップコーナーを通過し、第2コーナーあたりかと思われれます。夢と希望を抱きながら就任をされ、1年半余りが経過をいたしました今日、市長の職責に充実感とともに多少の不安、苦しさ、辛さもあり、行政の厳しさを痛感されているのではないかと老婆心ながら拝察をいたしております。

第1の個人情報について質問をいたします。

個人情報については、平成20年12月議会で、後で質問をいたします民生委員については、平成22年3月に一般質問をいたしたところですが、思うところあって再度質問をいたします。

さて、この個人情報は、高度の情報、通信社会の進展に伴い、個人の情報の利用が著しく拡大していることから、個人の情報の適切な取り扱いに関し、その基本理念と政府の基本方針の作成、その他個人情報の保護に関する基本となるべき事項を定め、新たな産業の創出、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資することがその目的であり、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、また犯罪等により不利益が生じないよう、不当な差別、偏見などにその取り扱いに不利益が生じないよう、その取り扱いを特に配慮したものであり、私は、ざっくり言えば、当初、民間企業の営利の目的のため、個人の情報を制限し、個人の利益を守るのが当初の大きな趣旨ではなかったのかなど、このように思われます。

国から県を通じ、各市町村に通達され、当市も西予市個人情報保護条例を平成16年12月27日、条例第274号にて制定をされておりますが、次の民生委員、児童委員の質問と絡みもありますので、そこで、まず、国と当市の個人情報の取り扱いについて相違点があるのかお伺いをいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 皆さんおはようございます。本日は一般質問に当たりまして早朝より傍聴においでいただきまして心から感謝を申し上げます。

きょうとあす、来週月曜日の3日間にわたりまして8名の議員の皆様から一般質問をお受けすることになっております。

先ほど、小野議員さんのほうから名誉市民のことに対しましてご提言をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほどご提言をいただきました元愛媛県議会議長の土居一豊先生、そして初代市長であります三好幹二市長に対して、名誉市民を贈呈してはどうかというご意見でございました。議員各位のご意見や、市民各位のご意見を拝聴しながら今後検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それぞれの質問に対しまして、真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

市政運営の根本に関することに関しましては、私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野につきましては、副市長、教育長、各部長を中心として回答をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 おはようございます。

ただいま小野議員からご質問のありました国と西予市の個人情報の取り扱いの相違はあるのかというご質問にお答えをしたいと思います。

西予市では、総務省の提示をします個人情報の収集制限、そして利用制限、個人参加、適正管理、責任明確化、この五つの原則を基本としまして、西予市個人情報保護条例を制定をし、個人情報の適切な管理運用に努めているところでございます。

個人情報の取り扱いの事務につきましては、個人情報取り扱い事務台帳によりまして、一元的な管理を行うとともに、個人情報の収集目的以外に、個人情報を利用することを原則禁止をし、例外的に収集目的以外の目的に利用する場合には、個人の同意がある場合、または、法令に定めがある場合等、限定した理由に限るなど、国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に沿った取り扱いを行っているところでございます。

したがって、基本的には取り扱いについて、相違はないというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 ただいま宗総務企画部長の答弁では、相違点がないということでありましたけれども、やはり市民といたしましては、少し弾力性のある対応をしてもらいたいというのが偽らざる心境ではないかと思うんですね。規定は規定、しかし、行政側、上司にとっては忠実にその業務を行うのが優秀な職員かもわかりませんが、それをかたくなに守ると、市民にとってはちょっと窮屈過ぎるかなと。

それと、またもう一つ、以前にも申し上げましたけれども、各職員、各支所によって考え方、相違点がちらっとあるやに見受けられますので、やはりその辺は市長以下担当部長がよく指導をされて、支所に統一をしていただいて、あるときには支所長の権限に任すなりして統一的な方向で、ぜひ市民に個人情報については接していただきたいなど、このように要請をいたしておきます。

次に、地方公共団体はその保有する個人情報の性質、当該個人の情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適切な取り扱いの確保に必要な精査を講じなければならないとなっており、また、除外項目として、人の生命、身体、財産の保護の必要性があり、本人の同意が困難なとき、並びに公衆衛生上、また、児童の健全育成の推進のため、特に必要な場合、本人の同意が困難なときは除くと、国の規定ではそのようになっていないかという思考をいたしております。

それはさておきといたしまして、本来の個人情報の保護とは、本市は別の方向に行っているのではないか、いわゆる行政ファーストに解釈し過ぎていないか、お伺いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問でございませぬけれども、個人情報の保護とは別の方向に行っているのではないかとご質問をいただきました。

個人情報の保護条例におきましては、特定の個人が識別をされ、また、それだけでは特定の個人は識別はされなくても他の情報と照合することによりまして、特定の個人が識別がされるものを保護の対象となる個人情報として定めているものでございます。

また、市が適切適正に収集した個人情報でありましても、個人情報の目的外利用や外部提供は個

人の権利、利益の保護に反するおそれがあるため、原則禁止をしておりますけれども、先ほどご質問の中にもありましたように、効率的な行政運営や住民サービスの向上のために、目的外利用をすることがやむを得ないという場合もございますので、法令等により、個人情報の目的外利用等が義務づけられている場合のほか、法令等の趣旨、あるいは目的からして、目的外利用等ができる解釈をされるという場合には、例外的に適切な対応を図ることが必要であるというふうに考えております。

個人情報の保護等、適正かつ効果的な活用につきましては、十分考慮しながら取り扱いを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 一番最初の質問とちょっとダブリますし、発言、まだおりますけれども、受け取る市民にしてみたら、どうしても行政をかたくなに守ってるではないかなというふうに見受けられる点があるわけですよ。そこに、先ほど言いましたように弾力的にさせていただいたらなど、規則は規則です。しかし、規則の中に法律行為、これを罰し、事実行為これを罰せずということがあります。違法行為はいけません。脱法行為はええんです。そこにやっぱり職員の知恵が働くんではないかなと、このように思います。知恵を出して、それはだめですよと、ぼんとはねるんではないし、一呼吸置いて一段階置いて、市民のために対応していただきたいことを要請をしておきます。

大きな2点目として、民生・児童委員の対応について伺いをいたします。

民生委員法によりますと、第1条に「民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める」とあります。

国においては、平成24年7月17日、厚労省社会援護局地域福祉課長より事務連絡として、都道府県民生主管部担当課に民生委員、児童委員については、日ごろより多大なご協力をいただいております。としながら、さて近年、民生委員、児童委員については、地域における多様な生活課題の顕在化により、近年ますます期待される役割が大きくなっているところでありますが、市・区・

町・村においては、個人情報保護が肝心なところ

です。
過度に敏感な考え方をすることにより、民生委員、児童委員の活動ベースともなるべく、要援護者の情報が適切に提供されていないという声があり、参考事例を示した上で、「民生委員、児童委員の皆様、必要な個人情報が適切に提供され、平時における民生委員、児童委員の活動に支障が生じないよう、地域福祉活動が推進されるよう配慮願いたい」とありますが、そこでお伺いをいたします。

厚労省の課長からの要援護者に係る情報の把握、共有及び安否確認などの円滑な実施につき、県を通じ、各市町村に周知されたいとなっております。

当市は、この件、周知をされているのか、まず、伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 改めまして、おはようございます。

お尋ねの要援護者に係る情報の把握、共有及び安否確認などの円滑な実施については、平成19年8月10日に厚生労働省より地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術助言として、都道府県へ通知されており、当市にも愛媛県を通じて通知されております。

これによりまして、当市も日ごろから高齢者や障がい者などの災害による避難時に支援が必要となる人の情報収集、共有が不可欠であり、こうした取り組みを推進することにより、災害に強い福祉のまちづくりを目指すことが求められておりますので、当市としても、民生・児童委員の皆様並びに各関係機関と連携をとりながら、災害時に支援の必要な方々の情報、共有に努めているところでございます。

お尋ねの周知の部分でございますが、平成19年度でございます。また、5町全部で毎月民生委員の集まりをされる場所もあれば、2カ月に1回のところもありまして、ここで完全に周知されたかどうかということにつきましては、把握がちょっと難しい状況でございますので、回答とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 部長、言葉尻をとるようで大変失礼ですけども、周知ということは、あまね

く知り徹底することを言います。あまねく知り徹底することですね。周知されてないということですので、徹底もされてないんでしょう。

このことを踏まえて次の質問に入りますが、さらに、厚労省の社会援護局福祉課は、同じく平成24年7月17日付で、自治体から各民生委員、児童委員の個人情報の提供に関する事例集において、積極的に個人情報を提供している本県、松山市など全国7市町の好事例集を紹介をし、活用を勧めております。

そこでお伺いをいたしますが、当市はこのことを周知をし、民生・児童委員の方々に対し、必要な情報を提供し、平時における民生・児童委員の活動に支障が生じないよう、配慮をされているかどうかお伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 現在、西予市では、164人の民生・児童委員の皆様が日夜活躍をいただいております。

任期は3年間であり、担当地区に居住する住民のよき相談役、また地域のリーダーとして、的確な行動をとっていただいております。地域住民と確たる信頼関係を築いていただいているところでございます。

市といたしましては、各担当地区の委員活動に必要な情報については、西予市個人情報保護条例に基づき、西予市民生委員、児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱を平成24年に制定をし、この要綱に基づき提供をいたしております。

また、緊急に対応が必要な事例など、個々に相談事例があった場合には、要綱に定めのない情報についても提供するよう努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 次ですが、国が個人情報を行っている広報などを見ても、民生委員、児童委員は福祉事務所の協力機関として職責を担うものとされております。

活動の円滑な実施のために、個人情報の提供を受ける必要があり、民生委員、児童委員には、民生委員法において、守秘義務が課せられておること踏まえて、各主体からその活動に必要な個人情報が適切に提供されていることが望ましいと言われております。

これは消費者庁企画課個人情報保護推進室発行

の「よくわかる個人情報保護法」の一部にあります。

また、西予市民生・児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱は、平成24年3月議会で酒井宇之吉議員が一般質問により作成をされ、先ほど部長が答弁をされましたけれども、平成29年4月1日に一部変更削除をされております。

そこで質問をいたします。

当市の民生・児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱、内容はどのようになっておるのかお伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、西予市民生委員、児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱を平成24年に制定をし、提供する個人情報の内容、提供の申請方法、提供の方法、遵守事項などを定めております。

先ほど言っていたように、平成29年4月1日には、より活動していただく民生・児童委員さんの立場に立ったものとするため、要綱の一部を改正したものでございます。

これからも、民生・児童委員の皆様のご意見をお聞きし、個人情報保護条例との整合性も図りながら、臨機応変に運用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 部長が臨機応変にと言われましたけれども、提供は、差し出して相手の用に供することであり、ということは、先に差し出すのが提供なんです。当市は申請様式ですね。ここに様式、これ要綱ですよ、6項目。申請になりますね。印鑑をつけて申請ですね。申請とは、部長、国や公共機関に向かって許可を願い出ることが申請なんです。当市は申請なんです。提供とはどうしても考えにくい。

これも、6項目には、平成29年4月1日に改正になったのかな。6項に、その他市長が特に必要を認める事項、これは住基に限られると、絞っとるんじゃないですかね、住基、と私はそういうふうに解釈しとるんですが。

松山市なんか、相当な範囲提供しとるんです。これは先ほど言いました好事例集の市町村の松山市の例なんです。そこらをよく勘案をして、よそ

がされとるんですから、やはりいいところはまねて、民生・児童委員の方々が仕事がしやすいように、情熱をもってできるように、もっと言えばやる気が起きるような方策をとっていただきたいなと、このように思います。

そして、民生・児童委員は毎月1回活動報告の提出の義務があるのは御存じのとおりだと思います。

ちょっと古いんですけども、平成24年の厚生労働省の福祉要請報告によりますと、全国の総活動件数は、年間3,385万件、うち相談及び支援活動は717万件、内容は、高齢者が55.4%、子どもに関するものが20.4%、その他18.6%であります。

また、平成25年度の民生・児童委員さん1人当たりの平均では、訪問、連絡、相談支援数が292件、平均活動日数では年間130.7日となっております。

この仕事は、やらなければそこそこでいいんです。やろうと思えば大変忙しい、また、大変困難な仕事でもあり、奥の深い仕事であります。

私ごとで恐縮ですけども、私も、議員になる前、1期3年間、民生委員を経験しております。当時、南予の新人民生委員が宇和島市に集まりまして、グループ研修会がありまして、その後、グループトークがあるんですね、そのグループトークの後に、グループごとに標語を出しなさいという宿題がありまして、グループごとに標語はつくりました。なぜかグループの代表の私の標語が選ばれて、そして全体会で発表しました。その内容は、受け手なし、なり手なし、成った私はお人よし、これですよ、ないんです。なり手が無い、受け手が無い、成った人はお人よし、この仕事は、反面お人よしでなければできません。教科書どおりではいけないのです。先ほど言いましたように、やらなければやらないでいいし、やろうと思えば大変奥の深い責任の重い仕事が、この民生・児童委員の役職であると、私は思ってます。

そこでお尋ねします。

民生・児童委員の方々が、意欲を持ち充実した活動をしていただくためにも、要綱の見直しが必要だと思いますが、その考えは、先ほどの質問と同じですけども、ありますか、どうかお伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 小野議員がおっしゃられました、松山市あたりの要綱も見てみました。

その中で、うちの住基関係のことと、うちの6番目に、市長が認めるものと、必要と認めるものというようなどころがありますので、臨機応変に対応できるものと考えておりますが、議員がおっしゃる申請になっておるぞというところをちょっと説明させていただきますと、これは民生委員さんを守るために市がつくった要綱でございます。

これは、勘違いされる場合も多々ありまして、今までも、申請なんかしよつたら間に合わへんがというようなお声を聞いておりますが、間に合わんようなときは申請を先にしなさいというようなことは言うなというようなことで、指導もしておりますし、臨機応変にそこらに対応してほしいということで、職員にも今後も指導していきたいと思っております。

ただ、この申請をしたことによって、民生委員さん、今、ニュース等でもごみ屋敷みたいな人でも、勝手に手が出せないような時代でございます。民生委員さんが善意でされたことも、何で私の情報が知っておるぞというようなことになったときに、そのときには、いや、市にも申請を出して、市からも許可をいただいておりますよということが言えるような要綱にしてあげてほしいなという思いでつくったものでございます。

ただ、何回も繰り返しますが、申請をして、今危ないぞという子どもやお年寄りを助けることは不可能でございますので、そういう場合には、臨機応変に先に対応をする。そして、職員には、民生委員さんが先頭に立って問題を解決するようではだめだと、先に市の職員が民生委員さんの先に行けというような指導を今後してまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 物事には裏と表があり、功と罪があるのは世の中の道理であります。部長が先ほど言われましたように、臨機応変ということですので、ここから見るとまことにかた苦しいような申請様式になっております、印鑑もつかないけません、そこらはまた臨機応変にさせていただきます、何回も言うようですけども、民生・児童委員の方々が、意欲をもって仕事がしやすいように、これはほかでもない民生委員、児童委員のためではないんです。そういう対象者のためになる

わけですから、ひとつよろしくご配慮、指導をしてください。

次の質問に入ります。

南海・東南海地震が近年高い確率で発生されるとよく言われております。

今後は、災害時における対応が重要・不可欠だと考えます。

先ほどの部長の答弁にも災害に強いまちづくりという答弁がありましたけれども、そこで質問をいたしますが、関係部課の連携はどうなっているのか、情報の共有はできているのか、お伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 この件に関しましても、私のほうから回答させていただきますが、私のほうは民生委員の委員さんの立場に立った上での回答をさせていただきます。

災害時の要援護者の対応につきましては、西予市地域防災計画に定められた行動を迅速に行えるよう、全庁的な取り組みのもとで机上訓練や研修会を開催し、防災意識の向上に努めております。

福祉課といたしましては、災害時要援護者避難支援制度に関する要綱を定め、手上げ方式で災害時に支援の必要な方の台帳を作成し、支援に当たっていただく地域支援者に登録者の情報を提供することといたしております。

また、市内16カ所にあります福祉避難所の開設についても、福祉部局が担当することとなっております。

現在、今年度から取り組んでおります災害対策マネジメントの構築事業の中で、災害時にも継続して行わなければならない通常業務の洗い出し及び各部局が担当すべき災害対応業務の明確化を進め、災害対応業務ごとのマニュアル作成を行っておるところでございます。

また、来年度当初予算におきましては、要援護者が地図上で示せるようなシステムを構築するように計上をお願いをしているところでございますし、現在は手上げ方式の要援護者しかりストとなっていない、市がつくった分にはなっていないようですが、そこらあたりも民生・児童委員さんや区長さんや周りの方、老人クラブの方々や相談をしながら、そういう災害時において、支援が必要な人の情報というものを集めていきたいと考えております。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 民生委員の仕事というのは、生活弱者の所管は生活福祉部だけではないと思うんですね。やはりそれぞれの消防なり、危機管理室、そういうふうな方々との連携は強く要るんではないかなと、このように思います。

そこで、担当部課だけでなく、先ほど言いましたように、民生・児童委員の方々と関係部課ですね、先ほどは民生委員との連携ですけども、今度は関係部課、先ほど言いました消防や危機管理室等の連携はできているのか、お伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 質問自体、民生委員のことの質問でずっと続いておりますので、私のほうから、このことについても回答させていただきます。

危機管理課は、日常業務において自然災害における危機管理に必要な情報収集、計画書の策定、訓練の実施等、全ての部署を横断的に調整する業務を行っております。

また、災害本部においては、本部長が判断するための動的情報の収集・整理、国・県との連携、連絡調整を行うこととしております。民生・児童委員さんとの連携についても、窓口を一本化して福祉課で行っておるところでございます。

また、民生委員さんの立場で申し上げますと、行政だけではなく、社会福祉協議会や地域包括支援センター、各社会福祉法人とのかかわりもととても大切だと思っておりますので、双方の連携をとりながら対応したいと考えております。

以上です。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 先ほどもちょっと触れましたけれども、部長のほうから答弁されましたですけど、28年度の成果報告書を見ますと、27年度、28年度の危機管理課、消防本部は、その計画はされておりますけども、実施はゼロになってます。成果報告書によりますと、29年度の実績はどうなっているのか、されたかどうか、民生委員さんとの相談、連絡、お伺いをします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 先ほどの答弁にも5町、必ず月に1回、2カ月に1回というような民生委員さんの集まりがありまして、その部分であった

かどうかの把握は、今現在しておりませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 どうも28年、29年とされてないような感じがしてなりませんので、しなければ早く民生委員の代表なり、民生委員の方々と各関係部課が連携を密にして、連絡をしていただいたらと、このように思います。

大洲市さんなんかは、先ほど言いましたように、災害に強いまちづくりということで、条例の制定をして、そういうこと日ごろから対応しております。ここに持ってますけども、それはいいとして、そういうお考えが西予市にもあるか、条例制定ですね、災害に強いまちづくりというふうな条例を作成して、関係部課、それから民生委員さんとの、そういう条例作成の考えがあるかどうかお伺いをします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 要援護者に係る情報の把握、名簿の作成等につきまして、平成19年8月10日付で要援護者の把握、共有及び安否確認などの円滑な実施についてという通知を受けて、平成21年には、西予市災害時要援護者避難支援制度に関する要綱は制定しております。

この制定、平成21年は愛媛県でもいち早くできているものと、私ども考えておりますが、今後のお尋ねの条例制定につきましては、総務部局とも相談をしながら、今後の検討とさせていただきたいと思います。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 災害に強いまちづくりのためにも、特に生活弱者のためにも、ぜひそういう条例づくりを作成をしていただいて、日ごろからそういうところに目を向けていただいたらと思います。

次に、入札についてお伺いをいたします。

以前、よく聞いた言葉に、風が吹けばおけ屋がもうかると、よく言われております。

例えば、家1軒建てるのに、何千アイテムの品物が必要になります。地域経済の浮揚の礎となっているのも過言ではありません。公共工事も地域の景気浮揚に大きな役割を示しているのはご案内のとおりであります。

安倍総理の三本の矢は、まだ西予市地域には、その効果がなく、見えておりません。

そんな中でも市民の方々は、懸命に頑張って税金を払っていただいております。このとうとい血税が、市は適切に有効に使わせていただく義務と責任があるのではないかなと、私は強く思っています。

そこでお伺いをいたしますが、公共工事の発注に際して、その事業が費用対効果が、みんながよかったなど、あれ、何であんなとこにするんだと言われないような効果が勘案されて発注をしてるのかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 改めまして、おはようございます。

小野議員からの工事の発注に際して費用対効果を勘案されているのかというご質問につきまして、入札までの工事設計や事業計画に関する部分につきましては、私のほうからご答弁を申し上げます。

工事に限らず、市が行います全ての事業単位ごとに、第2次西予市総合計画及び西予市まち・ひと・しごと総合戦略並びに各年度における予算編成方針に基づきまして、事業単位ごとの評価を行っているところでありますが、その中で費用対効果につきましても確認・勘案をしているところでございます。

議員からご質問のありました経済波及効果につきましては、その事業そのものが直接的な経済対策関係の事業の場合は、それを考慮した算定はございますけども、経済波及効果が事業の間接的な目的・効果である場合には、費用対効果以外の事業の評価の中において、そのことも含めまして、総合的に判断をしているところでございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 そういうふうに言われますけれども、私が見るところ、平成29年度の西予市発注工事の一覧表によりますと、以前に宇都宮久見子議員が一般質問されました市道石城地区209号線の道路改良工事、この箇所は、旧宇和町時代に東西線というふうな名称で滑走路の計画もあった場所ではないかなと、このように思います。

また、船舶が盛んな、船舶輸送が盛んな折には、三瓶町の経済道路として計画されたようにも聞いておりますけれども、現在ではご案内のように北側には主要県道八幡浜宇和線、南側には主要

県道宇和三瓶線の2車線の立派な県道があります。果たしてあの真ん中の道路に2車線の道路が要るのかな、これは不思議でなりません。費用対効果があるのかな、また、いわゆる旧町地区の277号線だと思いますけども、これは法華津道路に行く道ですね。これは以前、国道で主要県道幹線道路でしたけれども、今、立派な56号線が下にあります。そういうところあたりも、果たしてあそこに1台、一日何台の車が通るのかな、ここになぜ、そういう大切な血税を入れるのかなという声が市民の方々から聞こえてまいります。

やはり、先ほど言いましたようにとうとい血税を使うわけですから、市民が欲している場所、これはどうしても要る、将来的に役に立つなというところに有効な税の活用をしていただきたいなと、後から申しますけれども、9月の総務委員会の答弁にも、公共工事、市の単独工事は抑制しなければならないという答弁があったようですが、ぜひ、その辺を勘案をして、工事を発注していただきたいなと思います。

そこで次のお伺いをしますけれども、市内業者の下請について、その対応についてお尋ねをいたします。

市内の元請業者が下請に出す場合に、どのような配慮と指導をされているのかお伺いをいたします。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 改めまして、おはようございます。

ただいまのご質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

工事発注の際の下請業者への対応についてのご質問でございますけれども、このことにつきましては、平成26年第3回定例会における小野議員さんからの一般質問で九鬼前副市長が、このことについて少し触れられておりますので、重複した回答もあろうかと思っておりますけれども、お許しをいただき、お答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、工事発注と申しますのは金銭が絡むことでありまして、法律等に基づき厳正に執行することが大原則であります。西予市では、その大原則を遵守しつつ地場産業の育成、発展に取り組んでいるところでございます。

まず、下請につきましては、建設業法第16条では、下請発注額が一定以上の金額であれば、特

定建設業の許可が必要であること、第22条では、一括下請を禁止をしてあります。また、第24条の6では、元請業者は下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないように指導に努めなければならないとされているところでございますが、当市においては、発注に際しては、元請業者から提出される下請予定届出書、下請施工通知書を確認し、あわせて提出される下請業者の施工分担関係がわかる施工体制台帳等をもとに、工事期間中を通して下請業者への適正な配慮など、建設業法に沿って適正に執行ができるように指導をしているところでございます。

そのような中、西予市では元請業者との工事契約の際に、契約書の中で特約事項を設け、その第3条第1項で請負者は請負代金額の2分の1以上の額にかかる工事を、下請負人に請け合わせて施工しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない、下請負人が自己の請負代金額の2分の1以上の額に係る工事を、第一下請負人でございますが、そこに請け合わせて施工しようとするときも、同様とすることとしております。

また、その第3条第3項で、請負者は工事の一部を下請負人に請け負わせて施工するときは、西予市内に主たる営業所を有する者を優先して選定するものと規定をしております。

なお、この下請の市内業者の選定につきましては、直接市が下請業者と契約をする立場にはありませんので、元請業者の秩序ある健全な市場取引としての競争性にも配慮しながら、できるだけ市内業者を優先して使ってくださいという方針を示して、元請業者に促しているところが現状でございます。

以上、答弁といたします。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 副市長が言われましたように、以前にもこの質問をしました。しましたけれども、どうも、私が見るところ、守られていないので、再度質問をしました。

やはり、特殊工事とか、市内にそういう業者がいなければ、仕方ありませんけれども、市内にそういう有資格者、適格業者がいるにもかかわらず、ある工事については、事務的経費、いわゆる管理費を除いた工事全体を100%、100%や

ないですね、90%ぐらい丸投げに等しい形で他の地区の他市の業者に渡している工事が多々目につきます。これは、私だけではありません。市民の方からも、どうしてあれはというようなことがあります。何回も言いますが、市民の血税を使うわけですから、やはり地区の建設業者、市内の建設業者が下請できるような指導と監督をさらに強化をしていただきたいな、もっと言いたいですけれども、時間が9分になりました。

それで、次の質問に移りますけれども、まず、先に経済収支比率と書いてありますけれども、先に財政力についてお伺いをします。

この財政力は、ご案内のとおり、1を基準にして財政力を判断する指数であります。平成18年度は0.282、平成25年度が0.243、平成27年度と28年度が0.24で、わかりやすくざっくり言えば、平成28年度の我が家の会計が、100万円の生活費が要するのに対して、私の給料は24万円しかない、大ざっぱに言えばこういうことで、当市はますます財政力が低下の傾向になっておるとお思います。

そこで、まずお伺いしますが、財政力向上の施策についてお伺いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまの小野議員の財政力向上のための施策はというご質問をいただきました。

ただいま議員のほうからもご指摘いただきましたように、西予市の財政力指数、現在は0.24というところでございます。

これ、県下の11ある市の中では最下位でございます。また、全国791の市の中で、下から20番以内というふうな状況にもあります。

財政力指数の低い団体におきましては、自主財源が少ないということで、当然に行政運営に要する経費における依存財源の割合が高くなることから、地方交付税の減額が非常に財政運営に大きく影響をしているというふうなことになります。

先ほどの普通交付税の縮減も今から出てまいりますので、これについても非常に懸念をしているところでございます。少しでも財政力指数を上げていきたいというふうなことで考えておりますけれども、交付税の減額による影響を少なくしたいというふうに思っておりますけれども、財政力指数を上げていくということは、自主財源であります

税収を上げていかないといけないというふうなことになります。

西予市における経済の情勢、あるいは人口の減少化、高齢化が進展する中で、所得、そういう中での所得から考えますと、一朝一夕に大きく上昇させることはなかなか困難であるというふうなことでありますけれども、企業誘致の積極的な推進であったり、また、産業振興、また、雇用創出による市民所得の向上などによりまして、着実に市税の確保とか増収を図っていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 部長の答弁で、2番目の質問の答弁も重複したように思いますけれども、28年度の決算状況、これ、決算特別委員長の報告にありましたけれども、不納欠損額は一般会計で1,549万9,000円、特別会計で1,367万円であり、合計2,919万9,000円になっております。

市長は、去る9月の補正予算に関連して、財政的優遇措置が段階的に縮減される地方交付税の普通交付税、昨年と比較して、たしか全国ベースで3.3%、また、愛媛県の市町村の平均では4.0%の減、本市前年度と比較すると率にして4.4%、5億2,066万6,000円のマイナスの112億5,114万の交付だったと記憶をいたしております。

さらに、一般会計の説明の中でも29年度の国の内示では、約4億円の地方交付税の減額が見込まれて、大変厳しい財政状況だと言われております。

そこでお伺いいたしますけれども、先ほど部長の答弁と重なりますけれども、財政力の向上のためにどういうふうな方策を職員に対応させているのか、指導しているのか、お伺いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、財政力指数を高めるためにということでもありますけれども、市税への収納率、これに力を入れていきたいというふうなことも考えているところでございます。

平成28年度の市税と国保税の徴収実績を見ますと、調定額は41億7,128万円ありまして、そのうち収入済みが39億8,852万円

でございます。収納率は95.6%というふうな
ことになっております。

この収納率は、前年度と同額というふうな、同
程度というふうなことでございますが、目標とし
ておりました前年度を下回らないというふうな収
納率は達成しているところでございます。

市・県民税、そして固定資産税の租税の収納率
につきましては、96.6%で、県内の市の中で
は5番目ということになっております。

なお、また国保税の収納率につきましては、9
2.3%でありまして、これは県内の中で1位と
いうふうなことで、高い収納率となっていると
ころでございます。

自主財源の確保と、納税者間の負担の公正・公
平性、それを確保するために、限られた財源の中
で、今後さらに収納率を高めていきたいというふ
うに考えておるところでございます。

地方税法に基づきまして、厳正な滞納整理を行
うとともに、今以上に口座振替なども推進をして
いきたいというふうに考えておりますし、効果
的・効率的な収納体制の整備に努めまして、納税
者の方から見て信頼される税務の行政あたりも必
要になってくるというふうに思っております、
なお一層の質の向上も目指していきたいというふ
うに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 丁寧な答弁で時間がなくな
りました。

先ほど、部長の答弁では収納率の答弁ありまし
た。私も全国平均、県平均、市のやつ持ってま
す。

確かに、全国市町村では上位クラスにおります
けど、以前、三瓶の町長は、優秀な職員は必ず税
務課に行かせて税の人からお金をもらう難しさ、
大切さを学ばせておると。学ばせるように行かせ
ておりました。その経験した職員が西予市になっ
て数名、部長職に登用されています。

やはり、人様からいかにお金をいただくか、そ
して、いかに大切なお金を使うか、そのために
も、やはり、そういう配慮を当時の町長さんはさ
れたように思います。

そこで、収納率もただ机に座っているのではな
く、当時の町長は出向いて行けと、何回も行け
と。そうして、おまえが来たらしょうないわいと

いうぐらいまでにせよと言うて指導されたよう
です。

そして、もう一つ、法人税の確保ですけれど
も、ご案内のように、平成31年の4月にちぬや
が開業します。

今、愛媛ちぬやも恐らく本店を西予市に置いと
ると思いますけども、法人税法でいきますと本店
登記でなければ法人税は入りません。

ですから、ぜひ今度できる西予市の工場も本店
を西予市に置いて法人税が西予市に入るように、
そういう努力をしていただきたいな。

そして、従業員もぜひ市民から多く採用してい
ただきまして住民税にはね返ってくるような方策
をしていただきたい。

先ほど言いましたように、我々議員は市民の代
弁者、それから行政のチェックと政策提言です
から、そういう提言をしておきます。

そして、平成28年度の監査委員の指導報告の
意見書にもありますように。

○議長 簡潔にお願いします。

○17番小野正昭君 はい。はい。滞納となっ
ている、先ほど言いましたけれども、徴収は徹底
にさせていただきまして、実効性のある、そして、
よりよい解消を図っていただきたい。

不納欠損がないようにしていただきたい。いわ
ゆる、正直者がばかを見ないようにしていただき
たいなと思います。

暮らして安心が体感できる西予市づくりのため
に管家市長の一層の叡智と努力と並びに指導力を
心から期待をして時間が少し超過をし、経常収支
率の質問ができなんでしょうけども、部長、ごめん
なさい。次期に回します。

以上で、このたびの一般質問を終わりたいと思
います。ご清聴ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前10
時04分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時1
5分)

次に、15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でござ
います。

ただいま議長より許可をいただきましたので、
12月定例会においての一般質問をさせていただきます。

先ほど、小野議員も最後のほうに言われました

けれども、時間がなかなか1時間という設定が難しいところがありますので、理事者の皆さんにおかれましては項目もちょっと今回多くなっておりますので、答弁を縮小していただいて、要点のみの答弁ということでお願いをしたいなと思っております。

今回、私の質問は大きく三つですけれども、1点目、追跡質問という形でさせていただいております。

これは、今までの一般質問において何回か繰り返した質問もありますけれども、何とか皆さんから、できそうかなと思うような答弁をいただいている中の質問項目が、それがどうなっているのかということをちょっと質問させていただきたいと思っておりますので、端的にお答えをいただきたいと思っております。

まず1点目、公用車にドライブレコーダーをつけたらどうかというふうな質問もさせていただきました。

当初は、職員の方の事故等が結構ちょこちょこあるということで、それも含めて、今、犯罪が多い。そして、認知症の方の行方不明が多いというふうなことも含めて、せっかく公用車がたくさん走ってるんだから、そこにドライブレコーダーをつければどうかという質問をさせていただきました。

その質問をした後から、ニュース等を確認してみますと、ドライブレコーダーから、または市の中の設置したカメラから犯罪が解決したというふうなこともたくさん出ておりますので、より一層強く思いを深くしたわけですけれども、この1点、ドライブレコーダー。

当時、できることからするというふうな答弁をいただいております。まだできてないように思うんですけれども、このドライブレコーダーに対しての設置の効果の認識と今、どういうふうな方向で進めておられるのか伺いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 二宮議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ドライブレコーダーの設置と、どのように進めているかということで、設置の経過も含めて答弁をしたいと思っております。

まず、設置効果の認識でありますけれども、これにつきましては、昨年の12月議会において答

弁をいたしましたとおりでありますけれども、運転者の安全意識の向上が期待されることによる交通事故の防止や、また、万が一事故が発生した場合の証拠映像が記録されることによる事故処理の効率化。また、昨今話題となっておりますあおり運転を初めとする悪質運転に巻き込まれてしまった場合のトラブルの回避など、多方面での効果が期待されているところでございます。

それに加えまして、ドライブレコーダーの性能にもよりますけれども、駐車中の当て逃げとか車上荒しなど、エンジンを切った状態でも録画できるものもございます。

これによりまして、防犯カメラとしての役割も備えたタイプもありますので、性能面、価格面に伴って今後ますますの需要が高まっていくものというふうに考えているところでございます。

それで、西予市としましては、ドライブレコーダーの有効性といいますか、を十分認識をしております。まして、順次導入を進めているところでございます。

既に消防、そして救急等の緊急車両、これにつきましては現在15台導入しております。そのほかの公用車につきましては、3台設置をしているところでございます。

特に消防車両につきましては、運行に関する苦情等の確認や現場状況の確認に役立っております。また、これは一般の公用車につきましても効果が期待できるというふうに考えているところでございます。

一度に全車両につきまして導入するというふうなことはなかなか財政的にも厳しいという状況にありますので、車両の用途によって設置の要否であったり、また優先順位を判断する必要もあろうかというふうに考えております。

まず、更新予定の公用車につきましては、ドライブレコーダーの設置を標準的な仕様とするというふうなことを基本に考えております。

また、既存の公用車につきましても、その運行の状況であったり、設置効果等見きわめながら順次導入していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 緊急車両以外はその他3台というお答えをいただきましたが、その3台はど

この部門の車に設置されているのか、お伺いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 これにつきましては、野村支所の公用車に3台設置をしております。

本庁の車がまだないわけですが、本庁の車、今年度、また来年度にかけて車の更新時期の車も何台かありますけども、その更新時期には設置をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 その設置に関して、管理運用とかに関しての要綱とかいうのは準備をされておるのでしょうか。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 管理運用の要綱等はあるかということでございますけれども、現在はその要綱の設置はしておりません。必要があれば、その要綱等につきましても今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 データ管理とか保存期間とか、先ほど小野議員も言われましたけれども、個人情報とかいうのも、そのドライブレコーダーには入ってくるわけですね。

現在、公用車につけておられるよその自治体を見てみますと、ほとんどのところが設置及び管理運用に関する要綱というのをつくられて運用されているというふうに思いますので、ぜひ早めに検討されて、更新車には当たり前のようにつけていくという、今、ご答弁いただきましたので、ぜひ有効な運用になるようなご配慮をお願いしたいなと思います。

それでは、もう1点、今後の中で考えていただきたいのが、児童・生徒の見守りしていただいている青パト、青いパトロールランプつけていただいている、あれにもつけていただくような方向で今後検討していただけたら、いろいろなデータを蓄積して行って、夕方の時間帯の事故とか、子どもが、特に自転車通学等の子がどういう運転をしているとか、どういう危険があるとか、そういうのもデータが集められるんじゃないかなと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいなと思います。

次、2番目に、オリジナル婚姻届についても質

問をいたしました。

酒井部長やったと思うんですけども、お金もかからんと思いますんでやりたいと思いますみたいな答弁をいただきましたが、どうなっておるでしょうか、お願いします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 二宮議員のご質問にお答えをしたいと思います。

婚姻届等につきましては、各自治体においてもオリジナルのデザインの婚姻届を作成しているところが多く見受けられるようになっております。

先ほど質問がありましたように、昨年の第4回において前向きにということで答弁をさせていただいております。

当市においても、各支所を含めた戸籍事務担当者で届け出作成についての協議・検討を進めてまいりましたが、届け出にはデザインのないシンプルなもの为主に用いられることが多くて、企業などが作成したデザインのある婚姻届も提出後は届け出自体が手元に残るものではないということとなっております。

近隣のオリジナルデザイン婚姻届を作成している市の状況としまして、オリジナルのものを使う割合が50%ほどありますが、二宮議員お尋ねの記念になるように持ち帰る、コピーをして持ち帰るという届け出は数えるほどしかないようでございます。

当市においても、婚姻届は今現在作成しておりませんが、ニーズを踏まえて、今後より一層充実した窓口サービスの提供をしてまいりたいと考えております。

また、先ほども言われたように、予算ゼロでつくれるパソコンの得意な職員もその課におりますので、一つの例として作成費ゼロ予算でつくることは可能かと思っておりますので、今後の課題とさせていただきます。

年度末ぐらいには一つ見本みたいなものをつくってくれというようなことで職員に指示をしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 これ、質問するに当たって、担当の課長のほうからもそういう説明を一応受けたんですけども、今の答弁にもありましたけども、要はニーズがないというふうに認識をされ

ておるといことですよ。私はニーズはやっぱりつくるものやと思うんですよ、行政が。

先ほど言われた、今、実際につくっているとこの5割ぐらい使用してるといことであれば、ニーズはないわけやないですよ。

今、本当に情報うか、情報の拡散の時代なんで、みんながパソコンでどこのでも見れるし、オリジナル婚姻届も全国の自分の気に入ったところのを使って提出できるといことでもあるけれども、それを知ってる人が何人おるんかといことですよ。

だから、それをやってるよといことを発信するのがやっぱり行政の役目。それで、西予市を知っていただく、全国からといこともあるんじゃないかと。

それで僕は全てとは思いませんけども、そのチャンネルの一つといことで前回は質問をさせていただきましたので、ぜひ、部長も年度内にとい、職員の手ですばらしいものができるといいと僕も願っておりますので、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

次に、3番目、人口内耳についてご質問させていただきました。

このときは、次の日常生活用具の対象品目の見直しのときにとい回答をいただいて、ホームページを見ておりましたら、ことしの8月時点のホームページにそういう項目があったのでちょっと見ましたけども、人工内耳はちょっと入ってなかったように思えたんですけども、これはどのように進んでるのかお伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ご質問の人工内耳につきましては、障害者総合支援法に定義されている地域生活支援事業に障がい者の日常生活の便宜を図る支援として日常生活用具給付事業があります。

この事業の運用において給付されるものと考えておりますが、現在は国の示す参考例の品目とはなっておりません。

当市の要綱においても対象外の品目となりましたが、昨年の第3回定例会において二宮議員からもご質問をいただき、要綱に給付対象品目として加えるため、県内の状況も勘案して検討してまいりました。

装置自体が高額なものであり、頻回な電池交換も必要なことから、聴力に障害のある方の経済的

負担軽減とあわせ快適な日常生活を営めるよう、要綱を改正し、平成30年1月から適用することとしておりますので、ご了解をいただいたらと思います。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。安心をいたしました。ぜひ、前に進めていただきたいと思います。

続きまして、4点目、貧困の連鎖解消といことで、国の法律改正からスタートして生活困窮者世帯の教育支援、これ貧困の連鎖をストップするとい、私たち公明党のほう是全国でずっと質問をし続けて、願ひ続けてきた項目でもありますけれども、この法律がスタートをして西予市も教育環境といか、教育を受けにくい家庭の子どもさんに対してどのような支援ができるかと。

スタートしたときに多分質問させていただいたと思うんですけども、今、どのような状況になっているのかをお伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 お答えをいたします。

生活困窮世帯の教育支援につきましては、平成27年第4回定例会におきまして二宮議員よりご質問をいただき、支援体制を整えるべく検討しました。

生活貧困などの理由により養育環境に問題があり、十分な教育を受けられず、大人になっても貧しさから抜け出せないとい貧困の連鎖を断ち切るためにも対象児童生徒の学習意欲を高め進学・就職を支援していかなければなりません。

当市におきましては、西予市こどもホームワークサポート事業により平成28年9月から1世帯1人の子どもを週1回学習習慣及び日常的な生活習慣を身につけるために非常勤講師を自宅に派遣し、支援に当たっております。

今後も、小学校などと連携をし、制度の周知を図り支援体制の充実に努めてまいります。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今、対象者は何人ぐらいでしょうか。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 現在、この事業に参加しているのは1人でございますが、その対象者とい、今のご質問の中ではかなりの人数がおるのではないかなと思いますが、これは手を挙げていた

だいての事業です。こちらから、お宅の子どもさんはというような問いかけはしておりませんので、そこらはまた教育委員会等とも協議をしながら事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 最初質問したときにもお話しして、教育委員会との連携が大事ですよと、学校現場とかというのもお話ししたと思うんですけども、今、その当時とちょっと国の状況も変わってきて、高校も、私立高校も無償化の方向に今進んでおまして、世帯590万円未満の年収の方には私立高校も無償化の方向と。

安倍総理が今言われておる中で、大学も無償化というのが生活保護世帯の授業料とかいうのも出てきておりますし、また奨学金においても返還不要の奨学金というのも、これは本当に近い将来できそうな雰囲気になってきております。

それはできたけども、今の小学生・中学生がそういう環境で勉強できない、または最初から諦めるという子どもさんがやっぱり今おるから、こういう事業があるわけですけども、ぜひそこをスピードアップというのもこっちから押しかけて行ってというのも、それは部長言われるように大変なんですけども、周知をまずしていただいて、親に対して。

こういうのがあるんですよということの、こういうのもできるし、こういうのもできるみたいな選択肢を示していただいて、食いついていただくといったら言葉変ですけども、意欲をちょっと持っていただく、関心を持っていただくようなことをやっぱり進めなければ、実際、国の制度は大学無償化になったけども、行く人おらんぞというふうになっても残念な結果になりますんで、ぜひそこのところをお願いしたいと思うんですが。

この件については、この後、加藤美香議員も同じような質問を多分されると思いますんで、そちらのほうでしっかり答弁していただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、この項目の最後ですけども、医療費の無料化について。

何回か、これも委員会とかこの場でも質問させていただき、前は前三好幹二市長の最後やったと思うんですけども、そのときにずっと言い続けて、福祉の国境論で僕もくしゃつとしながらい

つも終わってた項目やったんですけども、その中で医療費の、ちょうどあのときに松野町が18歳まで医療費無料化というのが新聞に、私が質問する前日ぐらいに出まして、これ、どんなんやろかなと思いつつ質問したけども、やっぱりだめでしたという項目です。

さきの議会でも、部長の答弁でも検討しますみたいな話が出ておったんで、できるかなと思ってたら今回のちょうど定例会の中で2,000円以上無償化というのをを出していただきました。本当にありがとうございました。

これは、県内でもほとんど、松山以外は全部できてみたいところなんで、何とか西予市も追いついてよかったなと思っております。

一番最初に質問するときに、当時の部長と話したときに、なかなか難しいですよという話の中で、歯科のほうから進めたいなと思っておるんですけども、その歯科の件についてどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 歯科の状況の前に、まず、今回上程をさせていただいておる部分について説明をさせていただきたいと思っております。

現在、西予市では、就学前6歳までの医療費自己負担分と小学生及び中学生の入院費自己負担分が無料となっております。

ご質問にあります県内市町の現況につきましては、中学まで医療費無料化につきましては5市9町が実施しております。

松山市を除く4市についても歯科医療費無料化、通院医療費の助成を実施しております。

西予市の方向性につきましては、子どもの保健の向上及び子育て世帯の経済的負担の軽減のためには重要な施策と捉えており、また、第3回定例会におきまして、小玉議員より一般質問いただき、助成範囲の拡充について前向きに進めていくよう、助成の内容について検討をいたしました。

今後の方針といたしましては、段階的に医療費助成の拡充を進めることとし、平成30年度から小学生、中学生の通院にかかる一部負担金が月に2,000円を超える場合において新たに助成を行うため、本議会において議案第101号で提案をさせていただいております。

お尋ねの歯科医療費につきましても、医療費にくくられると考えておりますので、病院、歯科医、両方とも2,000円以上につきましては西予市のほうで見ますよというような条例となっております。

また、先ほどお尋ねがありました、元、勇退をされました三好市長がずっとと言われる、本来、医療費助成は日本中どこに住んでも同じサービスを受けることが望ましく、国の制度として児童にかかる十分な医療費体制が早急に構築されることもあわせて強く継続して要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

今回、追跡質問5項目させていただきましたけれども、その中の四つについてはかなりの進展かなということで、私も安堵をしております。

市行政に対しての要望は我々議員も一般質問という形で要望させていただきますが、各区長さんにおいても毎年いろんな要望をたくさん出されて、毎年同じことせないけんのやけどなというふうなこともお聞きしております。

今、先ほども言いましたように情報の拡散とかも本当に昔と違うスピードで全世界のことがわかるような時代になってきて、パソコン一つで本当にいろんなことが知り得る今時代になっております。

それともう一つはIT、私は苦手ですけども、ITとかAIとか人工知能が今、かなりロボットのことでテレビ等でもにぎわっておりますけれども、その中でも車の運転をもう人が運転せんでも無人でやるというのが近い将来実験的にされるという、数年前まで全く我々考えられなかったようなことがもう進化をしておるわけですね。

そういう中で、こういうアナログと言ったら失礼かもしれませんが、我々が質問して、また行政の人がしっかり考えていただいて、それを事業にさせていただくと。

その中で、人口減少はかなり進んでくるわけですよ。今回もありましたけど、2年前、3年前に質問して、やっと行政のほう事業化して、今度、来年これしましょうかといったときに、もう、それ要らんぜよと、その人おらんようになったでというふうなことが起こり得るわけですよ

ね。

ですから、行政のそういう、今までと違った対応の仕方というか、スピード感を持ってぜひ行っていただければまたありがたいかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次2番目ですけども、大きな2番目で、投票率の向上対策ということで質問をさせていただきます。

この間、衆議院選挙が突然やったんですけども、行われました。

そういう中で、投票率というのも何か、以前は田舎のほうやと90%ぐらいが当たり前のところがちょっとあったように、僕らが小さいころは思いよったんですけども、最近、何か本当60%あったらいいなぐらいな感覚にちょっとなってきたんじゃないかなということで、そこをちょっともう一回見直したいなと思ひまして質問をさせていただきます。

最近の西予市におけるの推移と、それに対して選挙管理委員会はどうのように思っておられるのかということをお伺いしたいと思ひます。

○議長 宇都宮総務課長。

○宇都宮総務課長 選挙管理委員会の書記長として答弁をさせていただきます。

今ほどご質問にありました本市における最近の投票率の関係でございますけれども、また、その分析でございますが、平成26年11月16日執行の第18回愛媛県知事選挙の投票率、こちらが49.66%。平成26年12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙の小選挙区が56.65%、平成28年4月24日執行の西予市議会議員選挙、こちらが74.75%。平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙の選挙区が62.91%。そして、本年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙の小選挙区が59.54%となっております。

投票率の高低でありますけれども、これは選挙の種別でありますとか、各選挙における関心、また注目の度合い、立候補者との関連性などから単純に比較、判断することはできないのではないかと考えておりますが、最近執行されました衆議院議員総選挙で比較をいたしますと、第47回の衆院選、投票率56.65%から今回は59.5

4%に2.89%向上しております、県内平均投票率から約8.8%、国平均投票率から約5.9%高い投票率となっているという状況でございます。

全体といたしましては、県内で見ますと59.54%ということで、県内の市の中では一番高い投票率という状況でございますが、先ほどありました60%を割り込むという状況であります。

この60%というところを一つの目標というところで、今後、さらに啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

今回、この質問させていただこうかなと思った一番の背景というか、投票率が低いというか、60%ぐらいが当たり前と思ってることが本当にいいのかなというふうにちょっと思ったわけですね。

投票率が低いということは、政治に関心が薄いというふうにも考えられますし、あと、衆議院やったら国、市議員選挙やったら、我々議員に対して市民の皆さんが期待をされてるのかされてないのかと、今回75%ぐらいという、去年の75%ちょっと切ってますけども、これも昔の町会議員のころやったらどうでしょうか、90近く多分、全部いってるんじゃないかなというふうにも思います。

先ほども言いましたように、人口減少が急激に加速化という形で進んでる中、多分今3万9,000人そこそこ、3万9,000人、数値にしたら3万9,000人さえも切るようなこの西予市の中で少子高齢化で、特に端々の皆さんは高齢化の世帯、またひとり暮らしの世代がふえていく中で、本当に関心がなくて済ませていいのかな、そこに関心を持ってもらうということが今からやろうとしている住民自治の見直しであったり、国が行ってる地方創生じゃないのかなというふうに思います。

ですから、よそは知りませんが、この西予市の市民の皆さんには選挙に積極的に参加をしていただいて、関心を持っていただいて、文句を言っていただいて、それで初めて行政がよくなるんじゃないかな。自分の住んでるところがよくなり、未来に残せるんじゃないかなというふう

な思いで今回ちょっと質問をさせていただいております。

ちょっと上げさかもしれませんけども、そのスタートになればなという思いであります。

近年、今の投票率になってきた中に、何年か前やったですかね、投票所をかなり減らしたということがありました。

何回かほかの議員さんも以前そういうことも質問されたりして、これも平成の大合併の影響なんかなというのは思ってますけども。

私たちが議会議員選挙のたびに回らせていただいて、何ぼお話ししても絶対行かんという地域の方がおられます。いこじになって、絶対行かん、選挙に行かんぞと。これ、何ですかと言うと、やっぱり投票所を減らしたからと。

今回の衆議院選挙を見ても、地区別というか、旧町別に見たら、一番低いのは三瓶町、54.83%です。私がそうやってお聞きしたのも三瓶町の方です。

特に垣生のほうの方と下泊のほうの方からそういう声が今までも何回か選挙やったたびに言われました。

もう今、本当に期日前投票所、半日は近くに用意はしてるけども、そこさえも行けないという方もふえてるんですよ。そこをやっぱりどうしていくかということで。

今回、衆議院選挙の中の全国ニュースの中で移動の投票車、車を地域に持って行って投票していただくというふうなことをやっているところと、もう1点は、投票所へ人を運ぶ、そういうことをされて投票率をアップされてるところがあったんですけども、そういうのはご存じでしょうかね。

○議長 宇都宮総務課長。

○宇都宮総務課長 今ほどご質問のありました移動の投票所の関係でございます。

これは総務省のほうでも調査、またホームページ等でも情報の提供が出ているという状況でございますので、全てではございませんけれども、その範囲ぐらいの程度については存じ上げているというところであります。

投票率の向上の関係で今ほどの移手段でありますけれども、西予市のほうとしては既に現在ですけれども、交通バス路線が29路線、代替バスが4路線、またデマンド乗り合いタクシー4路線を運行しているという状況であります。

期日前投票でございましたら、本庁また各支所のどの期日前投票所でも投票ができるということにしておりますので、公共交通機関がなく、投票所への移動が困難な場合につきましてはこの期日前の投票期間中に生活交通バスでありますとか、デマンド乗り合い交通機関を有効に利用をしていただけたらと、そして、そこまでお願いしたいと考えているところであります。

しかしながら、今後さらに高齢化が進むというところも考えられるというところの中で、移動支援については何らかの対応が必要ではないかと、西予市選挙管理委員会でも既に協議をしているというところがございます。

まだ県内の移動支援の取り組み事例というものはございませんけれども、先ほど申しました他県の中に委託により自宅と期日前の投票所との間を車いすやストレッチャーの登載に対応している車で送迎をするというような歩行困難者に対する移動支援を行っている事例もあるというふうに伺っております。

今後、この要件整備でありますとか、車両、職員の配備、また事故発生を想定する、そういうようなことも対応として必要なのではないかと考えておりますので、これらを整理し、それらの課題を解決していきながら、先進事例を踏まえてさらに検討を重ねていきたいというように考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今、書記長が答弁いただいた中で、今の西予市の公共交通を、もっと利用してもらえればというお話もありました。

確かにそうなんですけれども、それさえも、全部じゃないですよ、公共交通網も。やっぱり抜けてるところもあるし。それも週に、毎日じゃないんで、そこに合わない時間帯もあるわけですよ。そういうところをもうちょっとニーズを把握するというか、聞くというか、いう方向をお願いしたいなと思うんですけれども。

今、一番そういう話をして市民の方から言われるのは、スクールバスが4町が小学校の再編が進んで4町にスクールバスが何台もあって、昼間ずっととまってる。それを利用したらいいんじゃないかという話を何人かからも聞きます。私ももちろんそう思っておりますし、今までもそうい

うご質問もしてまいりました。

最近の答弁では、この間は宗部長やったんですかね、最近の答弁では全くだめですよというふうな話ではないような答弁も聞いたような気もするんですけれども、このスクールバスを昼間動かすのに、規定の中で目的外使用というのがあって、学校教育活動に利用するとき、その次に、2として「前号に定めるもののほか特に必要があると認めるとき」というふうに書いてあるんですけども、これがちょっとくせ者で、これ、僕らが見たらできそうなものやないかなと思うんですけども、この2で、「前号に定めるもののほか特に必要があると認めるとき」というのはどういときなのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 スクールバスにつきましては教育委員会の管轄でございますので、私のほうからご答弁を申し上げます。

スクールバスの目的外使用に関するご質問でございますが、期日前投票等や投票日当日の投票の交通機関として利用できないだろうかというご質問にお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、スクールバスは園児、児童及び生徒が通園、通学及び学校行事等で運行する場合に必要であるということで導入を図った事業でございます。

議員おっしゃるとおり、目的外使用ということで学校が教育活動のために利用するとき、これも目的外使用になります。

そして、もう1点くせ者であると言われます、「特に必要があると認められるとき」という条文がございます。

この「特に必要と認めるとき」という部分の範囲なんですけど、今から申しますことに全ての要件を満たしたときに目的外使用が可能であると、住民利用が可能になるということの条件がございます。

当然のことながら、一つ目としてはスクールバスを利用する児童生徒の登下校に支障のないこと。

そして、二つ目には、安全の面で万全を期するように配慮されていること。

三つ目に、交通機関のない地域等の住民にかかる運行であること。

最後になります、教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めた場合という、この四つの要件を全て満たす必要があります。

こういった要件を満たしたと判断した中で生活交通バスにも一部現在利用をしているところがございます。

議員おっしゃるとおり、スクールバス、昼間は車庫に眠っているのではないかと、台数も23台に及んでおります。

この利用につきましては、市民の皆さんからのいろんな意見も拝聴をしておるところでございます。

スクールバスの処分制限期間というのがございまして、処分制限期間は6年でございます。6年間の間に先ほど申しました目的外に使用する場合は文科省への届け出が必要でございます。

現在、生活交通バスで運行しているのも文科省への届けを出して許可を受けた上で運行をしているという状況でございます。

6年間を過ぎれば、市町村で自由になるという解釈もできようかと思いますが、本来は児童生徒の通学、登下校の安心・安全を第一に考えて導入したスクールバスでございます。

さまざまな考え方があろうかと思いますが、決して完全に排除するものではないと考えております。

選管の検討結果、お考えを待って教育委員会でも十分検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

望みはあるということで、自分では理解しておりますが、近隣の町の状況で見たら、松野町は教育委員会の承認を受けなければならない。伊方町においては、町長が認めればと。町長が特に必要と認める場合に限りというふうな文言で、伊方町の場合は条例で、松野町の場合は仕様規定という形で運用されているようなので、これも多分、今、部長言われたような、これの上で文科省へ多分届けてということなんだろうなというふうには今、理解をしたんですけども、次の大きな選挙というのは2年後の参議院選挙なんで、それまでに選挙管理委員会も検討いただいて、ぜひ、そのときになったら本当に人口がどうか、高齢化

がどんだけ進んでおるかというのをちょっと考えるとぞっとするわけですけども、ぜひそのときには何らかの、今までよりも投票所に行きやすい西予市の選挙へのかかわりというか、そういうのをぜひ進めていただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それで、次、3番目の宣誓書のほうなんですけれども、宣誓書も以前、大分前に質問したときには入場券と一緒に裏にしてくださいというふうにお願ひしたら、ちょっとお金がかかりすぎるんでできませんというご答弁をいただいて、何とか自宅で宣誓書を書けるようにしてくださいとお願ひしたら、ホームページから出していいですよと、近年そういうふうにさせていただいて、随分便利にはなったと思います。

便利になったはなったで、また住民の方から、市民の方から、ちょっと書いてある文字がややこしいでと、いやになるぜというふうなことを言われましたので、僕もちょっと近隣を調べてみました。

理事者と議員の皆さんにはタブレットの中に資料をきょう入れていただいておりますけども、これが西予市の宣誓書ですよ。

もう一方で大洲はこれなんですね、大洲市。ここに宣誓書の要件というふうに書いてたんですけども、これ見たら、全く同じなんですよ、6項目。

何で、こんな見た目が違うんかなと、これ書こうという意欲が、これとこれ見たら両方置いとったら、絶対こっち書きませんよね。ということなんです、私が言いたいのは。

ですから、特にこの一番下の点線から下なんかは、これ内部用でしょう。こんなのは要らんのやないですかね、と思います。

ですから、ぜひこれは、今、書記長が、はい、やりますなんか言えんと思いますが、ぜひ検討していただけるかどうかだけちょっと答弁いただけないかなと思います。

○議長 宇都宮総務課長。

○宇都宮総務課長 失礼いたします。

今ほど議員のほうからありました様式をわかりやすくということでございます。

こちらの宣誓書の記載内容、こちらにつきましては、公職選挙法施行規則の第9条において宣誓書の様式が規定をされているというところござ

います。

県内の市町についてはそれぞれそれに準じたところで使用をされているというところであろうと思いますけれども、今ほど添付されておりました大洲市のところを見ましても、確かに文字の一部省略、また項目も省略をされているというところで、第4のところは抜けておるようでございますけれども、どこまで省略様式の変更をすることが可能なかどうなのか、そういうところにつきまして、また、こちらの選挙管理委員会のほうでも、県内の選挙管理委員会におきます事務連絡協議会とこういうふうな協議の場がございます。

そういうところで検討を進めて、どこまで変更が可能なのか、また対応を考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今言われたことは私も初めて気がつきました。

1、2、3、5、6になっておるんで、全部一緒かなと思ってました。4が省略されてますよね、大洲は。

これで要件を満たしておるんだろかなというふうに、ちょっと逆に不安になりましたけれども。

私、これ老眼鏡ですけども、裸眼で見たら全然見えません、この文字が。というか、書く気がなくなるというのは、今の私でさえそう思うわけですよね。

高齢者の皆様は、やっぱりもっと思われるんじゃないかなというふうですね。

これ、家で書いて持っていったらいいけんなって持っていても、それさえももう面倒くさいというふうに思われたら、選挙に行く足が一步とまるわけですよ。そこをやっぱり何とか行っていただけのようにするために小さな努力かもしれませんが、ぜひ、次回の参議院選挙までには進めていただいたらと思います。

次、大きな3番、ICTを活用した住民サービス、まちづくりについてということで質問をさせていただきます。

CATV事業ができてもうかなりになりますけれども、まだ一部というか、もともとは難視聴対策、テレビが見えなくなるということで全市ということでスタートをした事業ですが、この事

業、今、何年たつんですかね。大分落ちついてはきたと思うんですけども、この事業に関して、行政としてはやってよかったとは思うんですけども、その評価をお伺いをしたいなと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問のCATVに対する評価ですけれども、また将来の方向性ということでございますけれども、この事業、平成23年から事業開始となっております。

現在の加入者の状況でありますけれども、西予CATVが提供しますテレビの加入件数、これは9,255件となっております。

また、インターネットサービスの件数、これが5,285件となっております、契約の数としましては1万1,057件というふうな状況であります。

CATV整備事業によりまして、テレビサービスではテレビの再送信だけではなくて、西予CATV株式会社の自主放送番組等によりまして行政情報が早くて確実に提供されているという状況でございます。

また、通信サービスにおきましては、光ファイバーケーブルによる高速で安定した通信環境が整備をされたことによりまして、これまででない高速なインターネットへの接続によりまして都市部と変わらないサービスを受けることができるということと、そして、またIP電話等の利用も可能となったというふうなことで通話料の削減といえますか、そういったことにもつながっておるということでございます。

平成26年度になるんですけども、まちづくり報告書における住民アンケートがありまして、そのときに現在の情報通信サービスに満足しているかというふうなアンケートを行いました。

その結果、87%ほどの方が満足しているというふうな結果も出ていますのでございます。

こうしたことから、CATV事業によりまして市内でのテレビ放送受信の格差の解消、また都市部と市内地域間の情報格差の是正、それと西予CATV株式会社の自主放送番組で地域情報やまち情報、行政情報等の提供ができておることによりまして情報の共有化、そして一体化が促進できているというふうな評価をしているところでございます。

しかし、周辺部では、また少子高齢化、人口減

少が進みまして、また光伝送路の維持管理経費、そういったものも徐々に上がってきているというふうなことでございます。

また、今後それが増加をしていくというふうなことが心配されているところでございます。

また、老朽化した放送設備等もございまして、その更新等のことも今後必要になってくるということでありまして、利用者にとりましてはより安定した質の高いサービスの提供、そして、それによって経営を安定化をするというふうなことでありますけれども、加入率の向上、これが大きな課題というふうなこともなっております。

今後としましては、西予CATVではより魅力的な番組づくり等にも力を入れていきたいというふうなこと、そして加入者の確保、また新しい新規の事業の検討を行うというふうな計画であるというふうなことも聞いておりまして、市としても可能な限りで支援をしていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

加入率もいろいろ言われますけど、特に宇和町がテレビが見れる、インターネットもラジオもということで加入率が本当に低いというのがずっと言われて、結構長いと思うんですけども、そういうのと、事業導入のときに当時の総務部長等がよく言われてたのが、双方向で将来できるかなというふうなことを、僕も総務委員会の中で何回か聞いたことがあります。

双方向というのはどういうことですかというふうなことを聞いたら、お年寄りの人の見守りができるとかいうふうなことも確かそのとき言われて、それええなど。朝起きて、自分の家から血圧とか、こういうのを報告したらいろいろな指示がもらえてみたいな、安心やなというふうな、そういうふうになるのかなというふうにちょっと思ってたんですけども、今、さっき言ったように落ちついてますよね、今。

落ちついてるのがいいのかなという、先ほどの満足度87%がいいのかなということなんですけども、双方向でできる住民サービスとかいうのは考えられてはないか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問の双方向でのサービス、将来的に考えられないかというふうなご質問であったと思いますけれども、これはCATV整備事業によりまして、高速で安定した通信環境が整備がされて、今後さまざまなインターネットなどのサービスを受けることのできる環境、そういったことができております。現在、市としてそのサービスを提供しているものはありませんけれども、全国的には電気ポット、また人感センサーによって高齢者の見守りサービスができたとか、あるいはそのタブレット端末を使用した買い物弱者への買い物代行サービス等ができたとか、あるいは通信のその双方向性を生かしまして、福祉分野での活用の事例等も先進事例としてございます。急速に高齢化が進んでおります西予市におきましても、今後そういったことができないか、関係部署とその利活用について調査・研究を行っていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

本当に、他所の市から見たら、何かうらやましいなと言われるようなことがあるわけですね、この今回のこのケーブルテレビの事業については。本当に宝の持ちぐされにならないように、もっと有効に使っていただきたいし、今言った話がこれ2年後3年後4年後にできたときに、それを利用する人がおらんかったとかいうことではちょっと寂しい話なんで、ぜひ部長もご理解されとるということでしたら、この双方向に対してぜひ前向きに進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、そのICTの関係の教育現場の利活用ということで質問させていただきますけども、小学校なんかの学校で、今ICT使ってるというのはよくあるんですが、これ西予市の中に県立高校が3つありまして、これどこも募集のたんびに定員割れとかいうのがずっと長く続いて、私たちがちょっと愛媛県の高校教育課の皆さんと勉強会をさせていただいたときに、県は積極的に再編を進めてはないなというのは感じました。一応、県立高校の再編整備ということで、計画は出るとるんですけども、西予市はその中で三瓶町が入っております、平成30年度及び31年度の入学生

が41名以上が基準で、できなかった場合分校化と、32年4月に分校化を予定というのが、これ県のホームページに載ってる計画なんですよ。それよりも実際に学校へ行って見て、野村にしても宇和にしても、運動会とか見てもすごい寂しいですよ、今の人数。これが本当なくするわけにもいかないし、どうしたらいいのかなというときに、今ICTの時代なんで、西予市の高校としてこの3つをつないで、ICTを利用して何かできんかなという、これは僕のぼんやりとした、今、構想というほどでもないんですけど、思いなんですけども、これを進めるためにはやっぱり市が、学校の先生ではなかなかこれ難しいと。そして、PTAもそこだけではなかなか進まないということであると、やっぱり行政が主導をしてこの話を、いろいろ言われるかもしれませんが、議題として出していかないかんじゃないかなと思うわけです。そこでやっぱり市長に、将来のこの3つの県立高校、支援学校は別として、この3つの学校をどのような方向にしたらいかなというか、それに対する考え方を、ちょっとあれば教えていただきたいと思います。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま、二宮議員からご質問のありました、市内の県立高校3校の今後についてということについてお答えをさせていただきたいと思います。

今言われましたように、市内には宇和高校、野村高校、三瓶高校がございます。特別支援学校も県立の高校として4校あるわけですが、特に3校のことに絞ってお話をさせていただきたいと思いますが、合併をしました、平成16年には、3校で1,150人生徒がおられました。少子化の進展によりまして、11月末現在で、582人と約半数まで減少しております。

また、平成28年度の中学校を卒業した市内の中学生の46.6%が、市外の高校へ進学をしているという現状もございまして。いわれましたように、分校化や統廃合が心配をされている現状でございます。

なぜこのように市外の高校へ進学をされるのであろうかと。一つには交通の便がよくなったことがあると思います。

それと進学先を検討する際に、生徒本人や保護者の方は、大学等への進学や就職、そして部活動

などを考慮し、今までの過去の実績や特色のある学科が創設されている、スポーツであれば優秀な指導者がおられるというところへ将来的にも選択の幅が広がるという学校を選ぶ傾向にあるのではなかろうかなというように考えております。

ICTのことをいわれましたし、ICTに特化するような学科の創設というのも一つの方法であろうと思います。

そのことによって高校の魅力化につながり、市内高校への進学の実績というものは一つ多くなるのではなかろうかなと思います。

県立高校でございますので、県の管轄でございます。特色のある新たな学科の創設などは、いろんな意見はいいながら運動等はできるとは思いますが、かなりハードルが高い。そして最終的には、県教委のほうでお決めになることであると思っておりますけれども、そういう声があるのであれば、現場の皆さんと共に動くということはおまわらないと思っております。

しかし、高校が統廃合されるということは、子育て世代が流出もいたしますし、I・J・Uターンも減るといふことがありまして、今人口減少を食い止めるという施策を掲げております私といたしましては、人口がふえる要素がなくなってしまうという懸念がございます。

行政としても市内高校に対して何か支援できることはないかと、市役所内の担当部局へ検討を始めるよう支持を行っております。

その第一歩として、先般、教育現場での課題や市への要望、今後の高校のあり方について、市内の3高校の校長先生を始め、教職員の皆さんと担当部局の職員で、意見交換をいたしました。

今後ともこれは続けていきたいと思っております。

県立高校は県の所管ではございますが、少子化の中、過疎地域における高校は地域の活力や賑わいの創出にはかかせない存在でございますので、今後とも高校、そして地域の皆さんと関係機関と連携をして、市として何ができるのか。

そして、どういうことを皆さんが望まれ、また当事者である子どもたちはどういうことを望んでいるのか、幅広いところで意見を集約しながら、検討をしてみたい。そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 すいません。時間超過いたしました。市長より貴重な発言をいただきましたんでこれを高校存続化のスタートにできればいいかなと思っております。

また、この件につきましては、あした井関議員も質問してもらいますので、しっかりまた答弁をしていただいて、議論をスタートしていきたいなと思っておりますのでよろしくをお願いします。

時間が超過してすいません。議長ありがとうございますございました。

以上で、今回の質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前11時21分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時30分)

次に、4番加藤美香君。

○4番加藤美香君 おはようございます。

議席番号4番、加藤美香です。本日は、議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は、小学校の再編について、学習支援について、補助金について、この3点をお伺いいたします。

まず初めに、昨年12月にも一般質問いたしました。再度宇和地区の小学校の再編についてお伺いいたします。西予市における小学校の再編計画策定から7年余りが経過し、現在までに城川、野村、明浜、三瓶は統廃合が終了いたしました。宇和地区においても、明間と皆田小学校が今年の3月に統廃合されました。あとは、多田、中川、石城、宇和町、田之筋小学校の再編が残されるのみとなりました。宇和地区においては、平成21年に3校案が策定されてから7年余りが経過し、当時の児童数の推測や、情勢も変化していることから、昨年再度、多田、中川、石城、宇和町、田之筋小学校地区の地域住民説明会が開催され、1年余りが経過しました。また、ことしの8月には、統廃合された皆田、明間地区においても、地域住民説明会が行われました。そこでお伺いいたします。宇和地区の全ての地域で、小学校再編計画説明会が終了いたしました。その結果、教育委員会として把握した市民の意見はどのようなものであったのか、お伺いいたします。

2点目に、宇和地区の小学校の再編について、

改めて考え直していくのか、またどのような方向性になるのかお伺いいたします。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 加藤議員の宇和地区の小学校の再編について、説明会での市民の意見はどのようなものであったかと、そして今後改めて考え直していくのか、またどのような方向になるのかとのご質問であります。合わせてご答弁をさせていただきます。

加藤議員も述べていただきましたけれども、一部重複するかもしれません。冒頭、西予市小学校再編計画の内容と、現在までの取り組みについて、少しふれさせていただきます。

教育委員会は、平成21年10月に西予市小学校再編計画を策定し、これに基づき小学校の再編に取り組んでまいりました。そして、宇和地域を除く地域におきましては、ほぼ計画に沿った再編が完了したところであります。

現計画では、宇和地域は多田小、石城小、中川小を宇和上小学校、仮称でございますけれどもこれに。そして、明間小、皆田小、田之筋小を宇和下小学校、同じく仮称でございます。これに再編し、宇和町小学校は存続をするという内容としていました。また、計画当時既に複式学級の増加をしておりました明間小学校につきましては、皆田小学校に先行統合するという事としておりました。

そして、再編の時期ですけれども、明間小学校を皆田小学校に統合するのは平成26年の4月1日。宇和上小学校と宇和下小学校への再編は、今後長期的に児童数の推移を判断した上で決定するというふうにしておりますけれども、宇和上小学校は平成31年4月1日、宇和下小学校は平成33年4月1日を想定をしていました。

教育委員会といたしましては、この計画に沿って、本年4月1日に、計画より3年おくれになりましたけれども、明間小学校を皆田小学校に統合するとともに、今後残された再編に取り組むべく、昨年11月から本年8月までの間に、各小学校区単位を中心に、延べ9回地域住民説明会を開催し、意見を伺ってまいりました。

そこで、その説明会での市民の皆さんのご意見はということでもありますけれども、説明会では参加者からさまざまなご意見を拝聴することができましたが、将来はともかく、今は再編の必要性は

感じていないというご意見が多く、再編に向けての機運の高まりというのはいま一つ感じられなかったと思っています。

これは、再編対象の小学校が全て相当数の児童が在籍をしております。一番小さい多田小学校におきましても、ことし5月現在で66名が在籍をしております。またその児童数は、計画策定時の数を維持したり、あるいはこれを相当上回って推移している学校もあります。そうした状況がありまして、当初平成24年度にも生じるといふふうに見込んでおりました複式学級も、いまだ発生をしております。これは、当時既に複式に入っておりました明間小学校は除いてのお話でございます。そういう事情があるんだろうなというふうに思っています。

また、3校に再編する現計画につきましては、児童数は今後長期的に減少し、このままではさらなる再編が避けられないと思う。そうした中で、より集約した形で再編するのが望ましく、現計画はそういう意味で見直すべきであるというご意見が大勢を占めました。このため、教育委員会といたしましては、宇和地域の小学校再編について、今後次のようにしたい、対応したいというふうに考えております。

まず、3校に再編する現計画は見直すことといたします。そして、見直しの時期ですけれども、これは複式学級の発生と今後の児童数の推移、校舎の老朽化の状況、さらには統合間もない皆田、明間地域の地域事情等を勘案して、教育委員会において検討していくこととしたいと思っています。また、見直しに当たりましては、別途検討委員会を設置して検討することといたします。

市民の皆様には、この現計画の策定時に2回、素案を持って、そして成案を持って、それぞれご意見を伺う場を持ちました。そして、今回の説明会と合わせますと、既に3回ご意見を聞く機会を持ってきたわけでございます。

そうした中で、まだ決まらんのかと、あるいはこれでまた振り出しに戻るのかというような印象を持たれる向きもあると思います。しかしながら、これは振り出しに戻ったということでは決してございません。前に進めるために、一たん立ちどまって考えてみようということでございます。今までの積み重ねの上に立った検討を行うということでございます。そういう意味で、引き続

いて関心を寄せていただいて、ご協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 今のご答弁の中で、検討委員会をというようなことがありましたが、検討委員会を立ち上げられるならば、どのようなメンバーで、どのような形で、いつから発足されるつもりなのかをお伺いいたします。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 検討委員会ですけれども、これはこの現計画を策定するときにも、同じような組織で検討をいたしておりますけれども、今回は宇和地域に限定してのお話になろうかと思っております。宇和地域内の保護者の代表の方でありますとか、学校関係者でありますとか、あるいは地域の代表者、そして学識経験者、こういった方々を想定をしております。

そして、その検討をいつから始めるのか、検討委員会をいつから設置するのかということでございます。これについては、教育委員会においても協議をしておりますけれども、まだ決まっておられません。さまざまなご意見があります。見直しを決めるということを決めた以上は、早急にそうした検討に入って、そしてその結果を住民の皆様にも早くお示しするのがいいんじゃないかというご意見もあります。

ただ、再編に向けての機運がいま一つ高まっていない中でそれらを検討し、そして地域に出ていってご相談をするということが本当にいいんだろうか、もう少し時期を見て対応したほうが現実的なのではないかというご意見もあります。

そうしたことを、今後協議を続けていきたいということでもありますけれども、客観的な事情といたしまして、児童数がこのまま推移すれば、二、三年後には複式学級の発生が見込まれるということもございます。そうした中で、今後の複式学級の発生の状況、あるいは5年後には宇和町小学校を除く宇和地域全ての学校の校舎が建築後40年を経過をいたします。そろそろ長寿命化等の検討を迫られる、そういう時期に差しかかります、それらの状況。さらには、統合間もない明間・皆田地域につきまして、現計画では、同じ児童が小学校に在籍をする間に2度の統合を強いるということとはよくないという配慮から、2度目の統合とい

うのは7年後に行うという計画としております。そうした点への配慮、こういったものを勘案して、総合的に引き続いて教育委員会で検討をしていきたいということを考えているところであります。

以上でございます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 近いうちに検討委員会を立ち上げられた場合なんですけれども、それは公開で実施されるようになるのでしょうか、その辺をお伺いいたします。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 これは、検討委員会の中でどういう対応をするかということは、検討いただくことになろうと思います。私がこの席でそのことについて言及するという事は、必ずしもどうだろうかという気はします。ただ、基本的に今回の住民説明会、そしてこの再編についての教育委員会の会議、これらは全て公開をしてまいりました。できるだけ透明化をして、市民の皆さんがわかりやすく、そして関心を寄せていただける、そうしたことが望ましいということは言うまでもありません。そういう延長線上に考えていただけるものだと思っておりますけれども、それは最終的には検討委員会の皆さんのご判断ということを待ちたいというふうに思います。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 これからの小学校再編については、検討委員会、教育委員会などで決まったことはその都度ホームページに公開され、市民とともに進められることを期待するところです。

次に、学習支援事業についてお伺いいたします。国が進めている、地域と学校の連携・協働による学習支援の取り組みの一つである地域未来塾事業が、西予市でも今年10月より始まりました。愛媛新聞の記事によると、西予市学び舎という名称で、第一弾として宇和地区の多田、中川、石城の3つの小学校の4年生から6年生までの児童を対象にスタートし、宿題などの疑問点を解決しながら、それぞれのペースで学習を進めたとありました。また子どもたちは、「わかりやすかった、楽しかった」と感想を述べておりました。そこで伺いいたします。西予市学び舎事業の具体的な内容をお伺いいたします。

2点目に、西予市学び舎事業の進捗状況と課

題、今後の方向性をお伺いいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 加藤議員にご答弁を申し上げます。

西予市教育振興基本計画では、生きる力を育む学校教育の推進を重点目標の1つとして掲げまして、学校・家庭・地域の連携と協力により、児童生徒に確かな学力、豊かな人間性、そして健康・体力をバランスよく身につけさせ、社会の一員としてたくましく生きていく力を育成していくことといたしております。

ご質問のありました、西予市学び舎事業は、この重点目標を達成するための1つとして、児童生徒一人一人が目標を持って意欲的に学力の向上を目指そうとする取り組みを、学校と地域と家庭との連携の中でサポートすることによって確かな学力を育成し、児童生徒の生きる力の基礎・基本となる学力の向上を図ることを目的に、今年度から新たに開始した事業でございます。

具体的な内容ということですが、学び舎での学習内容は、指導者、主に教職に携わられた方々をお願いをしているところでありますが、指導者が子どもたちからの学校の学習内容に対する質問に答えるなどの支援を行うことを中心としております。子どもたちが主体的に学習に取り組み、学校から出される宿題などについて十分に理解できにくいところを指導者に質問し、それを支援・指導するという形態で行うこととしております。

また、教材やプリント等を使った指導や、授業形式の指導ではなく、指導者が直接子どもたちと対面して指導することにしております。参加料は無料ということで取り組んでおります。

進捗状況と課題、今後の方向性ということですが、当事業は先ほどふれましたとおり、今年度新たに開始した事業ということもありまして、緒についた段階であり、試行錯誤をしながら取り組んでいるというのが現状でございます。指導者の体制が整った地域から、順次西予市に在籍する児童生徒を対象に開設することとしております。

現在は、中川公民館におきまして、多田、中川、石城小学校の4年生から6年生の児童を対象に、毎週土曜日の午前9時から11時半まで実施をしております。指導者につきましては、教職に

携わられた経験のある方をお願いをし、10月7日から授業を開始しております。参加児童は、当初8名でしたが、体験希望者を含め、現在は10名が参加しております。

この授業の課題はと申しますと、やはり指導者の確保でございます。実際に中川公民館で学び舎事業を開始してみますと、1会場当たり6名程度の指導者の方のご協力を得る必要があると判断しております。今後は、他の地域において1日でも早く実施できるよう、何よりも指導者の確保に取り組んでまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 今のところ、学習支援が中川公民館でのみしか実施されてないようですが、これから先へ広げていかれるということですが、具体的には、いつごろまでに全域で実施することができるとお考えでしょうか。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、何よりも指導者の確保ができなければ、なかなかこれを開設することはできません。いついつまでに全市的に広げていくというようなことのご答弁を申し上げる段階にはないというところが正直なところでございます。この学び舎事業に関しましては、将来の理想形としましては、各公民館単位で開設ができれば理想であると、教育委員会では考えております。ただ、これにはまだまだ無理があると、指導者の面等において無理があるというふうに判断しております。当面の目標としまして、公民館で開設している今の学び舎事業も含めまして、宇和町で3会場、そして宇和町を除く各町で1会場の開設が近いうちにできればと考えております。なお、まだ1会場でございますが、来年の年明け早々には、明浜のほうで開設ができるんじゃないかというような想定でいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 もう1点、ほかの市では、中学生の学習支援も行われておりますが、西予市においては、今後中学生に対しては学習支援を実施される予定はないのでしょうか。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

この今年度開始しました学び舎事業におきましても、小・中学生を対象にということで、いろいろ議論を重ねてきました。最終的には、原則として小学校4年生から中学校1年生までを対象にしようではないかという、あくまでも原則です。という方向で現在進めているところでございます。なぜ小学4年生から中学1年生までにしたかといいますと、小学4年生になると、徐々に学習内容が高まってくるという点がございまして、そしてまた中1までにしたという部分につきましては、一応中学生については教科が専門化するという部分もありますので、指導上やはり困難な部分があるんじゃないかという等々のご意見もございまして、一応2年生3年生については対象から除いたという経緯がございまして、中1を入れた理由につきましては、中1ギャップの中で、学習に対する不安や不適應が見られるというような現状もございまして、そういった形で中学1年生まで対象にしたというところでございます。中学1年生から3年生までのこういった学習支援の取り組みと、中学生のみに限った取り組みというのは、現段階では教育委員会では持ち合わせていないというのが実情でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 早い時期に学習支援をされる先生を集められて、子どもたちの学習支援を行っていただいて、子どもたちの基礎学力の向上や学習習慣の定着を期待するところであります。

次に、最後に補助金についてお伺いいたします。

補助金は、公益上必要があると認めた場合に交付できる金銭的な給付と一般的に定義されています。まず初めに、補助金制度の仕組みはどのようになっているのか。また西予市の場合、大きく分けてどのような性質の補助金があるのかお伺いいたします。

2点目に、補助金は行政の補完的な役割を担い、目的を効率的に実現するための有効的な手段であり、市が直接執行する事業と比較して自由度が高いと思われませんが、補助金が適正かどのようにチェックし、見直しを図られているのかお伺いいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま、加藤議員の補助金についてのご質問がございました。

まず最初に、補助金制度の仕組みはどのようになっているのかというふうなご質問でございますけれども、本市が予算化をしております団体や個人等への補助金につきましては、地方自治法におきまして、先ほどおっしゃられたように、公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるというふうな規定に基づきまして、またその原資が市民からの貴重な税金で賄われていることを踏まえまして、公益上必要性が高いと客観的に判断ができることを前提条件に、制度設計・支出をしているものでございます。

特に、個人・団体への補助金につきましては、対象となる事業や団体活動が、市の計画する政策やまた施策等の目的と合致をし、市が関与する妥当性や必要性があるかどうか、また効果的・効率的に達成しようとしているものであるかどうか、そういったところを十分に判断する必要があるというふうに考えております。

そうした条件を満たしているというふうに認められるものに対しまして、規則や要綱等を制定をしまして、補助申請から審査を経ての交付決定。また、実績報告からその事業完了の確認を経ての補助金の交付など手続きを明確化をしまして、適正な事業管理と交付金の支出に努めているという状況でございます。

次に、補助金の性質に関するご質問がございました。まず大きく区分しますと、義務的な補助金、そして任意的な補助金というふうに大きく分けられるというふうに考えております。平成29年度の一般会計予算におきましては、全体で15億6,200万円余りの補助金の計上というふうになっております。義務的な補助金につきましては、法令や条例等の定めによりまして補助する義務的な支出で、主に社会保障関連事業などの給付事業がこれに当たります。

また、任意的な補助金は、法令等の定めはないものの、国や他の地方公共団体との協調事業や、また西予市が担う政策上必要性が高いとされる特定事業や活動を奨励、または育成すること等を目的としまして補助する任意的な支出でございまして、補助金全体の大半を占めているというふうな状況になっております。

その補助の大半を占めておりますその任意的な

補助金の中におきましては、福祉分野の民生団体や社会教育分野を中心とした教育団体等、各種組織の活動に対して支援することを目的とした運営補助金、また各種イベント等の事業に対する補助金、農林水産業や商工業振興対策としての、個人または団体が行う生産活動等に対しての支援をすることを目的とした補助金等があるというふうな状況になっております。

最後に、補助金の適正化がどのようにチェックがされ、また見直しを図っているのかというご質問をいただきました。先ほど申し上げましたように、補助金事業を所管します各課等におきましては、補助金の支出について補助金交付要綱等を整備をしております。適正な事業実施に努めておまして、要綱等に定める基準や手続きに基づきまして、事業計画から実績報告まで書類の審査を実施をし、また必要と認めた場合は、聞き取り調査また現地調査等を行った上で、補助金の適正交付をしているという状況でございます。

なお、また予算編成におきましては、その編成時点で予算査定の際に、社会情勢が毎年変化をしている状況のもとで、継続的事业でありましても、補助金の支出の必要性、また適正な補助金であるかどうか、補助金支給対象団体の活動の状況等、ヒアリングを実施をして予算を取りまとめをしているというふうな状況にあります。

平成19年度に、合併後初めてその補助金の見直しを実施をいたしました。補助対象事業及び補助基準額の精査、補助金額の適正化を図っております。以降、補助金の適正化につきましては、予算編成方針で毎年明記をしまして、適正な予算措置に努めているという状況でございます。

今後、厳しい財政状況が見込まれるところでございます。歳出の全体的な抑制は避けて通れないというふうなことを考えておまして、全事務事業に対して、これは聖域なく必要性や妥当性、そして計画性などの見直しも必要になってくると言いうふうに考えております。

その中で、補助金制度のあり方につきましても、改めて見直しの時期に来ておまして、補助金の制度の目的とかあるいは内容、また効果など再度検討をしまして、適正化を図っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 補助金の不適切な支出が、今、熊本市で問題になっておりますが、補助金は市民の税金が使われておりますので、西予市においても市民の方に納得できるよう、厳正な運用を期待するところです。次の一般質問の機会には、補助金について各論的な質問を予定しております。

以上、一般質問を終わります。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

あす12月8日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時04分

平成29年第4回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|----------------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成29年12月8日 | 消防本部消防長 | 西 川 傳 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 総 務 課 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 平成29年12月8日 | 財 政 課 長 | 山 住 哲 司 |
| | 午前 9時00分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1. 閉 会 | 平成29年12月8日 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| | 午前11時36分 | 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 1. 出 席 議 員 | | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 6 番 | 河 野 清 一 | | |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 (午前10時51分から) | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 | | |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 | | |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 | | |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 | | |
| 公 営 企 業 部 長 | 三 好 敏 也 | | |
| 産 業 建 設 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 | | |
| 野 村 支 所 長 | 尾 下 孝 二 | | |
| 城 川 支 所 長 | 高 橋 司 | | |
| 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日はこのように大変寒い中傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

酒井部長。

○酒井生活福祉部長 昨日、小野議員からの最後の質問にありました行政と民生児童委員の方々の連携はとれているのかという質問に対しましてご回答させていただいたと思います。

各地区民生児童委員の定例会に、支所防災担当者や本庁危機管理課担当が出席をしまして、総合的な防災の啓発活動をさせていただいております。

直近の実績といたしましては、平成28年度に野村地区において、宇和地区においては、平成27年、28年、29年と連続して開催となっておりますが、明浜地区、三瓶地区、城川地区において開催がまだのようですので、今年度において開催するよう調整を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言をしてください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、12番井関陽一君。

○12番井関陽一君 おはようございます。

議席番号12番井関陽一でございます。議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、早朝より、今、議長からもありましたが、傍聴に来ていただきましてまことにありがとうございます。

それでは、まず初めに、現在は解散をしてしまいましたが、本年3月に定例会におきまして会派爽麗会として代表質問をいたしました3つの内容について確認の質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、今後の西予市について何を中心とした進め方をされるのかという質問に対しまして、市長より多様性に富んだ四国西予ジオパークを中心としたまちづくりを行うという答弁が

ありました。先般11月14日から16日の3日間、再認定の審査があり、市長より本定例会招集の挨拶の中で多少触れていただきましたが、審査の手応えはどうであったのか。

また、審査の結果につきましては、12月22日と聞いていますが、結果にかかわらず、このジオパークを中心としたまちづくりは進めていかれるものだと思っておりますので、このジオパークを中心としたまちづくりを進めていく上においては、このジオサイトにおける説明、あるいはジオミュージックなどWi-Fiを使うた対応が今後必要になってくるのではないかなと感じております。

そういうことも含めまして、今後、このジオパークを中心としたまちづくり、これをどのように進めていかれるのかをお伺いしたいと思います。

○議長 管家市長。

○管家市長 おはようございます。

ただいま井関議員のほうから、まづご質問のありました、先日、四国西予ジオパークの再認定の審査を受けて、その手応えと今後の進め方についてのご質問でありましたので、そのことについて私の考えを述べさせていただきたいと存じます。

井関議員を初め各議員の皆様には、ジオパーク推進につきまして、ご理解、ご支援を賜り感謝申し上げます。定例会の招集の挨拶で申し上げましたとおり、11月14日から16日の3日間にわたりまして、日本ジオパーク委員会の3名の審査員の皆さんによりまして、再認定に伴う現地審査を受けたところでございます。

西予市がジオパークに取り組んだきっかけや認定時に与えられた課題、4年間で行ってきた活動を説明するとともに、小・中・高校の教育の取り組みや防災教育ジオパーク推進協議会の各部会の取り組みやガイド団体の取り組みなどを報告を行い、各地域のサイトを地域のガイドの方々に案内をしていただきました。

新聞報道で一部報道されておりますけれども、審査委員講評では、課題として与えられておりましたストーリーについては、まだまだたたき台の段階までしかできていないが、これをチャンスと捉えて、市民みんなが共有し、みんなで考え、みんなが当事者となって取り組んでほしいとの指摘や、西予市にはいろんな地域があり、その多様性を認識をしていただきました。

地域のいろんな取り組みはできているが、自分の地域以外のこと、自分と隣接、そして自分と地域の違いもぜひ情報発信ができるようになってほしいとの意見をいただきました。

教育研究に関しましては、災害と恵みの両方を学ぶことができる機会をきちんと準備をされ、児童生徒に伝え自分で考え進めるというプログラムがあるということで、このことに対しまして、非常によく取り組みがなされていると評価をいただきました。

また、市民団体の方が地域で元気に活動していて、行政も手上げ型交付金でやる気のある地域、やりたいぞという地域にお金を配分することで、ジオパークを自分たちのこととして活動しているなどという評価も受けております。

しかし、9月定例議会において山本議員のご質問にも回答しておりましたけれども、日本ジオパーク委員会では、ジオパークの数をふやす、そして広める段階から、質の高いジオパークをつくる段階に入ってきておりまして、4年前の認定時より評価基準が高くなっているのが現状でございます。

今回の再認定審査を受けて、この再審査はジオパークを取り組んでいく上でのご助言をいただける機会だと私は感じたところでございます。

今後も、職員が地域に出向き、市民の皆様から直接意見を伺うジオカフェ事業を通じて、地域の宝である資源を新たに見つけたり、それを磨き、地域内外に情報を発信していく、このような活動を積み重ねていきたい。

市民の皆様には、ジオパークへの理解を深めていただき、市民からの盛り上がりにつなげていきたいと考えているところであります。あわせて、審査結果に基づき提出された課題に全力で私は取り組んでいきたい、そのように考えております。

議員のほうからも言うていただきましたが、審査結果につきましては、12月22日に開催されます日本ジオパーク委員会において決定をいたしますけれども、条件なしでの4年間の再認定に結びつくことを切に願っているところであります。

審査の結果が出ましたら、ご報告をさせていただきますので、今後ともご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 先ほどのご質問の後段にござ

いましたジオサイトにおける説明において、ジオミュージックとかWi-Fiの活用についてのお尋ねでございますけれども、利便性の向上でありましたり、また魅力度のアップ、そういった面において、Wi-Fiの活用というふうなものが大変有効な手段というふうに考えているところでございます。

しかしながら、現在のジオサイトの状況を見ますと、その多くは住宅地から離れた場所にあるものでございまして、電気とか、あるいは光ファイバーの設備、そういったものがなかなか整備ができにくいというふうなのが現在の状況でございます。しかしながら、今後の研究課題というふうなことで考えております。

このため、来訪者の方に対しましては、ジオサイトにおける解説看板のより充実した整備、そしてジオガイドの利用促進、また道の駅どんぶり館で行っておりますジオミュージックを収録しましたオーディオプレーヤー、これの貸し出しを通じまして、四国西予ジオパークの魅力を体感をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ありがとうございます。

幾つか再質問をさせていただきたいと思うんですけども、小中高の教育の中で、災害と恵みについての教育があるということ为先ほど言うていただきましたが、この災害と恵みについての教育というのはどういう内容をされているのか、おわかりでしたら説明をお願いしたらと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま災害と恵みの教育はどのような内容かということでございますけれども、皆田小学校におきまして、過去の災害に学び、未来に備える防災教育というふうなものを行っております。

これは、土石流の危険流域経路として指定をされておる地域を歩きまして、土石流によりぶどう栽培に適した扇状地になったというふうなことを学習をしております。

また、その災害から起きた地形とか、あるいは果物の栽培というふうな恵みが生れたというふうなことの学習も行っております。

愛媛大学と連携をした学習で、地域住民と一緒に

に地域内の危険箇所をめぐったり、また危険箇所を知ることで、小学校で防災救助サポート隊を結成をしまして、もしものときに住民に知らせる体制を勉強しているというふうな状況でございます。

これにつきましては、既に表彰なども受けておりまして、非常に先導的に皆田小学校から情報発信して、市内の他の学校にも普及をしていくというふうな、そういうことで事業を進めているものでございます。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ありがとうございます。

今、皆田小学校の話を出していただいたんですけども、全体的に西予市全体、小学校たくさんあるわけですが、そういったところにももっと波及して、いろんな学校で今後とも続けてほしいものだと思っております。

もう一点なんですが、先ほどWi-Fiについて宗部長のほうから答弁がございましたが、ジオサイトは確かに市街から離れているということで、なかなかそこにWi-Fiの施設をとというのは大変なことだと私も思います。

しかし、今現在、この西予市の中においても、多分愛媛フリーWi-Fiというのが、駅前であったりとか、どんぶり館であったりとか、つながっているんじゃないかなと思うんですが、そこで西予市の情報がその中にはめ込むことができるというようなことをできないかなと、ちょっと考えているわけなんですが、今、香川県で、香川県と高松市と一緒に共同になって香川フリーWi-Fiというのをつくられておりますが、その中では、ちょうど地図を、900カ所ぐらいのポイントがあるわけなんですけども、そのポイントに行けば、地図をダウンロードしたり、あるいはその情報を得たりして、それを使うことで、観光に来られた方がどういうふうな動きをされているか、動線が市側うんか、香川県側にわかるというようなシステムをとられております。これはNTTとの共同でつくられておるわけなんですけども、こういったことを、全国ではいろいろなところ、石川県やったかな、金沢市なんかでもやられておるんじゃないかなと思うんですけども、そういう感じでNTTと共同でWi-Fiを使う観光事業におきましたら、お客様の動きがどうい

ふうになっているかということ把握することによって、今後どういうふうに進めていけば観光が進んでいくかということの問題提起ができるということで、今やられているところがございまして、この近隣では、内子町も4カ所、5カ所ぐらいしかWi-Fi入ってないわけですけども、そういうところでおお客様の動きをつかんでいこうということを取り組まれているみたいですので、また今後、検討を願ったらと思うんですが、とりあえず、宇和の駅前とか、どんぶり館とか、各主要施設、野村であれば乙亥会館であるとか、そういうところだけでもフリーWi-Fiをつなぐ方策がとれないかということ、ちょっともう一度お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問、市内の施設においてWi-Fi設備を設置をできないかというふうなご質問だったかと思っておりますけども、既に西予市内においても何カ所かWi-Fiが入っておるというふうなことをお聞きしておりますけども、箇所数までははっきり覚えてないんですけども、西予市の場合は、西予CATVケーブルテレビが入っておりますし、光テーブルが各世帯、また施設等にもつながっております。

西予市においては、NTTもちろんでございますけれども、その光ファイバー、今現在、整備をされておる光ファイバー、これを活用してWi-Fiの設備をより広げていくというふうなことが、西予市においては取り組む一番必要なことではないかというふうなことを考えておりますので、これにつきましても、今後、重要性は十分認識をしておるところでございますので、研究、そして検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ありがとうございます。

今は、既に入っているところもあるということですが、そのWi-Fiにつなぐことによって情報が簡単に取り出せるシステムというものを今後考えていっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目でございますが、昨日、二宮議員からも質問がありました西予市内にある3つの高校についての質問に対しまして、副市長のほ

うから小中高まで連携を持った取り組みを地域や関係者と一緒になって検討をしたいという答弁がございました。その後の取り組みといたしまして、どのようになっているのでしょうか。

関連がございますので、(2)(3)についても一緒に質問したいと思います。ことし総務常任委員会では、海士町のほうに島前高校がなくなると島がなくなるという危機感を持って魅力化プロジェクトを進めているというところを視察いたしました。

ここでは、特別進学コースをつくったり、そのサポートをするために、公営の隠岐國学習センターというのをつくって、その学習の後押しをするということも実施されておりました。また生徒の相談役となる里親ですね、里親制度を設けた島留学制度や、寮費や給食費などを助成するということも実施されておりました。

こういった取り組みがよいのか悪いのか、そういうことについてもお伺いしたいと思っております。

それから、きのう、二宮議員も申されておりましたが、高校の無償化が、今、取り沙汰されております。これは私立高校に対しても無償化になるんじゃないかなと言われておりますので、こうなりますと、ますます市外に流出する懸念があるんじゃないかなと感じております。

昨日、市長も進学の問題や部活の問題などを解決していかなければならないということで、問題把握はされているようでございますので、各校との連絡協議会も実践されたということでございましたので、その協議の内容も含めまして、今後、市内の中学生が市内の高校に進学するため、こういった政策を打っていかなければならないか。今現時点ですぐにやっついていかないと、これは近い将来、本当に西予市内の高校生がいなくなるんじゃないかなという懸念がございますので、きのう市長の話にもありましたが、去年は46.6%しか進学していないということを言われましたので、あの数字を聞きましても半分もいってないのかということになりますので、このことに対しましてどのようにお考えになっているのか、お伺いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、まず、1点目ですけれども、地域や学

校関係と一緒にになった取り組み、検討はというふうなことなんですけれども、市内にあります宇和高校、野村高校、三瓶高校の3校におきましては、高校の魅力化の1つとしまして、地域の未来を担う高校生を育てることを目的に、3校連携による地域資源の開発を行う合同プロジェクトに取り組んでおられます。

また、市内の小学校や中学校、そして高校では、文楽とか防災訓練、また合同の音楽発表会、また運動会、ボランティア活動、部活動などで連携を図るなど、交流を深めているところでございます。

野村地区や三瓶地区におきましては、高校の存続に危機感を持たれておまして、地域づくり交付金などを活用されまして、私塾など地域でさまざまな取り組みを行っていただいております。

市におきましても、平成27年度からですが、スーパーキャリア教育というふうなものを行っております。西予開成塾というふうなものを開校いたしまして、小学校五、六年生を対象としたこども編、そして中学校以上を対象としたおとな編、この2つのコースを設定をしまして、次代を担う人材育成や郷土愛の醸成を図っているという状況でございます。

ご質問の小中高まで連携をとった取り組みを地域や学校関係者と一緒に検討するという件につきましては、昨日の二宮議員の答弁の中にもございましたけれども、具体的な取り組みまでには至っていないのが現状でございます。

しかしながら、行政として市内の高校に対しまして、何か支援できるものはないか、検討を始めたところでございます。

その第一歩として、先日、教育現場での課題や市への要望、また、今後の高校のあり方などにつきまして、市内の3つの高校の校長先生を初めとした教職員の皆様と意見交換をしたというふうな状況でございます。

県立高校は県が所管をしておるものでございますけれども、少子化の中で過疎地域における高校というものは地域の活性化、また、にぎわいの創出といった面でも欠かせないものでございますので、今後も関係機関と連携して一緒になって取り組んでいくと。そのため、市の支援施策も検討していくというふうなことで、今、進めております。

2つ目の総務常任委員会で視察をされた島前高校の魅力化のプロジェクトの取り組みに対してということなんですけれども、これにつきましては、先ほどご紹介ございましたように、島根県海士町にある島前高等学校におきましては、高校魅力化のプロジェクトだけではなくて、島の生き残りをかけた大胆な行財政改革と離島ならではの産業振興や移住・定住対策が功を奏しまして、若者が都市部から移住してくる島として、現在、注目もされているということもお聞きしております。

ご質問のとおり、島前高校魅力化プロジェクトの取り組みは、先ほどございましたように、公立の塾、あるいは夢ゼミ、また島留学生と、また、その留学生の島親、里親制度、そして高校の中に地域資源を活用した体験型、そして課題解決型の学習に特化したコースを創設されておるといふようなことなど、西予市の高校の魅力化においても大変参考になる事例というふうなことだと思っております。

これらによりまして、人口も右肩下がりが右肩上がりになってきているというふうなこともお聞きしておりますけれども、しかし、これらの取り組みを始める前に、やっぱりその前段としてございますのは、やっぱり地域の皆様との協働による推進母体といいますか、その設置、そして協働のビジョンづくり、優秀な人材の確保等が必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。

先ほど申し上げましたけれども、現在の市内高校のあり方につきましては、現在、意見交換を行うなど、行政としてどのような支援ができるか検討を始めたばかりでございますけれども、検討に当たりましては、高校へ進学をする子どもたちにとって、何が一番大切なのかを考えることが重要でありますので、各方面からのご意見をいただき、また、ご協力もいただきながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 高校無償化の質問もございましたので、ちょっと済みません。答弁をさせていただきますと思います。

この高校無償化の制度につきましては、高校の授業料に充てるための就学資金を支給するというようなことによりまして、高等学校等における、

教育における経済的な負担の軽減を図って、教育の実質的な機会均等に寄与することを目的に、これ、民主党政権の2010年の4月に公立学校授業料無償制度・高等学校等就学支援金制度としてスタートをしたものでございますけれども、その後、自民党政権のもとで、2014年4月から高等学校等就学支援制度に名称を変更されても内容も一部変わっておるといふようなことになっております。

その中で、私立高校に通う生徒は、月額9,900円の支援金を支給をされておりましたけれども、新しい制度によりまして、公立学校と同じく、市町村民税の所得割額が30万4,200円以上の世帯は支給できなくなるというふうな状況となっております。

なお、この旧制度で収入の少ない世帯においては、私立学校の学費が大きな負担となっていたその課題や、また経済的な事情から私立学校に進学できなかったという課題を解決するために、新しい制度におきましては、高所得世帯には支援金を支給しないかわりに私立学校に通う低所得者世帯への支援金を段階的に、段階に応じて加算をしていくと、そういう制度となっております。

さきの、先般、国の安倍首相の政策の看板であります人づくり革命というふうなことが発表されておりましたけれども、その中で政策のパッケージの原案が一部明らかになっておりますけれども、所得制限を設けた私立学校の実質無償化というふうなことも、2020年度から実施するというふうな報道もされておるところでございます。

私立学校の無償化が実現をしますと、経済負担というふうなものが緩和されます。また、家庭の収入にかかわらず進路の選択が広がってくるというふうなことになりますけれども、その一方で、県立学校のみで本市におきましては、市外の私立学校への進学する生徒がふえるというふうなことで、市内の県立学校に進学する生徒も減少するのではないかとこのように懸念をしているところでございます。

全国では、独自の私立学校の授業料無償化というふうな制度も制定をしている都道府県もございますけれども、私立学校も含みます高等学校授業料の無償化制度は、国の法律に基づく政策でございますので、市としては、今後も国や県の動向を注視をしていきたいというふうなことを感じてい

るところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 詳しい答弁ありがとうございます。

私が申したかったのは、別に無償化がどうのこうのという話ではなくって、私立が無償になった場合に、西予市内からよそに出ていくのが問題になるんじゃないかなということをお願いしたかったわけなんですけども、この話、長くしておりますとあとの問題ができませんので、1点だけ、以前にも申し上げたことがあるんですが、小中高と連携した部活動を何とか小学校、中学校、高校と連続してできる部活動を設定してほしいということをお願いしてきていたんですが、ああいふ中で人数が少なくなってきておりますので、1校ではなかなか続けていけないというところもあると思うんですが、西予市の学校の中で連携をして、中学校であれば中学校の2つの高校が1つになれば部活動が継続できるものであれば、そういうことも継続しながら、部活動を高校まで何とか維持できるような方法にしていかないと、なかなか高校から始めて高校で部活で勝っていくというようなこともなかなかできないと思いますので、その点をよろしくお願いしとつたらと、もう一度お願いしときたいと思います。

それから、きのう市長が言われましたように、進学がやっぱりネックになっておると思います。やっぱり、より優秀な高校に行って、より優秀な大学に進みたいというのが親御さんであると思いますので、やっぱりこの野村高校であり、宇和高校であり三瓶高校であれ、やっぱり何人か、えりすぐりといったら失礼なかもしれませんが、進んで行くことができるクラスというものも設置していただけるように、今3校で連絡協議会が始まったということでございますので、その中でぜひ述べていってほしいと思います。

この問題につきましては、ここで終了とさせていただきます。

次に、3つ目の質問でございますが、市内の公共交通について、これも簡単な説明で構いませんので、よろしくお願ひしたらと思います。

西予市地域公共交通網形成計画をことし策定されたと聞いております。その内容がどういったものになっているのかということと、今後5年間に

わたってこれを継続していくということでございますが、最終的には、路線バスとして動いております宇和島バス、これが一番のネックになってくるということが、先ほどの議会としまして、1年生議員さんが中心となられまして勉強会をしていただいたんですが、その中に私も参加させていただきまして、流れる的なものは把握できているつもりでございますが、最終的には、ここの宇和島バスの問題が一番問題になってくるんじゃないかなと思っております。現在、8,000万から9,000万ぐらいの拠出金が必要になっていると思いますが、この宇和島バスの問題も含めて、この公共交通網形成計画がどのような方向に進んでいくのかを、ごく簡単で構いませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 公共交通についてのお尋ねでございます。簡単にとということなんですけども、非常に難しい問題で、簡単に答弁ができないかもしれませんが、お許しを願つたらと思ひます。

まず、アンケートにつきましては、平成28年10月に行いました。これに基づきまして、ことしの3月に、この西予市地域公共交通網形成計画、これができ上がりました。

そのアンケートにおいては、多くの方が望まれておるのは、使いやすい時間帯の便をふやしてほしい。また、使いやすい時間帯に変えてほしいというような要望。また僻地に路線バスがなくなると生活ができないというふうなお話。そして、今は自家用車を運転をしているのだが、高齢になったときに不安であるといった、さまざまなご意見をいただきましたので、その結果を踏まえて施策といたしますか、策定しております。今年度から平成33年度までの5年間ということでございます。

西予市が取り組みます人口の減少とか、あるいは少子高齢化に対応したまちづくりと連携をした公共交通網の形成を目指すということで、いつまでも西予市において西予市を支える交通システムとして、「新おでかけせいよ」の確立というふうなことで6つの目標と評価指標とか、あるいは目標達成のための具体的な取り組みも定めているというふうなものでございます。

進捗につきましては、ことし3月に策定したば

かりでございますので、その具体的な取り組みについては、毎年度スケジュールを設定しまして進捗管理をしていくというふうなことにしておるところでございます。

6つの目標を掲げておりますけれども、まず1つが、市民誰もがお出かけできる公共交通体制をつくるというふうなこと。2つ目が、市外からの来訪者が利用しやすい公共交通にするということ。そして、地域みんなで公共交通を支えるということ。そして、市民誰もが公共交通の乗り方や大まかなネットワークは知っている状態にするということ。持続的に公共交通を運営するということ。そして、JR卯之町駅に初めて来た方も市内各地へ行く方法がわかるというふうな、大きなテーマを設けて計画を策定をしているところがございます。

また、大きな課題もございます。先ほどご指摘ございましたように、経費が非常に高額になっておるといようなことによりまして、運営がうまくいくんであろうかというふうなご心配をいただいております。

現在、宇和島自動車が市内幹線道路を走っていただいておりますけれども、その宇和島自動車に対する補助金は、先ほどもございましたように、約9,000万近くの補助金を支出しているというふうな状況でございます。利用者が減少しますと運賃収入が減りまして、市からの補助金がふえるというふうなことになります。

また、補助対象となっている路線につきましては、1日当たり運送量が15人を下回ると国庫補助から、その要件から外れるというふうなことになって、さらに市からの負担がふえていくというふうなことでありますけれども、この地域公共交通網形成計画では、路線バスをやっぴり市内の各拠点施設、また各拠点と市外の拠点を結ぶ基幹路線、基幹バスというふうな位置づけもしているところがございます。

今後の課題としまして、その交通量の減少によって国庫補助が受けられない状況になるとか、また計画に基づきまして、評価、見直しが必要となりましたら、地域住民協議会という組織がありますけれども、そこでの協議、また事業者、そして近隣市町との協議を行いながら、他の方法はないかというふうなことも含めて、地域公共交通活性化協議会において検討していかなければいけない

というふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ご説明ありがとうございます。

結局、路線バスを基幹の路線としてということがメインとなっているという、この5年間の計画であるようでございますが、この5年間は仕方ないとしても、今後、どうしても、今言っていたかのように、本当に維持が難しくなってくると思いますので、きのうの話の中でもスクールバスを利用するにしましても、路線バスが走りよるところは利用できないということもきのう言われましたし、今後、ここの西予市内を考えたときに、どうしてもこの宇和島バスの問題は避けて通れないんじゃないかなと思いますので、ぜひ、話の中でどういった方向性が一番いいのかということを考えてもらいたいと思います。

実際に16年、平成16年ですか、そのごろには32万のお客さんがおったところが、今現在25万人ぐらいしかお客さんの利用がないということも聞いておりますので、その辺を考えましても、今後考えていく必要が非常にあると思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと聞きたいことが、次の2番目のほうが大事ですので、次に進ませさせていただきます。

小規模多機能自治につきまして、本年3月に数名の議員におきまして、香川県の三豊市のほうに地域内分権制度というのを研修に行きました。これは別名まちづくり推進隊制度というんですけども、この研修に行きまして、西予市は地域づくり交付金を7年前から実施されておりますが、昨年より手上げ型交付金も実施されるようになって2年目となりました。ことは、先般、自慢大会も行うなどされまして発展してきております。

しかし、この持続性と地域間格差という問題がやっぴり残っているんじゃないかなと感じております。

9月の定例会におきまして、宇都宮久見子議員の質問に対しまして、この地域づくり交付金というのは行政主導型、あるいはイベント型ではなく、自分の地域をこうしたいという思いが根幹であるべきだという答弁をされております。私もそのとおりでと思うんですが、それを実現するために、この三豊市のことが参考になればと思いますし

て質問させていただきます。

西予市は27校区で考えられておりますが、この三豊市では、合併前の旧町単位、7つの地区におきましてこの推進隊がつくられております。もう既に5つの地域におきましては、NPO法人化されております。

この地域では、平等割と人口割で1,200万程度から1,700万程度の範囲で、1億円を上限として分配されております。

その分配されたお金を推進隊のほうが自由に企画し、それを実行しておるわけなんですけど、使い切れなかったお金につきましては、返還するというシステムになっております。

これは、一見、西予市の2年前までの分配型によく似てはございますが、一番大きな違いは、この組織には事務局を置いているという点でございます。この事務局は、給与が13万円程度でございましたが、これは、もう交付金の中から支払われておりました。

そして、もう一点大きな違いは、この事務局におきまして、できる公民館の仕事をこの事務局が逆に持っているという感じで、防犯灯であったりとか、自治連合会の事務局、老人会であったりとか、婦人部であったりとか、そういう事務局もこの事務局が持っていました。法律で定められていない業務を移譲されているという形になっておりました。

この(2)のほうの質問とも一緒になるんですが、この地域におきましては、公共施設の指定管理も受けておられるところがございます。また、イベントや塾などを経営されて、そこで収益を上げておられるNPO法人もございます。今、この西予市の手上げ型交付金におきましては、なかなか収益を上げることは難しいんじゃないかなと感じております。

そこでお伺いしたいのですが、今、27校区全てに事務局を置いて動かしてくださいよというのは当然できないとは思いますが、考え方として、各地域に事務局を置いて、地域住民が地域のことを考え、自分たちでできることを自分たちで行動を起こしていく。そのためには自由に使える交付金と収益事業展開が必要になってくると思うんですが、今後のこの地域づくり交付金の考え方、将来を見据えた中でどのように動かされていくか、お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまの地域づくり交付金の今後のあり方のご質問をいただきましたけれども、先ほど議員が三豊市の内容についての説明をいただきました。この三豊市につきましては、旧町単位で活動されておるということでもあります。意欲ある方を会員として募られまして活動を行っている組織というようなことも聞いておりますけれども、特に意欲のある方が集合体として集まっておられますので、法人化での活動もスムーズであったんではないかというようなことも感じているところでございます。

西予市の取り組みでありますけれども、特定のそういった人材だけではなくて、旧小学校区の地縁的なつながりの中での地域づくり活動を目指しているところでございます。ことしで7年目を迎えておりますけれども、5年目の節目において制度の検証、そして見直しを行った際に、生きた使い方をしたいというふうなことの視点から、自由に使えるメリットから、本来の目的である地域づくりへの活用とは違った取り扱いが見受けられたというふうなところでもありまして、その改善という意味での手上げ型交付金というふうなことで現在運用をしているところであります。

したがって、この交付金事業は、次のステップに差しかかった段階というふうに言えるかというふうに思っております。地域づくりの学習機関としての役割を担っているとも言えますので、今後の地域力の向上に必要な手段というふうなことで考えているところでございます。

また、事務局機能の強化のお話もございましたけれども、この点につきましても、地域からの要望が多くございます。現状は、地域の拠点である公民館主事や地域担当職員といった職員のキーマンが中心となりまして、自主的な事務局を担うことで活動の推進力となっております。

そのような理由から、地域拠点への人材の充実について準備を現在進めているところでございますけれども、これらのまちづくりの方向性を、やっぱり市民の皆様とともに検討していかなければいけないというふうなことで、具体的な作業に入っているところでもございます。

また、稼ぐという概念とか、また公共施設の指定管理や先進地でやられておりますやり方に対してなんですけれども、手上げ型交付金は収益事業

への取り組みが難しいというふうな感じ方もされているんじゃないかというふうに思いますが、手上げ型交付金のテーマといいますのは、行事から事業に展開をすることで、イベントからサービスへというふうに充実を図っていくことを目的にしているところでございます。

小規模多機能の自治の基本的な考えは、小さな資金循環の仕組みづくりでありまして、一律的な行政サービスでは行き届かない部分を地域住民の方が地域に見合ったサービスを提供することで、住みよい地域をみずからつくるまちづくりのあり方でございます。

西予市の中でも地域組織の中において、活発に活動化されておるところにつきましては、その収益事業にも結びついております。例えば城川町遊子川地区においては企業組合ができております。遊子川ザ・リコピンズが設立をされておりますし、野村町野村でもNPO法人シルミル野村を立ち上げコミュニティビジネスへの取り組みが進められております。他の地域の模範となっているものというふうに思っております。

一方、先ほどの三豊市のような法人化した組織が公共施設の指定管理者として運営していくという手法でございますけれども、大変参考になる取り組み事例というふうに考えております。

この段階に行き着くまでには、現在の地域拠点であります公民館をそのまま指定管理にすることは、なかなか困難であります。

まずは、自治センター化、自治センターに変更するなど、多様な課題を解決する地域拠点としての位置づけが必要になってくるかなというふうに考えております。

また、行政財産から普通財産への振りかえでありますとか、また指定管理に伴う条例改正でありますとか、そういった事務的な手順も必要になってこようかというふうに考えています。

何より、市民の皆様の理解と、今は27の地域づくり組織がありますけれども、指定管理者となるだけの組織力とか、地域力とかが身につかなければいけないというふうにも考えております。

そういった点からしますと、今後も引き続き自主、自立に向けた地域の魅力を高めるといふ政策とともに、ハード、そしてソフト両面の整備を進めまして、地域の意向を踏まえて段階的に進めていくことが重要というふうに考えているところで

ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 収益を上げるというか、稼ぐという概念ということなんですけども、行政サービスにおいても、稼ぐという言葉が一番ふつり合いだなということは私も重々わかっておるわけなんですけども、無償で提供するというは、それを提供受けている方以外の税金もそこに投入されているという考え方を持っていただければ、稼いでいくっていうこと自体が住民サービスから離れていくということにはならないんじゃないかなということを感じておるわけなんですけども、そういうこともちょっと考えていただいたらなというふうに考えております。

指定管理者の件なんですけども、公民館を指定管理していくということは、当然私も無理だと思っております。各地域にあるコミュニティセンターであったりとか、あるいは野村であれば、乙亥会館そのものを指定管理業務として動かしている、今は下の温泉施設だけになっておりますが、乙亥会館全体を地域としての指定管理として受けていくというようなことが考えられないかなというようなことをちょっと考えておったわけなんですけども、あと10分となりましたので、次の質問にかさせていただきます。

最後の林業活性化につきましてですが、ICTプラットフォームシステムの進捗状況とその利用できる対象者、これは、もう簡潔で構いませんので、よろしくをお願いします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 井関議員からご質問のありました森林ICTプラットフォームシステムの導入の状況とそのシステムの利用対象者はどうなっているかということにつきまして、ご答弁を申し上げます。

参考までに、ケーブルテレビをごらんになっている方もございますので、ICTプラットフォームとは何かということなんですけども、簡単に言いますと、森林に関連する各種の情報を情報通信機器を使って離れた場所での共有、活用できるシステムのことでございます。

井関議員におかれましては、昨年度、第2回と第4回の定例会で関連の質問をいただいております。

まず、進捗状況であります。28年度末にシステムを構築しまして現在運用を開始しております。これは昨年の12月に前任の二宮部長のほうから説明答弁させていただいたとおりでございます。これによりまして、県が保有する森林情報だけでなく、地籍図や航空写真、森林、市有林情報などをクラウド化して効率化を図ることができたところでございます。

次に、利用対象者はどうなっているかということにつきましてご答弁を申し上げます。

現在のところ、林業課、林業活性化センター、森林組合、株式会社エフシーで、それぞれ端末を設置しまして、システムを導入し、それぞれの場所で利用できるようにしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 導入されて以降、運用は始まっているということでございますが、利用者が変わっていないということで、森林組合、エフシー、それから林業課ということでございますが、民間のほうにも、この利用ができるように拡大してほしいということを前回も申し上げておったと思うんですが、そちらの方向の検討をよろしくお願いしたらと思います。

最後の質問になりますが、佐川町の森林行政におきまして、本年5月にも市長も佐川町のほうに行かれたとお聞きしておりますが、協力隊さかわ戦隊キコリンジャーによる自伐林業を展開されておりますが、役場職員の努力もありまして、森林面積の約半分を町が管理しているとお聞きしております。

西予市においても、先ほど言いましたICTプラットフォームシステムもできたことでありますし、林業活性化センターも既存としてございます。こういったところで市が山主より管理委託を受けることができれば、飛躍的に山の管理、防災、産業創出につながるのではないかなと思っておりますが、このことについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 先ほどの質問は、ちょっと予定どおりできてましたので早口で言いましたが、今回はちょっと大事なので、ちょっとゆっくりしゃべらせていただきます。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前9時58分)

○議長 再開いたします。(再開 午前9時59分)

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 井関議員からありました佐川町で取り組んでおります方式を当市でも取り入れたらどうかというご質問につきまして、答弁をさせていただきます。

当市だけでなく、全国的に林業振興の大きな課題といたしまして、林業の後継者不足、労働者不足が最も大きな課題として捉えられております。

その1つの方策として、目を向けられておりますのが自伐林業であります。ことしの5月になりますが、ご質問にございました高知県佐川町の自伐型林業について当市の担当職員が視察研修をさせていただきました。

佐川町は森林率が70%で約7,000ヘクタールの森林を有し、そのうち5,000ヘクタールが人工林で、全体としての森林組合は広域の組合で、過去には余り森林施業が進んでいない状況だったと伺いました。

佐川町の取り組みといたしましては、その打開策として、自伐型林業に特化した地域おこし協力隊を採用し、協力隊が3年の任期の間に林業のスキルを取得、また林業に必要な資格取得を行い、任期終了後に地域に残り林業に従事する、その働く場所として一定の面積が必要なため、町が山林所有者から管理委託を受けた森林の施業委託を受けて自立をしていく、これがモデルに自伐型の林業を町内に拡大して森林環境の健全化、雇用や所得の拡大を目指す、あわせて地域住民も対象とした自伐型林業研修を実施して、みずからが所有する山林施業の動機づけを行うというもので、佐川町のモデルとして小規模機械を使って、低コストで森林施業を推進し、地域の雇用にもつなげていく自伐型林業の生業ができることを証明して広げていく取り組みであります。

そのため、施業する山林を集約する必要があることから、佐川町では、町が主体となって説明会を開催して、モデルとして、集約の可能性のある150ヘクタールの山林のうち90ヘクタールの同意を取って、そのうち60ヘクタールについて契約をして施業中の集約をしていると伺っております。ですので、佐川町全部の森林ではないとい

うことをお聞きしております。また、実際に、総合計画では1,000ヘクタールの施業を目標としているということでありました。

西予市においては、森林率が75%で3万8,000ヘクタールの森林を有し、そのうち2万5,000ヘクタールが人工林で、平成29年度末の経営計画面積は5,400ヘクタールであります。

現在、事業体として森林組合、エフシーやそのほかの法人が積極的に森林ICTプラットフォームなども活用いただき、積極的に森林施業に取り組んでもらっているところであります。

それに加えて、今後は佐川町のような取り組みを参考にして、自伐型林業や自伐林業の推進にも目を向けて、林業経営や管理を望む方及び山林所有者がみずから林業に参画していただき、林業にかかわる人材をふやしていく。それにより市内の木材の増産が図られるような仕組みづくりも研究してまいります。

現在、今年度の取り組みで15ヘクタール以上の山林所有者に森林に対するアンケート調査を行っております。その結果をもとに、山林所有者の意向を踏まえ、林業に参画していただけるよう、環境及び体制整備、また林業研究グループとの連携を図り、体験林業や林業経営説明会の開催などにより、広く山林所有者への働きかけにより自伐林家の掘り起こしを行っていきたくと考えております。

このほかにも、野村自治振興会独自の取り組みによりまして、自伐林家の育成研修にも取り組んでいただいておりますので、そのような取り組みも連携したり、地域づくり協力隊制度などの活用も検討したりするなど、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

ただ、重要なのは、集積、集約ができなければ、自伐型林業や事業体による施業も推進拡大できませんので、佐川町の取り組みも参考にするとともに、国の動きを注視し、制度も活用しまして、西予市に合った新たな森林管理の仕組みを検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 時間が過ぎておりますので、簡潔に願います。

井関陽一君。

○12番井関陽一君 ありがとうございます。

ぜひ、佐川町のこともまねをしていただきまして、発展するような林業にさせていただきたいと思っております。

本日は時間超過となりましたが、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 暫時休憩といたします。(休憩 午前10時05分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時20分)

次に、3番宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 改めまして、おはようございます。

議席番号3番宇都宮俊文でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。また、傍聴に来ていただいた皆様ありがとうございます。私ごとではございますが、1カ月前にちょっと腹を壊しまして1週間の点滴を2回して絶食、点滴をしてしまいまして、ちょっと腹に力が入らないということで、声が低いかなと思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。

それから、この間、本会議欠席してご迷惑をかけたことをお詫び申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

市内8カ所にある国保診療所の運営については、項目1にまとめて質問させていただきます。

まず、狩江診療所、それから俵津・高山歯科診療所については、さきの6月定例会の折に質問いたしました。外来患者の減少で大幅な赤字傾向が続いていること。また、救急車が24時間待機、これは明浜地区、城川地区ですが、平成30年度から24時間待機することにより、緊急時の対応もできるようになったことなどを考え、診療所の運営方針の改善を提案いたしました。

今までは、行政、また診療所を抱える地域の議員さんが骨を折られて存続をされてきたと思いますが、やはり、これからは、それではいけないと思います。そういう思いで、私、一番診療所にかかわっている地域の議員でございますが、声を出させていただきました。

当然、批判は覚悟した上での提案でございましたが、いろいろ今回ありました。7月、ちょうど定例会が終わった後に、近所のお年寄りから電話がありまして、そこへ行きますと、かなりの勢い

で、広報見よったら診療所がなくなるというて聞いたんやけど、こんなことをされたら私ら死ねというようなもんでということを言われまして、私もそこで、おばちゃんこらえてや、これは自分が言い出したことなんよということと言って、このままではいずれ診療所運営できなくなってつぶれてしまう。そうなっては間に合わないので、それまでに何か策はないかということで提案した、例えば周りの開業医の先生に来てもらうなり、お年寄りを連れていく工面するなり、そういうやり方はあるんやから、絶対、今よりは悪うにしませんよとって説明したらだんだんにこやかになってわかってくれました。

それから、狩江地区においても何度か意見交換をしました。当然、診療所の存続を望む声、これはかなりありました。しかし、やっぱり、これではいけないということで説明しました。例えば、もし何かあったらどうするんですかという声がよく聞かれます。ただ、もし何かあったときには、普通、診療所へは行きません。また、救急車もすぐ来てくれます。そういう状況から、今の運営の中を見ておきますと、もう定期的にお年寄りが通われているこの対策ができれば何とかなるんじゃないか。そういう説明をしたところ、ほとんどの方が納得してもらいました。私も地元なので、絶対話せば理解してもらえると、信じておりましたんで、結果うまくいったのではないかと思います。

その後、検討委員会が設置されましたが、この3診療所の今後の運営方針、それから、また、これにより年間どれぐらいの経費削減できたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 宇都宮議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まずは、宇都宮議員のご提言、ありがとうございました。

質問項目の1及び2につきましては関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

本年度より医療対策室を中心に、市内に8カ所ある国保診療所の安定的な財政運営や効率的な地域医療の確保について協議を重ねてまいりました。ご質問の狩江診療所、俵津歯科診療所、高山歯科診療所につきましては、7月に開催しました

明浜地区国民健康保険診療所運営検討委員会において、施設廃止の方向で進めることとなり、地域を代表する役員との意見交換会、また地域住民への説明会において、一定のご理解を得ることができましたため、平成30年3月末をもって廃止する運びといたしました。

今後は、民間移譲により、引き続き地域住民に医療を提供していく予定でございます。ご質問のこの事業の見直しにより診療所への一般会計からの繰入金は、明浜地域については3,300万円の減少が見込まれることから、医療福祉サービスのより一層の充実を今後とも図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ありがとうございます。

続きまして、野村町惣川、それから城川町遊子川地区においては、さきの愛媛新聞にも掲載されておりました移動診療車についてどのような計画になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 まず、移動診療車導入の背景について、少し触れさせていただきます。

近年、医師、看護師などの医療従事者不足が深刻化し、僻地医療を取り巻く環境は大変厳しくなっております。

あわせて、患者の数が減少し、市内にある国民健康保険診療所の運営は悪化の方向をたどっており、数年後には医療提供体制の維持が困難になってくることが考えられます。そのような中、本市では、限りある医療資源を有効活用し、将来にわたってより効果的で安定的な医療を提供していくため、移動診療車による巡回診療の実施を検討してまいりました。

巡回診療につきましては、西予市が事業主体となり、平成30年8月から、診療所の廃止により無医地区となる予定の惣川・遊子川地区を市立野村病院が事業実施する予定であります。

また、この移動診療車は、南海トラフ大地震など大規模災害時における医療の確保にも活用していく予定で、今後も西予市医師会と連携を密にとりながら、容易に医療機関を受診できない地域住民の医療確保に活用していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ありがとうございます。

続きまして、最後の質問に移りたいと思います。

明浜町の高山保育所についてですが、築40年以上たち、かなり老朽化し、また裏山の崖崩れの危険性、それから海岸に近いことから、津波の心配、危険性があり、以前から地元や保護者の間で移転はしてもらえないかという声は上がっていました。しかし、運営上の問題から、俵津保育所との統合がささやかれる程度で具体的な策は講じられていなかったと思います。

仮に統合するとすればどこにするのかという考えになるかと思うんですが、小学校、中学校は俵津に1カ所に集中しスクールバスで通っています。これを保育所に置きかえた場合、俵津という前提で考えれば30分以上かかります。2歳、3歳の小さい子どもをそこまで行かすというのは、私は絶対反対でございました。

それで、今回、提案させていただいたのは、31年度から旧高山小学校跡地に新しく明浜支所が建設される計画になっております。当然、仮設計はできているところですが、ここを一部駐車場、あるいは少し広場もありますが、ここに併設はできないものかという考えに至りました。

ここであれば、新たに用地買収をする必要もなく、多少園庭が狭くても隣接する旧高山小学校体育館もありますし、ここも利用できるんじゃないか。また、地域の中心でもあり、安全ではないか。それから、地域の人がいつでも来て見守ってくれる、そのような地域密着型の保育所ができるのではないかと思います。

民営化も視野に入れて、少ない予算で合理的な方法があるのではないかと思います。保育所に関しては、都会のほうでは、子どもの声がうるさいとか、そういう本当に情けない意見がありますが、それは逆で、やっぱり子どもというのは地域の人が育てるものではないかなと思います。

どうしてもこれはやっていただきたいという強い思いで提案させていただきました。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ご質問いただきました高山保育所は、築40年が経過をし、市内公立保育所

の中でも最も古く、老朽化が進み修繕困難な箇所が見受けられます。

また、今後、発生が予測されます大規模地震の折にも津波や落盤事故のおそれがあり、防災対策も急務な状況となっております。

県が実施する指導監査の折にも、防災対策や施設の老朽化についての指摘をたびたび受けている状況でもあります。先般、10月末には、高山地区、宮野浦地区、田之浜地区の代表区長さんから、高山保育所の新設移転に関する陳情書が市のほうに提出をされました。

明浜支所の新築移転を進めている旧高山小学校跡地に高山保育所も新築移転をお願いしたいとの要望内容で、その後、高山保育所保護者からも高山保育所の移転新築に加えて民間移管に対する要望を重ねていただいております。

市といたしましては、高山保育所の現状や陳情内容を踏まえて公募による民間事業所の募集や民間事業所による保育所の建設を推進してまいりたいと考えております。

今後は、保護者や地域住民の説明会等を実施しながら、地域の声を反映した高山保育所の新築移転及び民営化について前向きに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 市長初め関係部局の早い対応と英断に心より感謝申し上げます。

また、建設課の方々におかれましては、新しい支所建設設計図書いてでき上がっていたものを、また書きかえるということをしていただいて対応していただきましたことを感謝申し上げます。

ここで、現時点での具体的な建設予定、それからスケジュール等がわかりましたら、わかる範囲で構いませんのでお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 高山保育所の建設におきましては、まず、スケジュールの流れとしまして、保護者から希望があります民営化という部分があります。このことにつきましては、今年度のうちに民営化の公募を、社会福祉法人のほうへ公募をいたしまして、なるだけ早く法人を決定したいと思っておりますが、スケジュール上、来年の4月から6月ぐらいになるのではなかろうかと考えておりま

す。

また、それと平行しまして、今、有利な補助事業を何事業かちょっと模索をしているところがございます。現在二通りの補助事業を考えております。

1つの補助金は環境省部局の補助金であり、もう一つは、通常保育所を建設するときの厚生労働省の補助金事業でございます。

それによりますと、環境省のほうであるが採択していただくようなことになると、最短で30年度事業でできるのではなかろうかと。そして通常の厚生労働省の補助事業を使った場合は、平成31年度事業になるものと思われま。

いずれにしても、前向きに、なるだけ早く希望がかなえるように関係各課とも協議をしまして進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ありがとうございます。

以上できょうの質問を終わりますが、少しだけ私の考えを述べさせていただきたいと思。

診療所や保育所など公営の施設を民営化すると、結構、批判される人は多いと思。しかし、それは違うと思。民間の力をかりて民間にしかできない発想で合理的な経営をし、経費削減し、また、よりよいサービスは提供できると思。やっぱりそういう意識を市民みんなが持っていただくことが今後大事ではないかなと思。

市内にある、特に合併前からできております施設、かなり公共施設あります。このあり方、また運営については改善する点がたくさんあると思。やはりここら辺も一つずつ絞り出して改善するところはする。無駄な金は使わないという発想でやっっていかなければいけないと思。

限られた予算の中で、何を削り何を優先していくのか。また、三瓶・明浜地区の海岸沿いの道路、それから野村・城川の山間部の道路、やはりこれは早く整備する必要があると思。人が少ないので道をつけないのではなく、道が悪いから人が少なくなるのではないかなと、私は思。

福祉をやるためには、当然、財源が要ります。そして、それにかかわる人、若い人が要ります。それから病院へ連れて行くにしても人がいなかっ

たら連れていけない。そのためには、やっぱり低迷化している1次産業を活性化し、若い人を少しでも多く残すことが大事ではないでしょうか。私もミカンづくりやっています。これも当然疲弊しておりますが、一生懸命やったら十分食べれます。やっぱり、みんながそういう意識を持って後継者を残す、そういうやり方を、ぜひ、一人ひとりがやっっていかなければ、本当に人口減少、高齢化、こんな暗い話ばかりしていたんでは、いずれこの西予市はつぶれると思。

また、やっぱり西予市という行政も1つの会社という認識で経営していく感覚で、当然、行政側、議員も考えて、新しい発想でもっともっと前向きに検討していかなければいけないかなと思。

それから、移住政策よりも、やっぱり地元で意欲のある若者を残すことが大事ではないかなと私は思っております。

時間、まだまだありますが、きょうは余力がございませんので、このぐらいで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前10時42分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時51分)

次に、7番佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 議員番号7番佐藤恒夫です。議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、議会規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。

今回3つの質問をいたします。

まず、初めに、防災・減災対策について質問をいたします。

災害は忘れたころにやってくると言いますが、東日本大震災、熊本地震、近年は大きな災害が発生しています。西予市においては、幸いにもこのような大きな災害は数十年経験をしておりません。地震列島と言われる日本国内において、いつ大地震が発生しても不思議ではありません。

現在、懸念されている南海トラフ大地震は、30年以内に70%の確率で発生すると言われております。もし、万一、大災害が発生した場合、市の職員の皆様は災害対策のため第一線で従事することになります。1995年阪神淡路大震災で被害を受けた西宮市が独自で開発をした被災者支援

システムについて伺います。

被災者支援システムは、災害発生時に住民基本台帳のデータをベースとして、被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明の発行から被災者支援金、義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、一元的に管理するシステムです。

災害時には、住民本位の行政サービスの提供が大変重要となります。そこで、被災者システムをどの職員でも操作し運用できるような体制づくりができていないかを伺います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま佐藤議員から大規模災害時における被災した支援システムの対応ができていないかというご質問をいただきました。この件につきましては、昨年6月の議会で二宮議員のほうからの一般質問にもございました。

総合行政システムが新たなシステムに移行されたことに伴いまして、現在、データ移行の検証を行うなど運用に向けての準備を進めているというふうな、その当時の回答をさせていただいたところでございますけれども、これは総合行政システムの生体登録情報を被災者支援システムに取り組むことで運用可能な状態となるということでの説明をさせていただきました。

検証の結果、データの移行も終わりました。システムの動作も問題なく行っているというふうなことで、現在進めているところでございます。

ただ、このシステムは、大災害時に使えるものとするのが重要でございます。定期的に新しいデータを被災者支援システムにも移行しておく必要がございます。

また、災害が発生した場合に、最新のデータベースへ移行できるように、複数人の職員によるデータ移行操作とか、またシステムの操作の習熟のための定期的な操作研修等が必要であるというふうに考えております。

このため、今年度から実施をしております災害対策マネージメント構築事業、これ、3年間で構築をしようとしておりますけれども、その中で職員の役割分担とか、マニュアルの作成を進めていくこととしております。

また、一方、過去の被災地での運用の状況の課題等から、システムの個別での構築とか、機能改修にかかるコストの削減を図るというふうなこと

で、現在、愛媛県と市町が共同でそのシステムを構築する、新たなシステムを構築するというふうなことの協議も開始をしているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 新たなシステムとか、今現在はマニュアルの作成とか、研修等をなされているということでありました。大災害が発生した場合というのは、復旧・復興作業が重要となります。行政としての大きな責任がありますので、これからもよろしく願いをいたします。

先ほどもありましたデータの管理とかバックアップについてもちょっとお伺いをいたします。

この被災者システムは、基幹の住民情報システムと直接連動していないということは伺いました。被災者支援システムに必要な情報を抽出して運用するわけですが、抽出したデータの管理やバックアップあたりはどのようにされているかを伺います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまデータの管理バックアップはどうしているかということですが、当市のサーバーで稼働をしておりますので、入力されたデータは全てサーバーの中に保存がされるというふうな状況になっております。

また、データのバックアップというふうなものは定期的に行っておりまして、データを消失しないような運用を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 サーバーで保管をして、安全にされているということをお聞きいたしました。一番問題というのは、誤操作とか、管理ミスのないように十分注意をしていただきたいと思います。

次に、避難場所について伺います。

指定避難場所というのは113カ所ありますが、耐震化率というのは、どういうふうになっているかを伺います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま指定避難施設の耐震化はどうなっているかということでございますけれども、先ほどございましたように113カ所、現在、指定施設がございます。耐震性のある施設

はそのうち80施設、耐震性の、現在ない施設は33施設というふうなことであります。耐震化率で申しますと、70.1%になります。

耐震性のない施設のうち、市の施設、市の管理する施設が29施設ございますけれども、これにつきましては、西予市公共施設等総合管理計画に基づきまして、公民館等の防災上、重要な建物から、順次、耐震診断、必要に応じて耐震補強工事を計画的に、現在、実施をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 耐震率は70%ということで、33カ所がまだできてないということでした。早期の耐震改修をお願いしたいと思っております。

次、指定避難場所の指定されている施設というのは、私が思うのには学校施設が多いようです。熊本地震においては、天井、壁、照明等の損傷で避難場所として使用できなくなった学校施設が多数あったと報道をされておりました。

建物本体の耐震化と比べて対策が非常におくれがちな天井、壁、照明器具などの非構造物の対策はとられているのかを伺います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問の、施設の中で天井とか壁、あるいは照明等についての対策はどうなっているのかというご質問でございますけれども、先ほどご説明させていただきましたとおり、公共施設におきましては、新耐震を踏まえた建築基準に基づいた対応を行っておりますが、非構造物でございます天井材、あるいは壁、また照明器具に対しましては、現時点では、特別な安全対策は講じていないのが現状でございます。

先ほどもございましたように、東日本大震災、また熊本地震の際にも学校施設、特に体育館、体育施設において天井材や照明器具等の落下による被害が発生したところでもございます。

このような状況の中、文部科学省では、学校施設における天井等落下防止対策のための手引きというふうなものが平成25年8月に出されておまして、その手順や、その留意点を上げ安全性の強化のための活用を促しているところでございます。

西予市におきましては、特にそういった意味で危険性が危惧されている天井とか、あるいは内装

板を設置している施設は、現在のところございませんけれども、その手順に基づきまして、学校保険安全法に基づく安全点検の一環として点検を実施をしているというふうな状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 非構造物については対策はさほどされてないということですが、使用できなくなったというのは非常に大変なことでありますので、今後も安全点検というのを十分していただいて、使える体制づくりをしていただきたいなと思います。

次、自主防災について伺います。

防災とか、減災対策を考えるとということのは、地域での自主防災単位での防災計画の策定が大変重要となります。行政として、各地区の自主防災組織の活動状況を把握されているのか。おこなっている地域においては、行政指導での取り組みが必要であるのではないかと思います、お伺いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問の自主防災組織の活動状況というところでございますけれども、現在、西予市においては自主防災組織68組織でございます。組織率は100%に達しております。

その活動につきましては、危機管理課、また各支所の総務課、そして消防本部3箇所にご相談をいただいておりますので、その状況は把握ができておると考えているところでございます。

昨年度の実績で申しますと、自主防災組織主催で実施をされました訓練、これが15件ございます。また、職員が出向きまして出前講座を開催した件数が60件となっております。

また、年に1度でございますけれども、自主防災組織の連絡会というようなものを開催をいたしまして、先進的に取り組みをされております自主防災組織の活動の紹介や意見交換、また、市からの啓発等を行っているところでございます。

近年ますます防災・減災に対する市民の皆様の意識も高まっております。また、今後も、その関係機関、また関係各課と連携をしまして、地域防災力の向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 しっかりと行政主導で出前講座とか、連絡会とかというふうな形のものを取り組んでいただきたいと思います。

続いて防災士についてお伺いをいたします。

一般に災害被害の軽減というのは、よく言われる自助・共助・公助の効率的な組み合わせで実現されると言われております。その中で、防災士は自助と共助で活躍をしています。災害が大きいほど公的支援が遅くなり、消防、自衛隊等の公的機関が機能を発揮するまで被災現場で活動を行うことが役割となります。

そのことから、大規模災害が発生した場合、地域において防災士は大変重要な役目を果たします。避難所の運営と地域にとってはなくてはならない存在となります。

西予市において、現在何人の防災士がいるのか。また、女性の防災士は何人いるのか、女性ならではの視点での防災・減災活動ができる女性防災士の養成をするべきではないかと考えるが、対策はとられているかを伺います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま防災士の人数、また女性防災士の人数等につきましてご質問いただきました。

議員ご指摘いただきましたように、災害時のみならず、平常時にも自助、そして共助の中心として活躍することができる人材を養成することを目的とするものでございまして、さらなる地域防災力の向上につながるものと考えております。

このため、自主防災組織から推薦をいただいた方の防災士の資格取得に係る費用を県と市で負担をさせていただいております。この取り組み等によりまして、西予市では、現在、女性が27人の資格を取得をしております。現在、合計では208人の方の防災士がおられるという状況でございます。

なお、女性防災士の割合は、今申しましたように27人で、率にすると13%程度と低い状況となっております。自主防災組織連絡会等においても、女性の登用と申しますか、講習、参加等について積極的に行っていただくように、各自主防災組織に、今、お願いをしているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 先ほど答弁いただいたように、女性の防災士というのは非常に少ないわけですが、やっぱり、先ほども言いましたように、女性の視点から、防災とか減災活動というのは非常に重要なことだと思いますので、女性の防災士の養成というのを引き続き、行政のほうからも依頼を、自主防災組織からの防災士をいうんじゃないかって、行政側のほうからも積極的にお願いをいたします。

防災士の活動というのを行政のほうは把握されているのかだけ、ちょっと伺います。

また、それと行政と防災士との連絡はどういうふうな形でなされているかを伺います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま防災士との連絡等のご質問をいただきました。女性防災士との連絡等につきましては、防災士会がございまして、その中での活動等についての報告も受けたり、また、そちらの方に出向いていっての話をさせていただいたりというようなこともございますので、連絡につきましては密に対応していきたいというふうに思っております。

女性防災士がそれぞれの組織の中で、ただいまありましたように、女性ならではの視点で、その中心的な役割ができると思いますか、そういった活動ができるような体制を今後においても進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 防災士の役割としては、先ほども申しましたように、自助と共助の場面で活動をしていきます。公的支援がおくれるほど防災士の果たす役割というのは重要となります。地域においては、避難所の運営やボランティアの人たちとの協同して活動をいたします。また、平常時には、防災意識の啓発や大災害に備えての互助、協働活動の訓練等も行っております。

その際に、統一した活動服、制服があれば市民の方も一目で防災士と判断ができ、安心して防災、減災についての相談もできるのではないかと思います。

そうしたことから、防災士の制服貸与をすべきだと考えますが、行政の考えをお聞きいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま防災士の皆さんに対する制服支給はというふうなご質問でございましたけれども、この防災士のための制服というふうなものは、特定非営利活動法人日本防災士会というふうなところがございまして、そこで制服がつくられておるというふうなことは、販売されておるということは承知をしているところでございます。

既に、西予市防災士の連絡協議会がございまして、その会員の方々に市主催の訓練等に参加をいただく場合を考えまして、市独自の帽子といたしますかキャップ、これを購入させていただいておるところでございまして。

現在100個ほど購入をしておるところでございますけれども、また、市内では防災士となった方に帽子とスタッフコートを支給している自主防災組織もあるようでございます。

防災士を養成する目的を踏まえますと、そのような自主防災組織の取り組みが本来の姿ではないかというふうなことも考えておりました、県内、他の自治体におきましても、当市と同様の対応を現在とっているということでございます。

そういった状況も見ながら、今後、また検討もしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 私が一番言いたかったのはここなんです。防災士の方というのは、災害が起きたときといたら、行政ができないところまでしっかりと対応している中で消防団的な存在なわけです。消防団も制服がございまして。防災士についても、制服というのは、非常にわかりやすく、防災士だなというのが自覚もできるだろうと思っておりますので、ぜひ、考えていただきたいなと思った次第です。

キャップの支給というのは、確かに100個ほどでありましたが、防災士というのは、208名いるんですよ。これではちょっと足りないですよ。そのあたりのことも十分検討していただきたいなと思っております。

防災・減災対策というのは、これで完全というものはないわけなんです。ただ、言えることは、平常時にはできないことは緊急時というのは絶対できないと私は思いますので、日ごろからの想定外を

想定して準備することが最も重要であると考えております。これからも防災・減災対策にはしっかりと対応していただきたいと思います。

続いて、子育て支援放課後児童クラブ、学童保育について質問をいたします。

仕事と子育ての両立が課題となる中で、保育所を利用した家庭にとっては、子どもが小学校に入学しても保護者が安心して仕事ができるようにするために必要な制度です。全国的にも、子どもが小学校入学を機に母親の就職率の低下をする小1の壁となっています。西予市でも、保育所と同様に、学童保育のニーズは高いと思います。

そこで、学童保育の現状について、施設の数、定員数はどうなっているのかを伺います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 市内における学童保育の実施についてご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

ご質問をいただきました市内の学童保育の現状につきまして、施設と定員数についてお答えをさせていただきます。

平成29年11月現在、西予市内の3つの社会福祉法人が7カ所において放課後児童クラブの運営をなされています。定員数については、クラブの施設規模に応じて設定をされるところですが、7つのクラブを合わせて253人、平均すると約36人が利用をしております。

ここで申し上げますと、宇和町小学校区のトロクラブが定員が70名、利用者は60名、ななほし中川、中川小学校・多田小学校・石城小学校区ですが、定員が27名のところ22名、明下田クラブ、明間、下宇和、田之筋のクラブでございますが、これが21人定員に対して22人、おれんじクラブ、これは明浜ですが、30名に対して24名、のむらキッズ40名に対して64名、しろかわキッズ25名に対して22名、すこやか児童クラブ、これは三瓶ですが、40人に対して43人の子どもたちが利用をしておるところでございます。

以上です。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 現在の施設では、人員制限があり定員以上の人数を受け入れることができない状態であるようです。理想を言えば、安全性や利便性を考えて、学童保育と放課後児童クラブとい

うふうなのは、同じ場所で、学校の空き教室を利用して受け入れることができれば一番よいのではないかと考えます。

福祉部局として、教育委員会、各学校と協議をされたことがあるのか。また、運営は民間に先ほど委託されていると言われておりましたが、職員の労働条件、勤務時間、勤務体制は把握されているのか。また夏休み等の長期の休みの対応はできるのかを伺います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 まず、小学校の余裕教室の活用についてお答えをさせていただきます。

今年度、明浜地区において、教育委員会、小中学校との協議、検討を重ねた結果、明浜中学校の余裕教室の活用を承諾をいただき、平成30年度4月からの開設に向けて、現在、改修を進めており、西予市で初めてとなる事例で、学校での学童保育ができることとなります。

また、宇和地区の明下田クラブ、明間、下宇和、田之筋の子どもたちのクラブでございますが、活動場所を検討するに当たりましては皆田小学校の余裕教室について教育委員会へ状況の確認をしたところ、明間小学校との統合や特別支援学級の編成により、皆田小学校においては、現段階では余裕教室がないとの回答がございました。

次に、施設の状況と職員の労働条件についてお答えをいたします。

市内7カ所の学童保育施設のうち、公共施設での学童保育を実施している場所が4カ所、法人所有施設で実施している場所が3カ所となっております。

職員の労働条件につきましては、放課後からの短時間の勤務となることから、各法人ともパートタイム職員の雇用により事業運営が行われているところでございます。

施設の課題といたしましては、宇和の下宇和保育園内で実施している明下田クラブにおいて、基準面積の関係から、利用者が低学年に限られているという点がございます。この点につきましては実施主体となる社会福祉法人と改善策の協議を行っているところでございます。

また、お尋ねの夏休みの長期休業の利用については、長期間の利用を条件に優先順位の高い利用者を定員の範囲内で受け入れているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 私がちょっとここで聞いたかったことを、部長の方、説明をしていただきました。皆田小学校のあきがないということで、下宇和地区というのは、明下田クラブでちょっと話を聞いたときに、非常に先ほど言われましたように、低学年を優先しているから高学年の受け入れができないということで聞いておりました。それで、先ほど答弁していただきましたように、田之筋とかの問題もあるということですので、どうか高学年とかの受け入れもできますようお願いをいたします。

子育て世代というのは、これから共稼ぎというのが家庭でふえてくると思います。この学童保育と地域の方の参画を得て行う放課後子ども教室というのは、もっとも必要性が高まってくると思いますので、両親が安心して働ける受け皿として取り組みを強化していただきたいと思う次第です。

続いて、市営住宅についてお伺いします。

西予市の持ち家率というのは、非常に県内平均しても高い地域だとは思いますが、市営住宅の需要というのは、子育て世代や高齢者にとってはまだまだ需要が高いと思われれます。

そこで、公営住宅、単独市営住宅は現在何棟あり、耐震対策はとられているのかを伺います。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 佐藤議員からの公営住宅の戸数と耐震性についてのご質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、市営住宅の管理戸数についてであります。公営住宅法に基づく低所得者向けの公営住宅が748戸、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅が14戸、市単独で設置している単独市営住宅が93戸の合計855戸を管理しております。

次に、耐震性についてでございますが、いわゆる政策空き家の66戸を除き、政策空き家と申しますと、老朽化が進んで建てかえが必要なため入居を制限している空き家でございますけれども、この66戸を除きますと、全体で耐震化率は63%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 耐震化率というのが63%と

ということです。やっぱり耐震というのも、これから大変重要なことですので、行政としても住宅のほうも力を入れて対策をしていただきたいなと思います。

次に、市営住宅に入るための住宅抽選会のことについてお伺いをいたします。

住宅抽選会は6月中旬に行われ、住宅にあきが生じた場合の入居予定者の順番を決めるものであるが、現在のルールでは、入居予定者の希望する住宅以外の住宅にあきが出た場合、予定者が入居拒否をすると、抽選会で決定した順位の最下位になり、一番の順番でも住宅入居ができなくなります。

このルールを入居予定者が希望する住宅ごとに抽選できないのか。入居順位を決めるのではなく、入居可能な部屋について抽選をする方法にできないのか。

私、以前に担当部署、相談にお伺いをしたことがあります。担当課に相談に行くと、抽選会の際にルールを説明をして抽選会をしているので問題はないですよということでした。

しかし、入居者の方も生活をする上で、住みたい場所というのは選びたいわけです。保育園とか、小学校、勤務先などの生活をする中で住居場所は本当に重要な問題です。

29年の施政方針の中、変革挑戦の中に、西予市で生活を望む人がふえ、その望みをかなえられるまちづくりを目指すとあります。現在のルールで住みたい場所も選べない状態で、西予市で生活を望む方がいるのでしょうか。入居者の希望住宅を尊重すべきではないかと思いますが、行政の考えをお聞きいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 佐藤議員からの公営住宅の入居申込み抽選会において、入居したい住宅単位での抽選はできないかということについてのご質問についてご答弁をさせていただきます。

公営住宅につきましては、ご案内のように、公営住宅法に基づき国及び地方自治体が住宅に困窮する低所得者に対し提供し、社会福祉の増進に寄与するものであります。

市営住宅の入居につきましては、毎年申込み募集を6月中旬に行いまして、申込み後の資格審査を経て7月に旧町単位で抽選会を実施して、入居予定者と空き家が生じた場合の補欠入居予定者の

順番、先ほど言われましたとおり順番を決定しております。

ご提言をいただきました内容、また、今まで多くいただきました声等を検討いたしました結果、現時点では団地ごとの抽選会は実施できませんが、問題点を改善する手法といたしまして、現行における抽選後の空き家が生じた場合の住宅案内の手續を改めるよう検討しているところでございます。

具体的な内容といたしましては、現状では、案内順位1番の方が案内した住宅を希望されない場合は、辞退されますと、先ほど言われましたように最下位の順位となり、希望する住宅への入居できる可能性が低くなることとなります。

このような状況を避けるために、今後は、辞退されましても案内順位は1番のままとして、有効期間中に、順にあいた住宅を案内する方法で運用していくよう変更することといたします。同様に、案内順位が2番以降の方も同じ扱いとするものでございます。

このような手法で、今後、改善を図りたいと考えておりますので、どうかご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、運用時期につきましては、次回の抽選からとし、具体的には、新たな住宅の募集もございますので、実施時期は今のところ平成30年、来年の3月の予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 今の答弁では、ルールを見直すということで私は理解をいたしまして、早期のルール改正をお願いしたいなと思っております。

最後になりますが、今後の市営住宅の必要数というのをどの程度と考えているのか。先ほど言いましたように、老朽化した市営住宅を維持するにも、改修するにも多額の金額が必要になると思います。

市営住宅の今後の施策をどのように考えているかをお聞きいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 佐藤議員からの今後の市営住宅の施策をどのように考えているのかということについてのご質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

市営住宅施策におきましては、先ほども申し上げ

げましたように、基本的には公営住宅法に基づき困窮する低所得者に対して住居を提供し、社会福祉の増進に寄与する目的で整備するものと認識をしております。

一方で、子育て世代の支援、また高齢者定住促進といった側面も持っておりますので、そういった意味では、単独住宅など可能な範囲で対応していくことも必要と考えているところであります。

施設の整備及び維持管理の面では、需要と供給のバランスを十分見きわめて、必要な効果的かつ効率的な推進を図るために、既存住宅の長期的活用を行うとともに、用途廃止及び集約建てかえの実施においては、コストの低減、平準化に向けた事業計画を進めているところであります。

また、このほか、直接の公営住宅の施策ではありませんが、西予市空き家情報提供制度などの運用によりまして、市内にある空き家の有効な活用によりまして、公営住宅維持管理経費の低減及び定住促進並びに自治機能の維持につなげていくことも重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 山岡部長の答弁にもありましたように、需要と供給のバランスを考えて定住促進のために市営住宅の適正改善をしていただき、安心して暮らせる居住環境をつくっていただくことを願って質問を終わります。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月11日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時36分

平成29年第4回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|------------------|-------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成29年12月11日 | 消防本部消防長 | 西 川 傳 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 総 務 課 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 平成29年12月11日 | 財 政 課 長 | 山 住 哲 司 |
| | 午前 9時00分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1. 散 会 | 平成29年12月11日 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| | 午前11時23分 | 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 1. 出 席 議 員 | | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | | |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 6 番 | 河 野 清 一 | | |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 | | |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 | | |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 | | |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 | | |
| 公 営 企 業 部 長 | 三 好 敏 也 | | |
| 産 業 建 設 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 | | |
| 野 村 支 所 長 | 尾 下 孝 二 | | |
| 城 川 支 所 長 | 高 橋 司 | | |
| 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 | | |

議 事 日 程		
1	一般質問	
2	議案第 93号 財産の無償譲渡について	議案第105号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 94号 財産の無償譲渡について	
3	議案第 95号 西予市認定こども園条例制定について	5 議案第106号 西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について
4	議案第 96号 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第107号 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について
	議案第 97号 西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	6 議案第108号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について
	議案第 98号 西予市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第109号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
	議案第 99号 西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	7 議案第110号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第7号)
	議案第100号 西予市農村地域工業等導入地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	8 議案第111号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
	議案第101号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第112号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第102号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	議案第113号 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第103号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第114号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第104号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定	

本日の会議に付した事件

- | | | | | | | |
|---|----------|--|---|----------|----------------------------|--|
| 1 | 一般質問 | | | | | |
| 2 | 議案第 93号 | 財産の無償譲渡について | | | | |
| | 議案第 94号 | 財産の無償譲渡について | | | | |
| 3 | 議案第 95号 | 西予市認定こども園条例制定について | 5 | 議案第 106号 | 西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について | |
| 4 | 議案第 96号 | 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 107号 | 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について | |
| | 議案第 97号 | 西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 6 | 議案第 108号 | 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について |
| | 議案第 98号 | 西予市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第 109号 | 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について |
| | 議案第 99号 | 西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 7 | 議案第 110号 | 平成29年度西予市一般会計補正予算(第7号) |
| | 議案第 100号 | 西予市農村地域工業等導入地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 8 | 議案第 111号 | 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| | 議案第 101号 | 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第 112号 | 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第 102号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第 113号 | 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第 103号 | 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第 114号 | 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第 104号 | 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定 | | | | |

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、13番菊池純一君。

○13番菊池純一君 おはようございます。ただいま指名をされました菊池でございます。

本日もまた市政に対して熱心に大きな関心を持っていただいている方に傍聴に来ていただいております。大変うれしく、また力強く励まされることでございます。心より感謝申し上げます。

今ほど許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をしたいと思っております。

その前に、去る11月25日に、全ての拉致被害者の早期帰国を目指してということで、そういう題した啓発の会が歴博を会場にして開催されました。主催は政府の拉致問題対策本部、それから愛媛県、西予市、また愛媛拉致議連、それと愛媛の「救う会愛媛」という、ここが主催をして行われましたが、また、その内容というのは、政府の拉致問題対策本部の担当官より政府の取り組みについて、また特定失踪者のご家族、これは伊予市の大政由美さんのお母さんで大政悦子さんという方ですけど、この方がいろいろと実情を訴えられました。

愛媛県では、その大政さん以外に、本当にお隣ですけど、八幡浜の保内町の出身ということで二宮喜一さんという方、それから今治の山下綾子さんという、この3名の方が特定の拉致被害者であろうというふうに特定されております。

そしてその後、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」という映画の上映がありました。横田めぐみさんが拉致されてから40年たちます。この問題は風化させてはいけな、本当に国民みんなが関心を持ち続けるということが大切なことだと思います。大政悦子さんも強くそういうことを願っていらっしゃいました。一刻も早い被害者の方々の帰国を望むばかりでございます。

では、質問に移らせてもらいます。まず最初に、古代ロマンの里構想についてということで質問をいたします。

この古代ロマンの里構想は、旧宇和町の時代から引き継いできたもので、今から約20年前に愛大の考古学の下條教室の皆さんが岩木の赤坂古墳の発掘に来られたところから始まったと思います。

この旧宇和町は、特に全国的に見ても、これほど古墳とか遺跡が集中して固まっているところというのは、そうは多くないと思うんです。例えば古墳時代の前・中・後期と、前期は笠置峠古墳、そして中期に岩木赤坂古墳があってナルタキ古墳と、そういうふうに前・中・後期とコンパクトに1キロ以内に固まっているという、こういうのは非常に、これ宝でございます。そういうロマンの里構想について、今後の展望についてお尋ねいたします。

(1)の、まず古代ロマンの里とはどの範囲、どの地域を指しているのか、お尋ね申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 おはようございます。菊池議員のほうから、古代ロマンの里はどの範囲を対象としているのかというご質問でございます。

古代ロマンの里構想につきましては、議員おっしゃるとおり、旧宇和町時代から古代ロマンの里構想策定委員会において議論を重ね、構想を策定し、その計画につきましては、平成17年の3月に古代ロマンの里整備活用基本計画書にてお示しをしたところでございますが、この構想における対象範囲は、旧宇和町としているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 旧宇和町が範囲ということで承知いたしました。

では、(2)、最近これ話題となっておりますが、ムカイ山古墳という古墳があるそうです。私は行ったことございませんが。この古墳をこれからどのように発掘調査及び整備をしていかれるのかをお尋ね申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

ムカイ山古墳は、西予市教育委員会が国庫補助

を活用して実施しています市内遺跡詳細分布調査における現地踏査で、7年前に発見した遺跡でございます。遺跡の形状などから前方後円墳である可能性があると考えられたため、考古学の専門家に現地を確認していただきました。

また、平成28年3月から4月にかけて愛媛大学考古学研究室が主体となり、測量調査を行っております。

これらの成果から、古墳時代前期の前方後円墳である可能性が高いと考えられているものでございます。

測量調査がまだ完了していないこともありまして、今年度中にも測量調査が実施される見込みでございます。

今後における発掘調査及び整備等につきましては、現時点では未定でございますが、さきに述べました古代ロマンの里整備活用基本計画書に記載されている計画から、優先的に取り組んでいくよう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 では、(3)の質問に移ります。

八幡浜街道の笠置峠越というこの街道が、国史跡の指定になるに際して、その活用方法はどのようなふうに行われているか、また、あわせて国史跡指定ということで、国からどんな支援策があるのかお尋ね申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 八幡浜街道笠置峠越についてのご質問でございますが、広く市民の皆様には知っていただきたく、国史跡に指定されました経緯や史跡の価値についてのご紹介とあわせてご答弁をさせていただきます。

八幡浜街道笠置峠越は、本年6月に国の文化審議会が文化庁に対して国史跡に指定するよう答申したもので、本年10月の官報告示を受け、正式に国史跡に指定をされました。

この峠道は、遅くとも室町時代から利用されていたと言われておりまして、古くから宇和と八幡浜をつなぐ道として、庶民はもちろんのこと、近世には宇和島藩の参勤交代の道として、あるいは遍路道として、あるいは蘭学者たちの道として利用されたことが県教育委員会の調査で明らかになっております。

また、街道沿いにはお遍路さんのお墓や峠の地藏、清水地藏など往時をしのばせる歴史遺産があり、今回、西予市側では街道として往時の状況をよく残している部分、約500メートルが指定をされたところでございます。

また、峠から200メートルほどのところには、先般、発掘調査報告書を刊行した笠置峠古墳が存在しております。

では、その活用方法はどういうことですが、現在、街道の活用については、毎年10月末ごろにJR石城駅を起点としまして、JR双岩駅まで歩く駅からウオークを開催しております。

この駅からウオークにつきましては、この街道は笠置峠を介して西予市と八幡浜市にまたがっていることもありまして、ここ数年は八幡浜市との共催という形をとっておりまして、八幡浜市からも多くの皆さんにこの道を訪れていただいております。

今後は、八幡浜街道の歴史遺産や峠にまつわる話を集めた小冊子を作成し、峠を散策する皆さんへの理解を促すなど、そういった取り組みを計画をしております。

また、本年9月には、ジオガイドの皆さんやジオパーク推進室と、麓の古墳群や街道と一緒に歩き意見交換を行うなど、ジオガイドを行う新たなコースの設定に向けた取り組みもスタートさせたところでございます。

今後も引き続き、笠置峠古墳や麓の古墳群などに関連させ、近接する八幡浜市やジオパーク活動とも連携をしながら活用を進めたいと考えております。

次に、当街道が国史跡指定となったことによりまして、どういった財政支援があるのかというご質問があったかと思っております。

国史跡に指定されたことによりまして、特別交付税として102万円が市に交付されることとなっております。あわせて歴史の道の復旧、環境整備、防災対策、普及啓発等に対する国庫補助の支援があるというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 これから笠置峠越の活用方法が大分定まっているというようなふうには受けとめますが、今ほど答弁にもありましたけど、笠置峠の調査をまとめた本が出ました。私も見ました

けれども、分厚い本で、これ本当に専門的なことで、見ると、あれは私にはちょっと理解、なかなかしにくいものですから、そういう一般にわかるような簡潔なそういうパンフレットを出して皆さんに周知していくというような答弁をいただきましたが、これはぜひそれは進めていただきたいなというふうに思います。

それにあわせて、これ笠置峠越と少しダブリはするんですけど、(4)の古代ロマンの里づくり、このために現在行っている活動はどういうものをされているか、ちょっとお尋ねを申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

初めに、菊池議員も会員であります笠置文化保存会の皆様には、常日ごろから笠置峠古墳、ナルタキ古墳群、岩木赤坂古墳などの草刈りや里山づくりを通して、いつでも心地よく見学できる環境づくりにご協力をいただいておりますことに対しまして、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

古代ロマンの里づくりに当たっては、これまで愛媛大学考古学研究室の協力を得まして発掘調査を進めてまいり、皆様のご理解を賜りながら、平成20年度には笠置峠古墳を整備することができました。整備後は、先ほどご紹介しました駅からウオークを初め、整備時には後円部の法面を開けておき、市民参加でふき石をふくという体験事業、5年間で延べ600人以上の参加があったわけですが、そういった体験事業を行ってまいりました。

現在は古墳の上で行われた葬送儀礼、つまり宇和盆地をおさめていた往時の王の供養を再現できないかと検討をしております。年度内に儀礼に用いる土器や土製品の製作体験を行うよう計画をいたしております。

また、7月には、笠置峠古墳の発掘調査報告書の刊行を記念した展示とシンポジウムを県内外から多数の皆様の参加を得て開催したところですが、先ほど議員おっしゃいましたとおり、この笠置峠古墳の報告書につきましては、本文だけで300ページに及び、内容も専門的なものとなっておりますので、内容を簡潔にお伝えするパンフレットの製作を今年度中に予定しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 今まで、古代ロマンの構想について、現在の活動等をお聞きいたしました。これ7月に今話にありましたように、シンポジウムがありました。私がちょうどそのとき地区の会がありまして、出席かなわなかったんですけども、後で出席した方にどういう内容でしたということをお聞きすると、非常に先ほど私が言いましたように、この地域は非常にいい宝を持っていますと、ですからこれをうまく活用すれば、大変地域活性化につながりますよというようなことを、政府の文化庁の方だったと思うんですけども、その方がおっしゃっていたと。そして何よりも、今はそういういろんな活動を現場でやっていますが、そういうことをやっぱりわかりやすい紹介の仕方ができる、そういう場所がほしいなと、そういう場所はやっぱり必要ですよというようなことを強く言われていたということをお聞きしました。

西予市は非常に東西に長い地形でございます。今回、城川の東のほうでジオパークの拠点となるような施設をつくり始めているところですけど、ちょうどロマンの里は西のほうに当たりますので、東のジオパークの拠点、そして西の古代ロマンの里の拠点施設、こういうのをぜひ考えていただきたい。もうこれはその拠点づくりというのは、もう機が熟していると思うんですよ。もう本当に。これはこの拠点を使って、古墳、遺跡等に関することを系統的に紹介したり、それからいろんな人が交流できる場、そういう場所を設置を考えていただきたいなというふうに思うわけなんです。

これは全体的には西予市はジオパーク、ジオパークの中の1つの補完施設として、こういうことを望むわけなんですけど、いかがでしょうか、そういう計画がございませうでしょうか、これをお答え願います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 拠点施設の整備についてのご質問でございますが、笠置峠古墳の活用、イベントなどの際には、参加者の皆様にアンケートにご協力をいただいております。その中で、常時出土品について見学し学ぶことのできる場所を設置してほしいといった趣旨のご意見を多く頂戴してまい

りました。

また、先般開催しましたシンポジウムにおきましても、議員おっしゃるとおり、ご出席いただいた先生方や文化庁を初め参加者の皆様からも拠点施設の設置を求めのご意見をいただいているところをございまして、市議会におきましても、幾度かご質問を頂戴しております。

教育委員会としましても、出土資料の整理保存や古墳などを含めた見学者に対応できる施設、また、笠置峠や古墳の保存活動等にご協力をいただいております笠置文化保存会を初めとする皆様方の活動拠点といいますか、よりどころとなる施設の整備については、重要な課題であると認識しております。

今後こうしたご意見を参考に、拠点施設の設置につきましても、どのような方法がよいのか、地域の皆様の意見を拝聴しながら、また、四国西予ジオパーク推進計画との関連性も考慮しつつ検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 わかりました。

先ほども言いましたけど、これは旧宇和町の時代からの構想でありまして、活動のいろいろ、文化保存会とか、それから一般の方を呼び込んだいろんなイベントをやっております。そういうことをかんがみても、本当にもう機は熟しておりますので、ひとつそこのとろ、しっかりと考えて取り組んでいただきたいなと、そういうふう願うわけでございます。

では、続きまして、2つ目の質問に移ります。学校教育についてということで、その中の学校教育の中の、今度、来年の4月から小学校では道徳教育というのが教科化というふうになります。この道徳教育というのは、やっぱり一人の人間の人生を学んでいく、そういうことだと思えます。

今回、西予市のほうで教科書が選定されたと思うんですけど、そういう教科書の選定の流れというのは、どのようなふうになっておるのかお尋ね申し上げます。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 おはようございます。教科書選定の流れについてご質問がありまして、私のほうから答弁を申し上げます。

教科書の選定に至る手続といいますのは、法律

で定められております。市町村立の小学校の場合は、その学校を設置する市町村の教育委員会が採択の権限を有することとされております。また、適切な採択を行えるよう、県の教育委員会が市町村教育委員会を指導、助言、援助するとされておりました、これを行うに当たって、県教委は学校関係者、保護者、学識経験者等から構成される教科用図書選定審議会を設置しまして、あらかじめ意見を聞くこととされております。

また、この審議会は、全ての教科書について、専門的かつ膨大な調査研究を行う必要がありますので、その下に法律に直接の規定はありませんけれども、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱しております。県教委は、この調査員の調査及びそれを受けた審議会での調査研究結果をもとに、教科用図書選定資料を作成をいたしまして、それを市町村教育委員会に送付して、指導、助言、援助を行うこととなっております。

また、同じく法律に直接の規定はありませんけれども、採択権を持ちます市町村教育委員会におきましても、独自に県教委と同様の組織を置いて、教科書の調査研究を行ってございまして、これはこうした運用が文部科学省の通知等においても想定をされているところでございます。

このため、西予市においても西予市教科用図書選定委員会を設置しまして、そこに調査員を置いて、専門的事項について調査研究に当たらせております。

したがいまして、市教育委員会は市の教科用図書選定委員会からの報告、そして県の教科用図書選定資料を参考にしながら、最終的には市教委としての判断と責任において、教科書を採択しているところでございます。

以上です。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 よくわかりました。

では、(2)の、今回、西予市でその教科書を採用された判断理由といいますか、どこを、何をよしとして決定されたのか、その決め手は何だったのかということをお尋ね申し上げます。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 お答え申し上げます。

教科書の調査研究、これは6つの観点から行っております。まず、教材の選択の仕方でありまして、教科の目標からして適切なものが選択されて

いるのかという点、それから、教材の難易の程度、児童の発達段階に照らして適切なものかどうかという点、それから教材の地域性、児童の置かれた社会環境から理解しやすい教材が選択されているかどうかという点、そして4つ目には、教材の組織、配列、分量でございます。これは学習指導を行う上で教材の組み立てが適切かどうかということです。そして5つ目には、学習指導上の配慮、児童の自主的な学習を容易に進めるにふさわしい配慮があるかどうかということ。そして6つ目に、印刷、製本、その他としまして、版画だとか印刷、製本、その他が適切かどうかということでもあります。

以上のような点を調査、評価をしております。

今回、西予市では、検定に合格をいたしました8つの教科書のうちから、「学研教育みらい」の会社が発行する教科書を採択をいたしました。この教科書は、取り扱う内容や構成などが適切でバランスがよく、実話を取り上げるなど身近で考えやすい内容となっていること、児童の発達段階に応じて、系統的、発展的な内容となっていること、そして挿絵や写真を多く取り入れ興味関心を引くものになっていることなどが選定委員会においても高く評価されております。

教育委員会の会議におきましても、A4版で読みやすく、文章量、設問、内容構成などが総合的に見て最適であると、あるいは教材の終わりに児童の考えを深めさせるポイントが書いてあるなど、指導する側から見て使いやすい教科書になっている。あるいは学習した後に、そこから深めたり、広げたり、つなげたり、実際の行動に移してみたりというような工夫が見られるといったような点がご意見としてありました。全員一致でこの教科書を採択したものでございます。

以上です。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 では、(3)の質問に移ります。

教育委員会として、市内の各学校に対して何か指導目標とか指導指針というか、この道徳の教科に対するそういう何か共通なるそういう指針を示されるという、そういうことはあるのでしょうか、お尋ね申し上げます。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 お答えを申し上げます。

西予市では、平成28年2月に策定をいたしました西予市教育大綱におきまして、思いやりの心、命を尊ぶ心、感謝の心を育む教育を推進して、児童生徒が生きる力を見につけることといたしております。

また、西予市教育振興基本計画では、道徳の時間を核とし、学校の全教育活動を通じて、子どもの人格形成の基盤となる信条や意欲、態度、並びに習慣等を育成すること、そしてそれらを通じて身につけた道徳性を実践する大切な機会として、集団活動や体験活動の充実を図ることを主な取り組みに掲げております。

さらに、毎年度見直しをしております西予市教育基本方針におきまして、小学校では来年度から、中学校におきましては再来年度から始まる道徳の教科化への対応というのを上げております。その道徳の教科化については、既に学習指導要領が改定をされております。教科指導に必要な事項が明らかになっているところでもあります。県教委がこれを受けまして、道徳教育推進主任や指導主事を対象とする教育課程説明会を開催をして、その内容について周知を図ってきたところでもあります。

市教委といたしまして、こうした流れの中で、新たに道徳に特化した何か目標を示すという必要性は今のところ感じておりませんが、今後はさらに各学校において、そういった学習指導要領を受けた今回の教科化への取り組み、そうしたことについての考え方が浸透して、教科化の趣旨に沿った授業が展開できるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 では、(4)の質問に移らせてもらいますが、(4)は、これ私の提案なんですけど、童謡、唱歌の歌詞の意味や情景等を学び歌うことを取り入れてはどうでしょうかということなんです。

童謡で、私も何個かの童謡は知っておりますけど、もう本当に2つ3つぐらいで、それもきっちり3番とかある曲でありますと、そこまでなかなか文言を覚えていないというのが実情であります。

例えば、「もみじ」という歌がありますけれども、これは「秋の夕日に照る山もみじ」というそ

ういうあれです。ここに歌詞があるんですけど、これを見ておりましたら、「濃いも薄いも数ある中に、松を彩るかえでやつたは、山のふもとのすそ模様」というのは、これ1番の歌詞なんですよ。「松を彩る」とか「すそ模様」というような、これ歌っていたら、秋の夕日に照らされた、ちょうどここでいうたら、南側の山みたいな、そういう山が目浮かぶんですけど、これ歌っていたら非常に情景が自分の中に浮かび上がるし、また、さっき言った「松を彩る」とか「すそ模様」とか「散りゆくもみじ」とか、それから「織る錦」とか、そういう語彙というか、そういう語彙が非常に豊富になってくると思うんですよ。そういう日本語のそういう単語とか、そういうことが非常に豊富になってくる。身についてくる。

以前から比べたら、だんだん日本語の言葉の乱れというのが目につくと思うんです。やっぱり美しい日本語を学んでいくとか、言葉の乱れというのは、生活の乱れにつながっていくと思うんです。こういう童謡、唱歌、こういうことを学んでいく、自分で声を発して歌う、そういうことで、礼節というものが身についていくものだとは思うわけなんです。

各学校によって、いろいろ事情はあると思うんです。これは道德の時間に限らず、学校の全体の授業の中で工夫をして、そういう童謡、唱歌のことを取り入れていただきたい。そういうふう思うわけですが、いかがでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 ご答弁を申し上げます。

童謡、唱歌は、いわゆる文部省唱歌として多くが今も伝わってきておりますことからもわかりますように、明治から大正にかけて、我が国が国を挙げて音楽教育の普及に取り組んだ時代の結晶であります。

議員おっしゃいましたように、非常に格調が高く、歌詞も吟味され、洗練されたものが多いというのが特徴であると思います。

それは、時に難解であるとして敬遠されたり、あるいは時代にそぐわないとして歌詞の一部が変更されたりしながらも、1世紀を超えて歌い継がれてきたものであります。

ある音楽評論家が、私たちはこうした歌を歌う楽しみを通じて、自分に先立つ世代の日本人たち

につながり、同じ文化を共有するための1つの確実な手段を見につけると、歌は古いものを若い人間の心の中に手渡しする役を務めると述べておりますが、まさしくそのとおりだと思います。

このため、小学校の学習指導要領では、どの学校においても共通して扱うべき教材として、童謡、唱歌を取り上げております。例えば、議員おっしゃいました「もみじ」のほかに、「ふるさと」あるいは「おぼろ月夜」といった名曲でございます。これらの歌は、自然や四季の美しさ、あるいは夢や希望を持って生きることの大切さなどを含んでおまして、道徳的な心情の育成に資するものとして、今後も教育現場で大切にしていきたいというふうに思います。

もとより、明治時代の唱歌が、西洋音楽を取り入れることから始まったように、そして童謡が大正時代において、もっと優しい言葉で子どもの自然な感情に寄り添った作品に触れさせようとした、いわゆる童謡運動の産物であったりいたしますように、新たなものを想像するエネルギーというのは、いつの時代にも宿っているものであります。人々が口ずさんだり思い出したりする歌も、時代とともに変わっていくというふうに思います。

これらのバランスをとりながら、子どもたちの豊かな情操を養うとともに、伝統、文化を尊重する心を育てる教育に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 今、小学校で音楽の授業が週に1回多分あると思うんです。その中で、そういうことを歌ったりしているとは思いますが、私がいろいろ調べてみると、なかなか音楽の時間が、そういうふうに機能していないというか、学習発表会があれば、そちらに時間がとられてしまうとか、いろいろありまして、実際に私がこういうふうに質問させてもらうのは、子どもたちが、先ほど言いましたように、1つの唱歌をきちっと歌い上げることができていないという現実が私の知り合いの子どもたちの中にあるということなんです。

これは、これをやって西予市の子どもたちは童謡をみんな知っとるぞと、すごいなというような、そういうことがあれば、本当に西予市自体に

もすごく影響することでありまして、一番には子どもたちの教育には大変大きな力になるものだと、そういうふうに思います。

ひとつ、先ほど言いましたように、事情は各校でいろいろあると思いますけど、何か工夫をして、西予市の子どもはみんな童謡をよう知つとるぞというような、そういうふうになってほしいなというふうに願うわけでございます。

では、最後の質問に移りたいと思います。3番目に、えひめ国体についてということで質問させていただきます。

えひめ国体については、西予市内で成年女子のソフトボール、それから相撲という2つの競技が開催されました。どの会場も盛会であったと思います。私もどちらの会場にも行かせていただき、中に入った経験上、そう思うわけなんです、これは特にこの行事の担当者の方、それから何よりも相撲に関しては、民泊に携わった方々の、その大きな伏せ込みが、非常に競技自体を光らせたというふうに思うわけなんです。

この2つの競技の総括についてということで、よかった点、特に得たものですね、得たこと、それから反省点があれば、どういう点があったかということをお尋ね申し上げます。

○議長 管家市長。

○管家市長 おはようございます。

まず、私のほうから総括的な回答をさせていただきます。2つの競技につきましては、担当部長のほうから答弁をさせていただきたいと、そのように思っております。

このたび64年ぶりに愛媛県で開催されました第72回の愛顔つなぐえひめ国体、西予市では、今、議員がおっしゃいましたように、ソフトボール成年女子、そして相撲の2つの競技が行われました。西予市議会の皆様を初め市民の皆様のご協力をいただきまして、成功裏に大会を終了することができました。

また、相撲の競技会では、選手団の受け入れを44の地区で設立されました民泊協力隊によりまして受け入れていただきました。「国体の成功は民泊から」という合い言葉で民泊を推進してきましたけれども、その言葉どおり、民泊の成功が国体の大成功に結びついたというふうに感じております。

民泊を成功に導いていただきました地域の皆

様、そして地域力の高さ、これは西予市の底力を思い知らせたものであると思いますし、民泊の成功が西予市の新しい財産となってきていると、私たちの誇りであったと思っております。

西予市開催競技並びに民泊業務を大成功に導き、私たちを支えていただきました多くの感動を与えてくださいました全ての皆様に、衷心より厚く御礼を申し上げたいと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 それでは、市内開催2競技を開催して、よかった点、特に得たものという観点で、また反省点はどういうご質問にお答えをさせていただきます。

まず、よかった点、得たものという観点の中で、よかった点について4点ほど述べさせていただきます。

1点目としましては、ハード面での整備ができたことが挙げられると考えております。西予市で国体競技会を開催することによりまして、競技会場となりました西予市営宇和球場、宇和運動公園多目的広場、乙亥の里乙亥会館の施設や設備の改修を行うことができ、南予のスポーツ拠点施設の位置づけを確立することができたとともに、整備された西予市のスポーツ施設のすばらしさをチーム関係者や競技役員等を介して全国にPRすることができたことが挙げられると思っております。

2点目としては、協議関係者の技術や意識の向上につながったことが言えると思います。西予市ソフトボール協会並びに西予市相撲連盟におかれましては、両競技団体に支援を行うことで、公認審判員や公式記録員の数がふえるとともに、資質のレベルアップにつながり、大会運営のノウハウを得ることができたと考えております。

3点目としましては、教育効果につながったのではないかと考えております。西予市内小・中学校を対象に行いました学校観戦では、日本トップレベルの真剣勝負を間近で観戦し、そこでの愛媛県選手や西予市出身選手の活躍が、西予市の次代を担う児童生徒に誇りと喜び、夢と感動を与え、スポーツへの関心が深まるとともに、子どもたちの一生の宝物になったのではないかと考えております。

また、相撲競技の選手団を民泊で受け入れたことによりまして、地域の子どもたちが日本のトップレベルの選手の皆さんと直接触れ合うことがで

き、貴重な経験と思い出を与えていただいたと思っております。

4点目として、ボランティア活動への気運の高まりにつながったのではないかと考えております。大会運営では、一般ボランティアへの応募があり、議員の皆様の中にもご協力をくださり、菊池議員もその中の1人であり、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

ソフトボール競技会で40人、相撲競技で22人の一般のボランティアの皆さんにご協力をいただきました。大会1カ月前の9月には、愛顔つなぐえひめ国体清掃強化月間として、西予市一斉クリーン運動を呼びかけ、各地域で市民の皆様が積極的に幹線道路や河川敷の草刈り、ごみ拾いなどの清掃活動を展開していただきました。全国からお越しいただく皆さんを美しい西予市で気持ちよくお迎えしようという郷土愛の強さとおもてなしの真心が伝わってまいりました。

次に、反省点ということでございますが、こちらの配慮不足の面もあり、国体開催に対する市民の皆様意識に旧町単位での盛り上がりといえますか、関心の度合いに若干温度差があったことは否定できないのではないかと感じております。

この国体を経験したことによりまして、先ほど4点ばかり国体で得たものということで触れさせていただきましたが、このことは、今後全国大会規模の大会を誘致する力が身についたとも言えます。今後は誘致を積極的に図ってまいりたいとも考えております。

反省点を踏まえ、大きな大会を開催するときには、全市挙げての気運の高まりにつなげていくよう、各種広報、PR活動を強化し、西予市全体に大会開催を浸透できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 得たものということで4つばかり言っていたいただきました。また、市長のほうからは、大変皆さんの努力で盛り上がったというような総括をいただきましたが、得たものという中でも出てきましたけど、これ特に民泊ですね、これは非常に大きい人的交流ができたというふうに思います。

よく私は先輩から自分らが担当する何かイベントをしたときには、どっちかいったら終わったら

やれやれというふうに自分は思うんですけど、いつもそのときに、やれやれというのは、これからどんどんやれやれということやどと、これから出発やどということを経験されます。そのたびに、いま一度反省して、よっしゃ、これからというふうに思うこともあるんですが、先ほど言った人的交流、このことを、これから生かしていくかどうかというのは、この一大イベントが後世に光り輝く遺産となるかどうかの分かれ道だと、こういうふうに思います。

受けたこのえにしというものを市政の中の1つとして具現化するものとして、私は民泊の普及があると考えますが、問2の地区を挙げての民泊が行われましたが、その経験を市内で生かしたり広げたりする計画はありますか、お尋ねを申し上げます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 おはようございます。

菊池議員からご質問のありました民泊の経験を市内で生かしたり広げたりする計画はあるのかということについて、宿泊施設という観点から、産業建設部所管としてご答弁申し上げます。

今回、野村、宇和、城川地域で一般家庭237家庭、そのほか施設10カ所、延べ1,907名の宿泊を受け入れをさせていただきました。各家庭からのお話をお聞きしますと、民泊は相互交流によって受け入れられる側にも損得でははかれないプラスの効果をもたらされたことがよくわかります。私も3名の選手に宿泊してもらいましたので、実感しているところでございます。

このような中、宿泊施設に関しては、昨今の外国人観光客の増加などによる宿泊施設の不足、人口減による空き家対策問題、さらにインターネットを使った新しいビジネスモデルの出現で、旅館業法の改正だけでは対応が困難となり、本年6月に新たに民泊という営業形態の宿泊提供に関する法律、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が成立しました。これは従来の旅館業法で定める営業形態や特区に当てはまらない新しい営業形態である住宅宿泊事業に関して規定する法律です。

この法律で対象となる宿泊施設は、あくまで住宅という位置づけで宿泊させる日数を1年間で180日を超えないものと規定され、事業者は知事への届け出をすれば民泊ビジネスを始められるということになります。

今後、国体を通じて民泊の関心の高まりや実際の民泊を提供した経験から、市民個人による民泊事業への参入が増加することも期待されます。この事業の拡大について、現在のところは本市では具体的な計画はございませんが、市が既に制度化しております市内創業者に対する各種支援制度を、この機会にさらに積極的に周知するとともに、モデルケースの取り組みなども含めまして、民泊事業の調査、研究に努めてまいりたいと考えております。

また、そのような個人創業とあわせて、市内で行うスポーツイベント、教育、文化交流、四国西予ジオパークと連携した観光イベント、地域間交流などにおいて活用できれば、議員ご質問の趣旨のとおり、民間活力による地域経済や地域活性化の向上につながるものではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 菊池純一君。

○13番菊池純一君 民泊のこれからの取り組み方ということで、現在、計画はないけどということですが、従来もこの問題に対しては、少しずつモデルケースをつくっていくということで取り組んでいると思います。それを今後も一つ一つ広げていくような形で取り組んでいただきたいということを期待申し上げ、以上で私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時59分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時14分）

次に、11番源正樹君。

○11番源正樹君 改めまして、おはようございます。議席番号11番源正樹です。

宇都宮議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い、一般質問をさせていただきます。

今定例会では、産業振興についてをお伺いしたいと思います。

まず、冒頭に当たりまして、私も所属しております商工会青年部について少し触れさせていただきます。

商工会青年部は、45歳以下で、市内にある事

業所の後継者と創業者を主な会員とする若手経営者の団体でございます。平成16年のまちなみ博から行っている「雑巾がけレースZ-1グランプリ」の運営など、各地域でのイベント運営では、多くの部員が参画をしております。

また、消防団や学校PTA活動、自治会活動などにおいても、地域の若手代表として、時には主体となり、時には縁の下の力持ちとして活動をしています。

本年7月に私と立場を同じくする愛媛県内の商工会青年部の現役部員である市議会議員、町議会議員の仲間たちと、商工会青年部議員連盟を立ち上げました。若手経営者たる商工会青年部の思いを議会を通じてスピード感を持って政策提言し、その実現を目指そうとしております。

この動きは、全国への広がりとなっており、各地域で若手議員たちの交流が始まることを期待しております。

地域の持続的発展なくして事業所の成長はあり得ません。また、地域の持続的発展のためには、事業者のさらなる成長と活躍が必要です。商工業の今後は、西予市の将来に大きな影響があると考えます。

ここで商工会青年部宣言と誓いの言葉を紹介させていただきます。

商工会青年部宣言

かけがえのない人たちと、かけがえのない地域のためにわれわれは、自己の利益追求のみならず、国家を基盤とした社会の恒久的な平和と繁栄を実現する。

若き事業家として、何人にも侵されない自立した経営を確立し、地域の商工業を躍動させ、地域の一員としてその責任を自覚すると共に先人の教えに学びつつ、未来に向けた活力ある社会を創出する。

この美しい国、日本に生きる者として、地球の環境問題を捉え、われわれだけでなく、次世代の人々の為にも、継続的な運動を推し進める。

そして全ての国家、民族との交流を積極的に図り永続的共生を同じ時代を担う者としてここに誓う。

誓いの言葉

1. われわれ商工会青年部は、創造力と行動力をいかし、地域振興発展の先駆者となる。

1. われわれ商工会青年部は、商工会の後継者

であり、将来の中核として、地域活性化の推進力となる。

1. われわれ商工会青年部は、社会一般の福祉の増進に努め、新しいまちづくりの原動力となる。

この宣言と誓いを実現するため、青年部員は西予市内で、愛媛県内で、全国で日々精進をしています。今定例会の質問は、このことを念頭に行いたいと思います。

まず、最初の質問ですが、地域経済の振興についてお尋ねをいたします。

第2次西予市総合計画において、社会経済状況を端的にあらわす基本指標として定められているのが、人口と市内総生産であります。2025年の人口は3万5,000人弱、市内総生産は800億円弱との数値目標が設定されています。2025年には西予市の65歳以上の高齢者の割合は45.1%になると予測されており、経験したことのない超少子高齢化社会を迎えます。

こうした人口減少や人口構造の変化は、地域経済の縮小だけでなく、集落の消滅、社会保障費の負担増加、税収の減少による財政収支の悪化等など、さまざまな社会的課題の最大の原因であると考えます。

現在、子育て支援や移住政策などを拡充することで人口減少を食い止めようと、各自治体が競っています。日本全体の人口が減少していく中で、どのような対応ができるのか、我がまちだけでなく、我が国にとって大変大きな課題であります。

人口減少を抑制するためには、強い地域経済をつくる必要不可欠です。企業誘致と同時並行して地元密着型企業を育成し仕事と雇用を創出することで、人口流出を減少させることに大きく寄与できると考えます。

まず、地域経済振興に関して、基本的にどのようなお考えなのかお伺いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 改めまして、おはようございます。

ただいま経済振興、特に地域経済振興に関する基本的な考え方についてのご質問をいただきました。

西予市では、平成28年3月に第2次西予市総合計画を策定しております。総合的かつ計画的な市政運営を図るとともに、地域経済の活性化と

人口減少緩和に努めているところでございます、

先ほどもございましたように、2025年の人口を3万5,000人弱、そして市内総生産額を800億円弱というふうなところで目標の設定をしているところでございます。

また、西予市の目指すところといたしまして、西予市で生活を望む人がふえ、その望みがかなえられるまちづくりということや、また、安心が体感できるまちづくりを早期に実現するためには、議員ご質問のとおり、地域経済の振興に力を入れる必要がございます。

西予市や、そして四国西予ジオパーク等の魅力や潜在力を再認識しつつ地域資源を最大限に活用して、稼ぐ力を向上させることが重要というふうと考えているところでございます。

そのために、第2次総合計画におきましては、産業・雇用創出の施策としまして、地元密着型の企業を育成することや、地域に根差した企業を育てることを目標としております。

また、現在、地域を支えております企業の後継者問題につきましては、官民が連携して、その課題解決を図るとともに、農林水産業や、また商工業など、異業種間の連携を強化しまして、適切な役割分担のもと利益を生み出して、そして地域雇用に結びつけ、市内産業、そして経済の維持、発展に努めてまいりたいというふうと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 ただいま地域経済の振興についての基本的な考え方を答弁をいただきました。これに基づき、さまざまな政策が行われているものと拝察をいたします。

地方創生実現のために、ただいまの第2次西予市総合計画策定と並行する形で、西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略が、平成28年3月に策定をされております。仕事の創生に関しては、産業総論に始まり、商工業、農業、林業、水産業、観光について、基本戦略と基本計画等が定められております。

この中で、商工業に関しては、市の主要な産業であり、雇用も大きく、これが衰退することは市の活力が衰退することにほかならない。市外資本の企業については、規模が大きいいため、独自の事業展開により経営安定を図られているが、特に

地元企業については支援が必要であり、今ある企業の成長力、競争力を強化する政策を基本戦略とされております。

2015年度から2019年度までの戦略期間の半分が経過いたしました。本年度は計画期間の3年目であり、大枠での事業の目的、目標や内容の見直しをするための中間評価と事業のスケジュール、内容や体制を調整するための年度評価が実施される予定と認識をしております。

進捗管理や目標管理、年度評価と中間評価、事業実施など仕事の創生に関して現状をお伺いいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま、まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、仕事の創生に関する基本戦略とか、あるいは基本計画等について、その進捗管理、また目標管理、中間評価、現在の状況はどうなっているのかというご質問でございました。

西予市の地方創生に係る取り組みにつきましては、先ほどございましたように、平成28年3月に策定をいたしました西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、計画的に推進をしているところでございます。

その進捗管理、また、目標管理につきましては、西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業評価委員会という委員会を設置をしまして、施策の実施状況、また目標管理である重要業績評価指標の達成状況の評価検証等を行っているところでございます。

その評価委員には、効果検証の妥当性や客観性を担保するため、産官学金から有識者7名で構成をしております。平成27年度におきましては11の事業を、平成28年度につきましては9つの事業の地方創生交付金事業を活用しました事業につきまして評価検証を行っております。

特に仕事の分野につきましては、起業・創業支援や、また養蚕の振興、また、事業承継など、他の自治体にはない先進的な取り組みを当市では推進してまいりました。

評価員による事業評価結果につきましては、平成27年度、28年度ともに全ての事業で地方創生に相当程度効果があった、もしくは地方創生に効果があったというふうな評価もいただいているところでございます。

西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成29年度で、先ほどございましたように、3カ年目を迎え中間報告の時期となっております。ご質問のございました仕事の創生も含めまして、ことし10月までの取り組みの状況とか目標の達成状況、また課題の分析、そして改善策などの調査を現在行っているところでございます。

今後は、市内部での内部評価を適正に行った上で、評価委員会による中間報告に関する評価をいただく予定となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 ただいまの答弁に関連いたしまして、事業評価委員会のほうで中間評価、そして報告を行うということで答弁があったかと思えます。

いわゆる中間報告の今後こういった形で評価されていくのか、またどのような形で、当然公表のほうが必要になってくるかと思えますが、そのあたりについてと、各それぞれの基本計画にはリスクスケジュールとか見直し、もしくは事業の撤退等、それぞれ撤退等の条件がございますが、見てみますと、なかなかこれは実現困難なものもあるように見受けられますが、そのあたりについて、見直し等、どのようにお考えかお尋ね申し上げます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま評価の仕方といえますか、スケジュール等につきましてのご質問をいただきました。

先ほど申し上げましたように、ことし10月現在までの取り組みの状況や目標の達成状況、また課題分析、改善策などを現在調査を行っておりますけれども、年度内にスケジュールの見直し、また事業内容の見直し、また事業規模の見直し、事業目標の見直し、そういった見直しを行うとともに、また、廃止等につきましても検討を行い、内部評価を行った後に事業計画の変更案を作成をしまして、平成30年度、来年度の早い時期に西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業評価委員会、先ほどの委員会ですけれども、それを開催をしまして、中間報告に関する外部評価を受けまして公表をし、そしてその評価結果に基づきまして、平成31年度の当初予算編成に反映をさせていくというスケジュールを考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 ありがとうございます。

見ていますと、非常に意欲的な計画がありまして、ちょうど総合計画を作成するときに同時につくられておりますので、例えばその具体的な見直し、例えば総合計画の変更につながるような可能性もあるかと思いますが、できるだけ柔軟に時期を伸ばしてでもやるべきことはやる必要があると思いますし、合わないものとかをいかにして柔軟にご対応いただければと思っております。

それでは、次に、2つ目の項目になりますが、小規模事業者の振興についてをお尋ねいたします。

平成26年6月に国におきまして、小規模事業振興基本法が制定、交付され、3年半が経過しようとしております。この基本法は、超少子高齢化社会が進展する我が国において、地域経済を支える小規模企業の持続的発展を支援しないと、地域の疲弊はとめられないとの観点から制定をされたと感じております。

小規模事業者を支援対象として捉え、国と地方が協力し、支援体制を整備し、日本経済の中心として活躍できるよう、環境整備をするための法律であります。

日本企業の約86.5%は、小規模事業者が占めています。そしてその事業者は、地域経済とその事業により生計を立てる従業員や、その家族、合計約3,000万人の生活を支え続けています。

こういった事業者の多くは、ほとんどの場合、同じ市区町村内、隣町、同一県内という非常に狭い商圈の中で活動をしています。そして地方になればなるほど、人口減少、高齢化、地域経済の低迷といった問題に直面をし、顧客が減り続けている状況であります。

こういった状況を早期に打開し、地方の活性化を促すためにも、まず、小規模事業者が元気になって、活力を取り戻すことが必要不可欠だと思います。

これまで右肩上がりの成長発展を基本として政策が行われてまいりました。現在では、人口減少の影響から、現状維持をするだけでも非常に大変な状況であります。何の手だてもなく進むだけでは、下りのエスカレーターのようにどんどん悪く

なる方向に引っ張られていきます。これを何とか頑張って現状を維持することの重要性を国が初めて認めたからこそ、この基本法が制定されたと考えます。

西予市の状況を見ると、総務省、統計局の経済センサス等をもとに作成された平成28年度西予市統計書によれば、平成26年の市内事業所総数は、2,323であります。そのうち従業者総数が4人以下の事業所は1,511、5人から9人が408、10人から19人は242事業所であり、実に約93%が20人以下の事業所であります。まちの持続的発展には、大多数を占める小規模事業者の育成、振興が不可欠であると考えます。

そこでお尋ねをいたします。西予市では、小規模事業者の育成、振興に関して、支援策や補助金制度など、どのような事業が行われているのかお伺いをいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 源議員からの小規模事業者の育成、振興に関して支援策や補助金制度など、どのような事業を現在行っているのかというご質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

小規模事業者への支援策や補助制度として、西予市産業活性化4事業のうち、地域内発型産業創出事業、農林水産物加工品開発事業、市産品販売促進支援事業の3事業において補助対象経費への支援や補助、また各種振興資金といたしまして、中小企業振興資金、緊急経営資金、商工業振興資金、新規企業振興資金の利子補給及び保証料補給金制度があります。

さらに、今年度から、新たに既存の店舗の集客力向上や店舗環境の改善のために、市独自の店舗リニューアル補助制度と、空き店舗を利用して、店舗として新規出店しようとする方に対しまして、新規出店者店舗改修補助制度を創設いたしました。

また、補助ではありませんが、西予市からの出資として、最大2,000万円を出資する経済循環モデル事業もございます。

また、小規模事業者の代弁役として位置づけられ、地域の経済や雇用を支えていただいております西予市商工会への補助、小規模事業者を含め市内の消費拡大や事業者の活性化を図るために発行するプレミアム商品券に対する補助などもありま

す。

そのほか、経営上の困りごとを一緒に考える経営相談窓口として設置されている愛媛県よろず支援拠点のサテライト相談拠点を市役所内に設置しまして、毎月2回、専門知識豊富で多彩なコーディネーターが対応をいただいております。

このほかにも、厚生労働省の委託事業として、本年の6月に採択を受けました、3年間継続して実施予定の西予市雇用促進協議会が行う実践型地域雇用創造事業によりまして、雇用の拡大、人材育成、就職促進、雇用創造の実践の各メニューで事業を実施しまして、雇用創造を図ることにも取り組んでいるところでございます。

先ほど説明いたしました支援策や補助制度を効果的に活用していただくために、経済振興課内に創業者を対象とした創業支援ワンストップ相談窓口も設けておりますので、それぞれの支援体制を有効に活用いただければと期待しているところでございます。

先ほど紹介しました新規出店者店舗改修補助金につきましては、現在も募集を継続しております。これは補助対象経費について、2種類の補助がございますけれども、2分の1と3分の1の補助で上限150万円、200万円でございますが、合計700万円、まだ予算がありますので、有効にご活用いただけたらというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 ありがとうございます。

何点かちょっと再質問をさせていただければと思います。

まず、1点目なんですけど、先ほど、今年度から実施されたと伺いました店舗リニューアル補助金について、今年度からの事業ということでございましたが、採択件数や、こういった内容の申請があったのか、そのあたりがわかりましたらご答弁を願いたいと思います。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 源議員からの西予市店舗リニューアル補助金の概要と効果についてのご質問についてご答弁を申し上げます。

まず、概要でございますが、この補助金は平成29年度、本年度に新設した補助金でして、市内の小規模事業者を対象に、建築50年以上経過し

ている店舗のリニューアル等工事費30万円以上、備品20万円以上に対しまして、2分の1で上限50万円の補助をするものでございます。予算額は250万円でございます。

本年度の採択は7件ございまして、その内訳といたしましては、店舗、外壁リニューアルが2件、店内のリニューアルが1件、エアコンやボイラーなどの設備機具の取りかえが4件となっております。

次に、効果といたしましては、店舗だけではなく、付近の商店街も明るくなったとか、廃業を考えていたけれども後継者のめどが立ちそうになっているとか、店内の雰囲気、設備がよくなったり、お客さんから喜ばれている、また従業員の職場環境がよくなったなどの声をいただいております。既存の店舗の集客力向上や店舗環境の改善につながっているところでございます。

今後もこの補助金制度が単なる点で終わらないよう、市内の商店街が線であつながら、全体が活性化できるように充実できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 この補助事業自体、募集期間が1カ月程度だったかと思っております。潜在的に恐らく希望される方というのは、まだまだいらっしゃるのではないかと思いますので、また引き続き継続してこの事業を継続していただければと考えております。

もう一点なんですけど、先ほどよろず支援拠点、サテライトというお話があったかと思っております。これは県内で見ますと、ほぼ、例えば県の財団法人の産業支援センターでありますとか、各商工会議所内に置かれている例はありますが、自治体内にこういった窓口があるのは、県内で西予市だけかというふうに思っております。

非常に先ほど山岡部長の答弁にもありまして、市としてもさまざまな補助事業はありますが、一体どの事業が使えるのか、内容がわからないというためにも、相談拠点として、このような窓口は非常に素晴らしいことだなというふうに思います。

そこでお尋ねなんですけど、いわゆるよろず支援拠点で、各年度の相談件数、またどういった内容の相談があったのか、事業の詳細についてわかりましたら答弁をお願いいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 源議員からよろず支援拠点についてのご質問に対しまして、ご答弁を申し上げます。

平成26年の6月に経済産業省が小規模事業者の経営相談窓口として、全国一斉に設置して、愛媛県が経済産業省のよろず支援拠点事業の委託を受けまして、中小企業、小規模事業者の支援のために総合相談窓口を設置いたしました。事業にかかわる悩み、困りごとを一緒に寄り添い考える民間手法を取り入れた無料の経営相談窓口でございます。

この窓口は、公益財団法人えひめ産業振興財団内にある常設の窓口のほかに、県内では7市で設置されておりますが、市役所が窓口を引き受けているのは本市だけでありまして、そのほかは商工会議所内に窓口がございます。

市が窓口になることのメリットといたしまして、相談状況や概要など事業所の動向が市として把握しやすくなりまして、また、よろず支援拠点やそのコーディネーターとのパイプが構築され、市の業務にもプラスになっていると感じております。

また、西予市での窓口では、想定していたより相談件数が多いことから、これまでの月1回から平成29年度からは毎月第2月曜、第4木曜日の月2回設置していただいております。相談対象者は自営業、農業、漁業、サービス業、製造業、地域づくり団体など多種多様でございまして、相談内容は、新規起業、販路拡大、雇用対策、許認可、補助、融資制度、登記、事業承継、就労支援などさまざまでありまして、相談件数で、平成28年度には36件、平成29年度は現在20件であります。秘密厳守が基本ですので、相談内容や結果の詳細についてはわかりませんが、相談者の課題を分析して、一定の解決策を提示され、フォローアップがされております。

また、支援専門家と支援機関の連携や、より専門的な支援ができる機関、専門家の紹介もありまして、その結果、相談開始後の新規起業家が数件、継続相談も多数ありまして、好評で効果が上がっていると認識をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思うんですが、最後の質問になるかと思えます。

先ほど申し上げましたとおり、現在国が行っている小規模事業者持続化補助金というのがございまして、これの西予市の状況についてお尋ねをしたいと思えます。

この補助事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づき、新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良、開発等、また、業務効率化による生産性向上を支援するため、それに要する経費の一部を補助する事業であります。

小規模事業者が商工会の助言等を受け、経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の3分の2について、50万円を上限に補助されるものであります。

この事業につきましては、あくまで商工会や商工会議所が窓口であります。市内事業者の応募状況や採択状況がどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 源議員からご質問のありました小規模事業者持続化補助金の応募状況及び採択状況についてお答えをいたします。

小規模事業者持続化補助金の概要につきましては、先ほど議員のほうからご説明をいただいたとおりでありまして、西予市商工会での応募状況、採択状況につきましては、事業が始まった平成25年度、これ全て国の補正予算によるものなんです。各年ですね。平成25年度、申請件数9件で、採択が9件。平成26年度、申請件数27件、採択が18件。平成27年度、申請件数16件、採択9件。平成28年度が申請件数31件、採択が20件。平成28年度の2次補正分、これが実際今年度の事業でございまして、申請件数16件、採択件数10件でありまして、県内でも申請また採択も非常に多いほうで、積極的に事業者及び西予市商工会が取り組まれていると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 今ありました小規模事業者の持続補助金等、先ほど市の独自の事業でありました店舗リフォーム事業というのは、ちょっと似ているような事業であるのかなというふうにも思える

んですが、その違いはどのようなところにあるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 議員からご質問のありました市独自の店舗リニューアル補助金と持続化補助金の違いはということについてお答えをいたします。

まず、持続化補助金活用の事例、ちょっと具体的なところですけれども、例えばホームページ作成による販路拡大、あるいは客室のトイレ改修などによる顧客獲得、また新商品の販売戦略の策定、あるいは広告による販路拡大、また店内のLED改修による集客力向上と販売力向上などでございます。

このように小規模事業者を対象に、ホームページ作成や販売、パンフレットの作成、あるいは折り込みチラシ等広告など、販売促進、宣伝活動や店舗改装にも使えるとても使い勝手のよい補助金であると、この持続化補助金につきましては、そのように思っているところでございます。

また、西予市の店舗リニューアル補助は、市民及び市内に住所を有する事業者に対して、既存店舗の集客力や店舗環境改善のための改修工事、備品購入に特に限っておりまして、それに対する補助でございます。

内容によっては、持続化の補助事業で不採択の場合でも、市のリニューアル補助が対象となるものもあるというふうに考えております。

しかしながら、補助率については、市は2分の1で上限50万円、持続化補助金のほうは3分の2で50万円となっております。また、市の申請は1回に限るというふうになっておりまして、持続化のほうは規定がありませんが、2回目の採択は厳しい状況であるというふうにも伺ってはおります。

いずれにいたしましても、それぞれの制度の中で、有効にご活用をいただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 ありがとうございます。

おのおのの事業は補完する関係とは言えないまでも、先ほど言われたとおり、国の補助金がだめでも、西予市に可能性があるというお話でしたから、ぜひさまざまな形で、活発な形で事業が進め

ばよいと考えております。

もうこれ本当に最後なんですが、ちょっと通告はしていないんで、関連にはなるんですけども、例えば東温市であるとか松山市、東温市では中小零細企業の振興基本条例、お隣の八幡浜市では、本年6月になります、中小企業小規模企業振興基本条例など、県内各自治体で小規模企業の振興に関する条例が制定されつつあります。西予市として、そのあたり、どのようにお考えかということをお尋ねをしたいと思います。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 源議員からご質問のありました小規模企業振興に関する条例の市の今後の対応についてお答えをいたします。

平成26年6月に公布されました小規模企業振興基本法では、小規模企業の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することが定められまして、国、地方公共団体、支援機関等、関係者相互の連携及び協力の責務等も規定をされたところでございます。

県内では、平成29年11月現在で、松山市、東温市、八幡浜市、新居浜市の4市で条例を制定済みでありまして、当市におきましても、平成29年、本年の9月に西予市商工会から小規模企業振興に関する条例制定の要望書が提出されたことから、条例制定に向けて検討を始めているところでございます。

なお、小規模企業振興に関する条例は、理念条例でありまして、条例を制定することだけが目的ではなく、市内の小規模企業の振興を図る施策について検討することが重要と考えております。

今後は、商工会や企業関係者の意見を踏まえる必要があるため、そのような場を設けながら、なるべく早期に制定ができればというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 ありがとうございます。

理念にとどまらず、実効性のある条例制定を目指すという答弁だったかと思っておりますので、また、検討をお願いしたいと思います。

最後になります、今回の一般質問なんですけれども、冒頭に申し上げました商工会青年部の議員連盟に所属する議員がいる内子町議会、東温市議会、久万高原町議会において、同じ内容にて質

問通告を行い質問を行っているところでございます。

それぞれの自治体で本当に厳しさを増す状況を打破すべく、さまざまな施策が行われておりますが、せっかく同じ県内ですし、自治体同士が切磋琢磨することで、力を合わせていく必要があるのではないかと考えております。

それと同じで、行政と民間事業者、市民の皆さんなど、皆さんそれぞれ立場は違いますが、我がまちをよくしたいという思いは同じだといつも考えております。私自身も至らぬことばかりではございますが、少しでもまちの発展に寄与できるよう、微力ですが尽力をしてみたいと思っております。

以上をもちまして、今定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時00分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時10分）

ただいまから、議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

（日程2）

○議長 日程第2、議案第93号「財産の無償譲渡について」及び議案第94号「財産の無償譲渡について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程3）

○議長 次に、日程第3、議案第95号「西予市認定こども園条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議案第96号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第105号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」までの

10件を一括議題といたします。

これより本案10件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番山本英明君。

○8番山本英明君 議案第98号「西予市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」について質問をしたいと思っております。

前の説明で、2歳まで育児休業がとれるようにするというようなことをお伺いしたんですが、その間、育児休業が伸びたところの処遇改善で、給与とか手当の、何割か出すとか、そういうような対応はどうなっておられるのでしょうか。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、育児休業を取得したときの手当はというご質問でございましたけれども、今回、非常勤職員に対して、特に必要と認められる場合には、条例で定めるところによりまして、2歳に達する日まで育児休業を取得ができるという改正でございますけれども、その間の給料につきましては、無給ということでございます。西予市には臨時職員が550名おりますけれども、そのうち今回の育児休業対象になってくるのが513名ほどになるのではないかと考えております。

ただ、給料は無給でありますけれども、雇用保険がありまして、その雇用保険で育児休業給付金という制度がありまして、それで6カ月までは給料の約6割程度、そしてその後は5割程度給付を受けられるというふうなことになっておるようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程5）

○議長 次に、日程第5、議案第106号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」及び議案第107号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程6）

○議長 次に、日程第6、議案第108号「愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」及び議案第109号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第110号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君 中村です。

補正予算のページ数で13ページ、児童福祉総務費の箇所でございますが、右側の事業概要のところの3段目、保育所(園)管理事業426万6,000円とございますが、議案の93号、94号にもこれ関連しておるわけでございますが、今回、多田保育園と石城保育園の民営化に伴い、和式トイレを洋式化すると、また、炊飯器の交換などをすると伺っておるわけですが、保育所や保育園が統合、あるいは民営化されるということは、市の計画どおりに進んでおるようでございますが、これは財政上からも非常に大変よいことではないかと思っております。

こういうように管理事業として移管するに当たって、やはり常識的に見て、いろいろ施設を整備して、つまり化粧直しをしてお渡しするというのは、これは当然のことだと思っておりますが、こういうようなトイレとか、あるいは炊飯器となった経緯といいますか、何か基準があつてこういうようになるのか、やはりどういう手順を踏んでこうなったのかということをお伺いしたいと思います。

そしてまた、今後これ移管して後、屋根の改修とか外壁の改修とか、大規模な改修になったときに、市としてはどういう対応をされるのか、この2点についてお伺いします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 中村議員お尋ねの保育所の民営化に伴う部分の修繕、工事請負費につきます

て説明をさせていただきます。

まず、お尋ねの炊飯器とか修繕費の天井からの扇風機の関係にございましては、これはもう今現在、ちょうどもう冬になりまして、上から暖房をおろしていくというのが修繕が必要となっておりますので、これはもう今、公立のままでも必要な修繕でございますので、説明を省かせていただきます。

その中であるのが、トイレの改修につきましては、平成27年ごろからずっと今の子どもたち、洋式のトイレでないといけないというようなことが多くなっておりまして、古くなった順から、平成27年度では三瓶の改修を250万円ぐらいかけてしとるんですけど、そういうもので、今回も民営化をしていただく法人より、トイレの改修だけはしてほしいというような要望がありまして、うちのほうでそういう規約はございませんが、常識の範囲で見させていただきまして、お渡しするまでにトイレの改修だけはやりましょうというようなことで、今回計上をさせていただいております。

それから、2点目の、今後大きなもの、屋根のふきかえであるとかいろんなものがあると思うんですけど、このことは今回説明させていただく中で、このまま公立であつたら国にも県にも修繕の補助金がございませんが、民営化になった場合、法人になった場合は、国、県の補助金がありますので、大きな改修が発生した場合には、例えば国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というような、こういう補助要綱に基づいて修繕をしていただくというような形になろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第111号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」から議案第114号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案22件については、お手元に配信いたしております常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、議案について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月21日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時23分

平成29年第4回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|-------------------------|---------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成29年12月21日 | 三 瓶 支 所 長 | 中須賀 敏 幸 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 消 防 本 部 消 防 長 | 西 川 傳 |
| 1. 開 議 | 平成29年12月21日
午後 2時00分 | 総 務 課 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 閉 会 | 平成29年12月21日
午後 3時26分 | 財 政 課 長 | 山 住 哲 司 |
| | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長 | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長 | 山 下 玉 |
| 野村支所長 | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長 | 高 橋 司 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |

1. 議 事 日 程

別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過

別紙のとおり

議 事 日 程			
1	議案第 93号	財産の無償譲渡について	議案第 105号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 94号	財産の無償譲渡について	
	議案第 95号	西予市認定こども園条例制定について	議案第 106号 西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について
	議案第 96号	西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 107号 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について
	議案第 97号	西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 108号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について
	議案第 98号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 109号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
	議案第 99号	西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 110号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第7号）
	議案第 100号	西予市農村地域工業等導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 111号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
	議案第 101号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 112号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第 102号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	議案第 113号 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（2号）
	議案第 103号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第 114号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第 104号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	
			追加
			1 議案第 116号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
			議案第 117号 西予市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
			議案第 118号 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
			2 議案第 119号 平成29年度西予市一般会計補正予算（8号）
			3 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 93号 財産の無償譲渡について
 議案第 94号 財産の無償譲渡について
 議案第 95号 西予市認定こども園条例
 制定について
 議案第 96号 西予市行政手続における
 特定の個人を識別するた
 めの番号の利用等に関す
 る法律に基づく個人番号
 の利用に関する条例の一
 部を改正する条例制定に
 ついて
 議案第 97号 西予市一般職の任期付職
 員の採用に関する条例及
 び西予市職員の勤務時
 間、休暇等に関する条例
 の一部を改正する条例制
 定について
 議案第 98号 西予市職員の育児休業等
 に関する条例の一部を改
 正する条例制定について
 議案第 99号 西予市企業立地の促進等
 による地域における産業
 集積の形成及び活性化に
 関する法律に基づく固定
 資産税の特別措置に関す
 る条例の一部を改正する
 条例制定について
 議案第100号 西予市農村地域工業等導
 入地区における固定資産
 税の特別措置に関する条
 例の一部を改正する条例
 制定について
 議案第101号 西予市乳幼児及び児童医
 療費助成条例の一部を改
 正する条例制定について
 議案第102号 西予市保育所条例の一部
 を改正する条例制定につ
 いて
 議案第103号 西予市国民健康保険診療
 所条例の一部を改正する
 条例制定について
 議案第104号 西予市営住宅管理条例の
 一部を改正する条例制定
 について

- 議案第105号 西予市単独市営住宅条例
 の一部を改正する条例制
 定について
 議案第106号 西予市野村茅葺き民家交
 流館の指定管理者の指定
 について
 議案第107号 西予市大野ヶ原育成牧場
 の指定管理者の指定につ
 いて
 議案第108号 愛媛縣市町総合事務組合
 規約の変更について
 議案第109号 愛媛縣市町総合事務組合
 の共同処理事務構成団体
 からの脱退に伴う財産処
 分について
 議案第110号 平成29年度西予市一般
 会計補正予算（第7号）
 議案第111号 平成29年度西予市国民
 健康保険特別会計補正予
 算（第4号）
 議案第112号 平成29年度西予市介護
 保険特別会計補正予算
 （第3号）
 議案第113号 平成29年度西予市農業
 集落排水事業特別会計補
 正予算（2号）
 議案第114号 平成29年度西予市公共
 下水道事業特別会計補正
 予算（第3号）

追加

- 1 議案第116号 西予市職員の給与に関す
 る条例の一部を改正する
 条例制定について
 議案第117号 西予市特別職の職員で常
 勤のもの給与等に関する
 条例の一部を改正する
 条例制定について
 議案第118号 西予市議会議員の議員報
 酬及び費用弁償等に関す
 る条例の一部を改正する
 条例制定について
 2 議案第119号 平成29年度西予市一般
 会計補正予算（8号）
 3 議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第93号「財産の無償譲渡について」から、議案第114号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」までの22件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長菊池純一君の報告を求めます。

菊池純一君。

○菊池純一総務常任委員長 総務常任委員会審査報告をいたします。

去る12月11日の本会議において当委員会に付託されました議案8件について、12月13日に審査を行いましたので、報告いたします。

審査の結果は、お手元に配付の委員会報告書のとおりであり、議案8件はいずれも原案のとおり可決決定いたしました。

議案第97号、総務課所管の「西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、今、実際に職員の応募があると考えますが、今の応募状況と、給料表に1級から7級までであるが、級別の違いを教えてくださいとの質疑があり、今回の准救急隊員の任期付短時間職員の募集については、今議会で議決後に公募をするようにしている。

したがって、この任期付短時間職員は、今はまだ一般公募していない。ただ、任期付短時間職員とは別に、現在の市職員の中で併任という形で一部進める計画もしている。これらは応募が11名あったが、それについては、今後、最終的に決定していきたい。また1月1日の異動を目指して進めていきたいと考えている。

2点目の職務の級の関係は、西予市職員の給与に関する条例の行政職給料表に準じている。今回採用を計画している准救急隊員は給料表の1級、給料月額18万7,610円の該当となるが、短時間勤務となるため、その勤務時間数に応じた額となるとの答弁でした。

議案第108号「愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」では、交通災害共済の事務を組合に委ねているところが県内で2市9町ということで、その中の1市はこの西予市ということだが、あとの市はどこなのか。また西予市は約3万9,000人の人口がいるが、その中でどれくらいの加入者があるのか。また、年間の共済の支払い金額はどのくらいなのかとの質疑があり、加入をしている市町の状況は、このたび脱退する東温市を除くと、残りは大洲市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町になる。

28年度において、加入者数は1万2,393人、そのうち、大人が1万1,281人、中学生以下が1,112人という状況であった。その中で、28年度における災害見舞金の支払いの状況は、全て大人で33件の支払いがあった。金額にすると432万5,000円の支払いという状況になっている。

また、29年度の加入者は、合計1万1,913人。そのうち大人が1万831人、中学生以下が1,082人という状況である。12月1日現在の災害見舞金の支払い状況は、大人が20人、中学生以下は現在のところ支払い実績はない。災害見舞金の支払い金額については266万5,000円という状況になっているとの答弁がありました。

また、今回、東温市が脱退するということがだが、脱退等について西予市での今後の見通し、意向等があるのかとの質疑があり、各地域の方から特に強いご要望があるわけではないが、加入掛け金を持ってきていただく方々からは、このような形のものをお願いしたい。

また、見舞金支払いを受けている方からは、非常によかったというお声もいただいているので、当面はこのまま続けていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第110号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第7号)」の総務常任委員会所管分について、抜粋して報告します。

財政課所管分の市有財産維持管理事業では、ジオパークの拠点施設の建設工事に関連して、新駐車場は現在の総合センター城川及び城川市民プールが存在している城川支所の正面付近に予定しており、老朽化しているこれらの2つの施設を解

体、除去した後に駐車場として整備する計画で、新しく駐車場がプールのところにできるようになっているが、そのプールを廃止するという点に関しての住民の理解は得られているかとの質疑があり、城川支所で住民説明会を行っている。1つ目は、城川地区の公共施設利活用検討委員会で、一般の市民を含めて20人程度の検討会を開催し検討している。それと、行政区の総務区長を中心の総務区長会でも2回話し合っている。そして、地元の下相地区への住民説明会も行っており、合計で3つの会合で説明を行っている。

その中で特別に質問や反対意見はなかったもので、住民の理解は得られているものと考えているとの答弁でした。

情報推進課所管分の電算システム開発導入事業では、電算関係は法改正などによりシステムの仕様が変わるごとに委託をしないといけないのかとの質疑があり、システム改修が発生するたびに業者と契約をして委託料が発生している。業者については保守を委託している業者との契約になるとの答弁でした。

まちづくり推進課所管分のせいよ地域づくり手上げ型交付金では、手上げ型交付金はことしも4,000万円だったと思うが、実際に今年度手上げ型交付金4,000万円のうち、幾らまで認めて執行されているのかとの質疑があり、平成29年度の手上げ型交付金事業では、19地域の組織から37の事業申請を受け、そのうち採択になったのが30事業であり、手上げ型4,000万円のうち3,923万8,000円を交付決定しているところであるとの答弁がありました。

また、7事業が不採択ということであるが、7事業の内容を説明願いたいとの質疑があり、今回の申請の中で不採択となった主な傾向として3点が上げられる。

1つ目は、イベントの実施が目的になっている内容であり、組織側がイベントを企画し住民が参加するという、興行的な構図のものであって、地域住民のかかわりが特定のものだけにあるものとか、地域が活性化するような将来性が見えない消化型のイベントであるというものがあつた。

2つ目は、その目的の達成のために自分たちがやるのではなく、ハード整備の業者任せになった計画とか、住民がその価値を理解して自分たちが守っていこうという部分が見えづらかった申請が

あつた。

それから、3つ目は、地域づくりの視点というより、経営という部分のハード整備、備品購入が目立ち、特定の者の自立支援に係る分野が多い申請があり決定できなかった。

29年度においては、27組織中、19組織が申請をいただいているが、30年度ではこの手上げ型が採択されてない地域においても、今回この債務負担行為によって4月1日から事業が実施できるようにしたい。来年1月中旬に新規要望の勉強会を実施するよう計画している。それにより1月下旬くらいから実際に相談を受けて申請を受け付けていくような方向であるとの答弁がありました。

さらに、今回、市民と議会との意見交換会というところで惣川地区に入ったが、手上げのプレゼンをする人材がいなかったため、もどに戻してほしいという意見も出たわけだが、今は相談できる場所もあるため、そちらに相談するかもしれないが、申請が出ていない地域に関しては、行政側から、こういうことをすれば採択できますよという説明を望むとの質疑があり、手上げ型の分で申請を1回もしてないところについては地域の事情があり難しいという意見もいただいているが、それぞれの地域には行政側の担当職員もいるので、勉強会を通して担当職員と連携しながら進めたいとの答弁がありました。

学校教育課所管分の小学校費及び中学校費のうち教育振興費329万9,000円の補正については、準要保護児童生徒への新入学学用品費ということだが、どういうものが対象になるのかとの質疑があり、小学校や中学校に入学する児童または生徒が通常必要とする学用品や通学用品費が対象となるとの答弁があり、具体的には体操服等も含むのかとの質疑に対し、学用品にはノート、鉛筆といった文房具類や体操服等の費用が含まれるとの答弁でした。

また、今回の準要保護児童生徒に対して新入学学用品費の支給について、小学生37人、中学生22人を見込んでいるということであつたが、子どもが減る中で近年の人数的な傾向がどうかとの質疑に対し、これまでの認定者数は、28年度は小学生89名、中学生63名、合計152名、全体の児童生徒数の割合からいうと5.7%程度の支給である。さらに27年度は、小学生111名、

中学生57名、合計168名で、全体の6.2%、26年度は全体の6.0%、25年度は全体の6.2%、24年度は全体の6.1%であり、年によって若干の数値の差はあるが、おおよそ全体の6%前後で推移しているとの答弁でした。

消防総務課所管分の消防吏員制服等貸与事業については212万1,000円となっているが、1人当たりどのくらいの経費がかかるのか。また制服等となっているがどのような物が入るのかとの質疑があり、今回の准救急隊員には救急活動用の被服のみ対応することとしている。

具体的には、正職員と同様の活動服、防寒衣、アポロキャップ、ヘルメット、長靴、雨具などである。正職員には、これ以外に火災活動用の防火衣や救助活動用の救助服、式典用の制服などを貸与している。合計で正職員に必要な貸与品は1人分50万円程度必要で、准救急隊員1人分約20万円の費用ということになっているとの答弁がありました。

また、准救急隊員の万が一のときの補償は正職員と同じなのかとの質疑に対し、正職員と全く同じである。これは今回の法令改正で消防職員等の災害補償に係る分野も改正されており、准救急隊員が消防吏員と同様の補償を受けることについて改正があったものであるとの答弁でした。

以上、委員会審査報告といたします。

平成29年12月21日、総務常任委員会委員長菊池純一。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長中村一雅君の報告を求めます。

中村一雅君。

○中村一雅厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告。

去る12月11日の本会議において当委員会に付託されました議案9件について、12月13日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案9件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより、議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁等を抜粋して報告いたします。

議案第93号「財産の無償譲渡について」及び議案第94号「財産の無償譲渡について」では、

対象施設である多田及び石城保育園の耐震基準は満たしているのかとの質疑があり、多田保育園は平成2年3月、石城保育園は昭和60年2月に建築されており、どちらの施設も耐震基準を満たしているとの答弁がありました。

議案第95号「西予市認定こども園条例制定について」では、平成30年4月から開所される西予市認定こども園しろかわ保育所の申し込み状況について質疑があり、現時点での申し込み状況は、定員65名に対し63名であるとの答弁がありました。

また、城川地域の保育所2園が1つに統合移転されることで園児の送迎はどうなるのかとの質疑があり、統合移転に関して保護者や地元住民と話し合いを持ち、送迎については保護者が行うよう協議ができているとの答弁がありました。

議案第101号「西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」では、以前、医療費助成制度の対象を拡充すると地方交付税が減額となるため実施しないと説明があったが、国の状況はどうなったのかとの質疑があり、医療費助成制度の対象拡充に伴う国からのペナルティーのうち、6歳未満までについては、平成30年度から廃止となるとの答弁がありました。

また、条例改正による財政負担はどの程度想定されているのかとの質疑があり、当改正に伴う予算は1,700万円程度を想定しているとの答弁がありました。

さらに、今回対象となる助成には、先に自己負担をした上で、市担当窓口で申請し、払い戻しされるという形になるのかとの質疑があり、立てかえ払いをしない方法を選択すると、電算システム等の関連から導入費用や時間が発生するため、より早く当助成に取りかかるため窓口に来ていただき返還する方法を選択したとの答弁がありました。

議案第102号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」では、担当課から西予市が設置する土居保育所及び魚成保育所を統合し、就学前の教育と保育を一体的に行う認定こども園を平成30年4月から開園することとなり、開園に向けて所要の整備を図るため本条の一部を改正するとの説明がありました。

議案第103号「西予市国民健康保険診療所条

例の一部を改正する条例制定について」では、明浜地区の3つの診療所について、民間移譲による診療時間はどうかとの質疑があり、現在、狩江診療所は週3回、高山歯科診療所は週3回、俵津歯科診療所は週2回の診療体制になっている。民間移譲されても現在の日数を確保できるよう協議を行っているところであるとの答弁がありました。

また、平成30年8月から移動診療車を導入し、惣川地区は惣川公民館で診療することとなっているが、将来的に現在の診療所など惣川公民館以外で診療を行うような計画はあるのかとの質疑があり、地元説明会を行った際に住民からそのような希望は多々いただいているが、関係機関との協議等も必要となることから、今後、検討を進めていきたいとの答弁がありました。

議案第110号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第7号）」のうち子育て支援課所管分では、放課後児童健全育成事業の委託料762万2,000円の増額補正理由について質疑があり、当初は実績見込みでなく登録数で人数を算定していたが、要綱にのっとり算出を見直したため人数に差異が生じ基準額が増額となった。それに加え、長時間加算や日数加算についても基準額が少しずつ変わっており、合計基準額が増額となったとの答弁がありました。

福祉課所管分では、国や県の補助金を受けて市が指定している福祉避難所へ訓練などに必要な用具を支給するために福祉避難所強化整備促進事業を創設し、今年度は市内の福祉避難所16施設のうち5施設に必要な用具を整備すると説明があったが、用具を支給するための今後の計画はどの質疑があり、福祉避難所の用具の整備は、年に5施設ずつ整備する計画としており、補助金が継続する限り継続的に整備していきたいとの答弁がありました。

また、関連として、福祉施設避難所の収容人数はどの質疑があり、施設の面積などに応じ、通常入所されている方に加えて、16施設で305人の受け入れが可能となっているとの答弁がありました。

議案第111号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」では、担当課から平成30年3月末をもって廃止する狩江診療所のAEDや心電図機器のリース機器を解約する

ための手数料及び狩江診療所を民間移譲することに伴うレセプトコンピュータを導入するための費用を計上するため増額補正する旨の説明がありました。

議案第112号「平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」では、保険給付に関して実績見込み額に基づき、認知症対応型共同生活介護や地域密着型通所介護等の各種サービス給付費の見直しを行ったことによる増額補正であるとの説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成29年12月21日、厚生常任委員会委員長中村一雅。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長宇都宮俊文君の報告を求めます。

宇都宮俊文君。

○宇都宮俊文産業建設常任委員長 それでは、最後に、産業建設常任委員会よりご報告いたします。当委員会に付託されました議案については、12月14日に審査いたしました。

審査した議案第104号から第114号につきましては、お手元に配信のとおり、原案どおり可決決定いたしました。

それでは、審査経過及び内容等を申し上げます。

議案第104号「西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」は、主に公営住宅法の一部改正に伴うものと、市営住宅設置における名称変更及び用途廃止による内容になります。

市営住宅の入居者には毎年収入申告を義務づけていますが、認知症者・知的障害者・精神障害者等の諸手続において、一部柔軟に対応できる緩和措置が図られるようになったほか、子育て世帯向け住宅では、利用者の世代にも認知されやすい名称に変更したとの説明を受けました。

続きまして、議案第105号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」は、条例の基準を明確化する改正と、西予市公営施設等総合管理計画に基づき、廃止された旧教員宿舎の6団地16戸を単独市営住宅として有効活用するとともに、老朽化が著しい3団地4戸の住宅を用途廃止する内容になります。

建設課で管理している住宅戸数について質疑があり、全体で855戸を管理しているが、政策空き家として管理しているのは66戸、空き家の中

で家の改修について未整備のものは10戸となっているとの答弁がありました。住宅の長寿命化計画では35年度までを計画しており、改修及び統廃合等の計画などとあわせて整備を進めているとのことでした。

議案第106号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」は、先般開催した指定管理者審査会に基づき、非公募により惣川自治振興会を選定するに至った経緯の説明があり、委員から指定管理の対象である「土居家」の利用者数と施設利用啓発について質疑がありました。平成28年度は、来訪者数が6,385名、宿泊者数は87名となっており、市のホームページ・観光物産協会のサイト等で利用の啓発をしているとの答弁がありました。

さらなる啓発活動により、利用者の増加を図るとともに、指定管理費の削減を目指し頑張っしてほしいとの意見が出ました。

続きまして、議案第107号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」は、農業水産課より説明がありました。本施設は昭和45年に国営草地改良事業により設置され、昭和51年からは愛媛県酪農業協同組合が30年にわたり管理運営を行い、平成22年度からは東宇和農業協同組合が管理運営に当たっている施設で、生乳生産の基礎となる育成段階の牛を大野ヶ原育成牧場で約20カ月間預かり、種付けをして返すことで、酪農家のコスト低減・労力軽減を図るとともに丈夫な牛に育成を図る役目を担っています。

飼養管理や種付けといった特殊技術を要することから、非公募により東宇和農業協同組合を指定し管理運営を引き続き行わせるものですが、収益性にも配慮し、しっかりとした運営をしてほしいとの意見が出されました。

議案第110号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第7号）」では、建設課所管分として土木費、災害復旧費を中心に詳細な説明がありました。今回、特に道路橋梁維持費では、野村地区における除雪経費を437万3,000円計上しているほか、道路橋梁河川災害復旧費では3,375万円を増額し、10月22日の台風21号により被災した道路及び河川の災害復旧に当たる方針で、道路（野村2件、城川1件）・道路河川（城川1件）の修繕に早急に対処したいとのことでした。

農業水産課所管分では、農用地利用集積事業における農業経営の法人化について質疑がありました。農業経営を法人化することによってどういったメリットがあるのかとの問いに対し、経営管理能力が向上し経営発展につながるほか、税制・融資・後継者確保などの面で有利になるといった内容が資料で示されました。また、現在、市内の集落営農組織は52団体で、そのうち法人は10組織に上るとの答弁がありました。

議案第113号「平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」については、平成30年度の宇和地区7処理区の施設維持管理業務における債務負担行為を設定する内容になります。現在、稼働中の永長・神野久・田之筋・中川・石城・多田・明間浄化センター、中継ポンプ施設の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、債務負担行為の期間限度額を設定しているとの説明がありました。

最後に、議案第114号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」では、公共下水道の加入者促進に係る方策について質疑がありました。加入者は宇和处理区・野村処理区合わせて平成28年度末で5,006名で、加入率は宇和52.41%、野村61.12%、西予市全体では56.2%となっており、公共下水道接続奨励金・水洗便所の改造資金利子補給金制度などを設け対処しているそうです。今後とも、加入者数をふやすため啓発に努めていきたいとの答弁でした。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成29年12月21日、産業建設常任委員会委員長宇都宮俊文。

以上でございます。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより、議案順に採決を行います。

まず、議案第93号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第93号「財産の無償譲渡について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第94号「財産の無償譲渡について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第95号「西予市認定こども園条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第96号から議案第105号までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第96号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第105号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」までの10件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第96号から議案第105号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第106号及び議案第107号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第106号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」及び議案第107号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定

について」の2件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第106号から議案第107号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第108号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第108号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第109号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第109号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第110号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第110号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第7号)」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第110号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第111号から議案第114号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第111号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」から議案第114号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」までの4件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第111号

から議案第114号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時45分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時00分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第116号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第119号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第8号）」までの4件並びに議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、5件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 まず、追加日程第1、議案第116号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第118号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 議案第116号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第117号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第118号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じて、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、まず、人勸に伴うものでは、民間給与との格差を解消するため、職員の月例給につきまして、昨年度に引き続き、若年層に重点を置いて引き上げを行うもので、現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じて平均0.24%改定し、平成29年4月1日にさかの

ぼって適用させるものであります。

勤労手当につきましては、平成29年度の12月期支給割合を0.1月分引き上げ0.95月分とし、平成30年度以降においては、6月期と12月期をそれぞれ0.90月分とし、年間0.1月分引き上げ、期末勤労手当は4.4月分としております。

また、平成30年4月から行政職給料表4級、医療職給料表（二）5級及び（三）5級において、それぞれ8号級の創設を行うものであります。

また、市の特別職、議会議員の給与につきましても、国・県の給与改定に準じ、期末手当を年間で0.05月分引き上げを行うものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより、本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 お尋ねいたしますが、先ほどの、ちょっと説明がありましたけれども、西予市の職員の給与は、他の近隣の市の給与とラスパイレスを含めてどれぐらいの差があるか、お聞きをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまラスパイレ指数はどういうふうな状況かというご質問がございました。西予市の平成28年度におけるラスパイレ指数は92.7という数字になっております。

また、近隣の状況でございますけれども、宇和島市におきましては95.3、八幡浜市におきましては97.8、大洲市におきましては94.8となっております。県内の市の平均におきましては96.9というふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 近隣の一番近い八幡浜と5ポイントも違うということでございますね。これはどういう情勢からこういうことになってきたのか、ちょっと私も検討つきませんけれども、一番近くの市と5ポイントもラスパイが違うというのは、今後、是正して行って、そしていろんな事務組合の問題とか、そういうものの関係もござい

ますので、その当たりも含めて、将来的に対応できるような形にしといていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、近隣の自治体と比較して、非常に数字が低いのではないかとというご質問でございましたけれども、合併時における調整等も、合併後してきましたけれども、合併前におきましても、旧5町の給与はラスパイレスの指数は低いという状況でありました。その後、合併をしまして、給与の調整等も行いましたけれども、自治体としましては、まだまだ他の自治体と比較しまして西予市の給与につきましては低いという状況でございます。

今現在は、愛媛県準拠の給与体系を採用しております。それに基づいて給与等を支給しておりますけれども、こういった実態がございますので、今後、また、こういった実態も踏まえながら、給与については検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第116号から議案第118号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第116号から議案第118号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第116号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第118号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第116号から議案第118号までの3件は、原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第2、議案第119号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 議案第119号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第8号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

その前に、合併特例債の再延長につきまして、大きな動きがございました。そのことにつきましてお知らせをしたいと思います。

先般、自民党総務部会では、合併特例債の発行期限を5年程度延長するという方針を決定いただきました。与党公明党の皆さんとともにその方針をご確認中でございまして、来年中の通常国会で議員立法による法改正を目指すとされました。

当市におきましても、合併特例債を予定財源とした建設事業の積み残しがありますので、今回の方針決定は非常にありがたく、そして、再延長の実現に向けて活動をされてきた関係団体及び国会議員の皆様方に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

今回の決定を受けまして、本市におきましても、改めて建設計画の見直しを行い、再延長期間中に実施すべき事業の精査及びスケジュールの調整等に取りかかりたいと考えているところでございます。

さて、今回の補正予算の主な内容でございますが、先ほど条例改正でご説明いたしました人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に伴います人件費の調整及び明浜地区の歯科診療にかかわる補助金について債務負担行為を設定するものであります。

まず、人勸に伴う人件費の調整であります。実施いたします職員給与の増額改定及び勤勉手当の支給割合の引き上げに係る経費、並びに特別職及び市議会議員の期末手当の改正に伴う経費を調整するもので、現予算の組み替えにより対応することから、歳入歳出予算の増減はございません。

また、高山歯科診療所及び俵津歯科診療所につきましては、先ほど議決をいただきましたとおり、平成30年3月末をもって廃止することとい

たしております。廃止後の診療所施設でございますが、治療器具等を十分に使える状態でありまして、地域の皆様のためにも民間の医療機関、または医師で施設の運営に協力いただけるところはないかと考えているところでございます。

施設の運営を引き継いでいただく上で、市といたしましても相応の条件整備が必要と考えており、民間経営に際しまして1診療施設当たり上限300万円の開設支援補助金制度を設けることといたしました。

今後、具体的に民間経営の意向を示していただく医師の方々と協議、調整を行うため、今回、補助金に係る債務負担行為を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第119号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第119号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第8号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第119号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第3、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

去る12月1日から21日間の会期で開催されました第4回定例会は、本日、全ての日程が終了の運びとなりました。会期中、議員各位におかれましては、本議会並びに各常任委員会を通じまして慎重なご審議を賜り、条例の制定及び一部改正、補正予算などの重要な案件をいずれも原案のとおり可決いただきました。ここに衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、西予市の子どもたちの夢と希望につながる取り組みについて少し触れさせていただきたいと存じます。

1つは、去る12月11日に城川小学校で行われましたARISSスクールコンタクトで同校の児童が地上400キロメートルの上空に建設された国際宇宙ステーションの宇宙飛行士とアマチュア無線を使って交信を行ったプロジェクトでございます。

昨年度、城川小学校が開校した記念事業として企画されたものですが、申し込んだ世界中の学校が順番待ちとなっており、子どもたちも待ちわびておりましたが、今回、幸いにも願いがかなったものであります。時速約2万8,000キロで移動する宇宙ステーションが地球を1周するのに約90分かかります。そのうち、日本の上空を通過するのがわずか10分であり、その間に交信に挑戦するもので、愛媛県内では初の開催、四国で3番目、全国では91番目の取り組みとなりました。

た。

私もこの貴重な瞬間に立ち会うことができましたが、こちらから呼び出しに、はるか400キロメートルの上空からイタリア人の宇宙飛行士タオルメスポリさんから会場に声が届きました。その声が響いたとき、子どもたちを初め会場の誰もが同じ感動を共有いたしました。つながるまでの祈り、宇宙とつながった感動、英語での緊張した交信成功後の子どもたちのときめいて満足そうな笑顔が強く印象に残っております。

先日19日には、日本人宇宙飛行12人目となる金井飛行士による国際宇宙ステーションでの長期滞在が始まり関心が高まっているところでありますが、子どもたちがこの貴重な体験により、物事への関心を深め、目標に向かって努力する大切さを学び、将来に生かしてくれることを願うとともに、ご協力をいただきました関係者の皆様に改めて感謝を申し上げたいと存じます。

2つ目は、2020年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会におけるマスコットの選定への投票です。これは史上初めて全国の小学生が投票して大会マスコットを決定するという試みであります。

19日現在では、全国で118の自治体、県内では唯一西予市が投票宣言をしている状況であります。小学校は各校単位で投票宣言をすることができ、登録すれば各種広報媒体で使用可能な投票宣言ロゴマークが付与されることになっていきます。

今後、小学校の投票参加を後押しする取り組みを進め、東京オリンピックと身近につながることで、子どもたちが大会の価値や理念について学び、充実感や夢を育んでもらいたいと考えております。

西予市の未来を託す子どもたちの夢がかない、夢が、希望がかなえられる西予市づくりに向けた取り組みをより一層進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、これからの季節、寒さが一日一日増し、一層厳しさを増してまいりますが、議員各位におかれましては、どうかご慈愛いただきまして、来る平成30年が希望に満ちあふれる幸多き年になりますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

1年間、まことにありがとうございました。

○議長 これをもって、平成29年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 副議長

同 議員

同 議員

平成29年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 1 号	平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 2 号	平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 3 号	平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 4 号	平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 5 号	平成28年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 6 号	平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 7 号	平成28年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 8 号	平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 9 号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 10 号	平成28年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 11 号	平成28年度西予市水道事業会計決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 12 号	平成28年度西予市病院事業会計決算の認定について	29.12.1	認 定
認定第 13 号	平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	29.12.1	認 定
議案第 93号	財産の無償譲渡について	29.12.21	原案可決
議案第 94号	財産の無償譲渡について	29.12.21	原案可決
議案第 95号	西予市認定こども園条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第 96号	西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第 97号	西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第 98号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 99号	西予市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第100号	西予市農村地域工業等導入地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第101号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第102号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第103号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第104号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第105号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第106号	西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について	29.12.21	原案可決
議案第107号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	29.12.21	原案可決
議案第108号	愛媛県市町総合事務組合理約の変更について	29.12.21	原案可決
議案第109号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	29.12.21	原案可決
議案第110号	平成29年度西予市一般会計補正予算(第7号)	29.12.21	原案可決
議案第111号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	29.12.21	原案可決
議案第112号	平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	29.12.21	原案可決
議案第113号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	29.12.21	原案可決
議案第114号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	29.12.21	原案可決
議案第115号	移動診療車の取得について	29.12.1	原案可決
議案第116号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第117号	西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第118号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	29.12.21	原案可決
議案第119号	平成29年度西予市一般会計補正予算（第8号）	29.12.21	原案可決
	議員派遣の件について	29.12.21	承認